（その　四）

炭労賃金要求書作成の基礎要旨

今次十月以降賃金斗争は独占の指向する独資本との対決を目指して、大手十七社の中央交渉という、昭和二十四年一月以降絶えてしまつた統一交渉方式を再び採用し、画期的な秋期賃金斗争への巨歩を押し進める事に成つたのである。

今次賃金要求書の才一の特徴は、ＣＰＩ方式を放棄し、これにかわる「マーケット・バスケット方式を採用した事である。

私共は、いつまでもこんな苦しい生活に押しこまれて、社会経済情勢の一般的生活水準による明る生活などという美名のもとに甘んじて行く事は打破しなければならない、という考えのもとにこの際生活の本質にたちかえり人間の尊厳と自由と独立とを保てるだけの賃金水準に少しでも近づくため、従来の如き生ぬるい賃金要求の方式を一掃し、新方式によつて断乎斗う決意を固めたのである。

本当に健康で文化的生活をする為には、七万円位の手取賃金を必要とするのであるが、然しこれは目標であるし、戦後の経済状態、会社経理なとも考慮し、また時期尚早の感も否定出来ない。又一挙理想を求めることは困難なので、先づ才一段階として理想に到達する為の基礎的要件を整える事が、妥当であると考え、「半物量方式」による、健康にして文化的な慰安のある生活を営み得る賃金を決定したのである。

※半物量方式　による賃金作成に当つては次の方法をとつた。

(1) 基本方針としては

炭鉱労働者は基幹産業の才一線の陣頭にたつ生産能力者であり又は労働者が人たるに値いする生活を営むための必須を充すべき労働条件を確保する為に、健康で文化的な慰安ある生活を目標にした要求書を作成したのである。

(2) 具体的な大要は

現在の実態を考慮して若干上廻る生活内容を確保するため、現在労働科学的に成果の十分の挙つている基準を労研（労働科学研究所）の資料によつて作成し若干の修正を加えた。この過程については、別に詳しい説明を要するがこれは省くことにする。

「慰安ある生活を営む、賃金要求書の算出の基礎については」、大会に於いて四項の決定をみているその大要は

(イ)熱量　二八〇〇カロリー以下廻らぬ事、
(ロ)蛋白　九〇瓦を下廻らぬ事、
(ハ)エンゲル系数は　五三％とする。

以上であります

この決定に基いて算出されたのが、半物量方式による、飲食物費　八一一三円である。

これは従業員が打出している水準と、同程度のものであり、また、再生産に必要な食生活水準であるという考えに立つて決定したのである

これをエンゲル系数によつて、全生計費を算出し　若干の修正を加えて、要求金額を決定したのである

※CPS・CPIを何故放棄したか。

（その五）

今次賃金要求書の第一の特徴は、CPIの放棄とこれにかわるマーケット・バスケットの採用にある昨年夏の電気料金の値上げに始まった生活諸物価の全面的暴騰の騰貴が生計を極度に圧迫したにも拘ず、それがいさゝかも、CPI、CP乙に反映されなかった事実を通じ、我々は今こそ骨身にこたえてその本質ギマン性を読みとるにいたったものである。

CPI、CP乙のギマン的なカラクリについては、このほかにまだ〳〵多くの点が指摘されねばならないであろう。

CPIはその名の示すごとく消ヒ者物価指数であり、CP乙消ヒ者価格調査であって消ヒ者の実際の収入によって制約された生活内容を反映しているに過ぎない。労働者の収入は賃金であるから物価が上ってもそれに比例して賃金が上昇しなければ物資や賃金に合う限度がある限り生活内容そのものを切下げてゆく以外にない、ということはCPSを指数化したCPIが何んら現実の物価変動をそのまゝ反映しない本質をもつことになる、例えば牛肉の価格が上ったがそれに比例して給料が上らないために、止むなく牛肉を《こまぎれ》に切替えたという場合には、実際の物価高にも拘ずCPIは一向に上昇を示さないという結果が生じる。したがって動乱勃発以降（東京小売物価指数日銀調二十六年九月）が三十九・七%の上昇を示している反面、東京CP乙は二十七・一%に止っているという事実はこの内に労働者の実質賃金が大幅に低下し、〃の生活内容が刻しく切詰められた過程を示すにほかならない。そればかりでないCP乙そのものがいかに貧弱な生活内容をそのウラづけにもっているかば、ひとたび、CP乙各ヒ目支出金額の基礎である物量自体に眼を転ずれば一目瞭然としている。例えば本年五月東京CP乙は六〇〇世帯を調査対象とし、その平均世帯人員は四・七六人となっているがこれが消ヒする物量の内容は以下にみる通り貧弱極るもので、ある

(一)魚類は全体で一貫一八二匁しか購入しておらず、これは一人平均一ヶ月で約三六匁一日で一・二匁しか当らない、具体的にみれば五人近くの家族が一ヶ月間にイワシを十二匹（～十三匹、まぐろ二切ぶり、四切見当となる。

(二)、動物性の食品をみると一ヶ月が牛肉一四四匁、バター〇・一三ポンド、タマゴ二二ケ、牛乳九・八合、これを一日一人当りに換算すれば全くお話にならない量である。

(三)、野菜でみると一ヶ月にホーレン草八七九匁、（一人一日五・六匁）ねぎ一貫四九匁（一人一日六七匁）大根七四七匁（一人一日四・五匁）でまるで小鳥のエサ程度の量にすぎない。

以上のようにほとんど購入する余裕のないことを示している。このように、労働組合が賃上要求の理論根拠としてのCP乙、CPIを採り上げることは、それ自体から不当に切下げられた労働者の生活実態を認めてかゝることであり

「文句をいっても何んとか生きているではないか」というウラづけのもと労働者の実質賃金を更に切下げようとする資本家や政府の立場に妥協する結果にもなりかねない。

かくて労働組合としては賃金値上要求をやる場合に数字的根拠をこのような資料に求めることはできるだけさけ、あくまで労働者の最低生活を保証し労働者の再生産に必要な金額はいくらかという科学的な資料を作成してのぞまねばならない。これによってはじめて労働者はその生活実態に確信をもつとが出来るし労働者一人一人がそうした自覚にたつことによって賃上斗争をまた強大な大衆斗争にして展開することが可能となる。

マーケット、バスケットは実はこうした目的と必要のために作成されるのであり、また生成されなければならないのである。

ではCPS、CPIにとってかわったマーケット、バスケットとはどんなものであるか解説をしてみたい。

マーケットバスケットとは「生活に必要な全物量を設定して実質賃金を表わすものである。本来「買物カゴ」の意味であるが、国際的なものであり、生活問題上、賃金問題上において国際的な权威を持っているものである。

マーケット・バスケットを作ることはいとも容易である。なぜならばマーケット、バスケット（バスケ）とは人間の誰もがそれなくしては生きられない家庭生活＝消ヒ者生活において生活必需品の全物量

（その六）

の羅列であり亦集成にほかならないからである。バスケを作るということは一つの生活ヒを物量で表す上の技術にすぎない。この技術はいろいろの角度から用いることが出来る。

その用い方を大別すれば二つあるのである。

才一の場合は総評の賃金綱領の「健康にして文化的」な生活ヒ七万何ら、いはゆる標準生活、或は最低生活のバスケの出し方である。この場合一定の水準が定められて、その生活水準に応じて一切の物量が決定される。たとえば「健康にして文化的生活」のバスケの算出にあたっては、食衣住その他一切の物量が健康にして文化的な生活という水準の下に設定される。最低生活のバスケが作られる場合には最低ぎりぎりという観点から、食衣住その他一切の物量が決定されるのである。

これに反して才二の場合は先に生活ヒが決定される。たとえば戦前水準二万五千円のバスケの場合には二万五千円という生活ヒ総額が決定されて然る後にそれに相応しい衣食住その他一切の物量が設定されるし、一万五千円ベースの要求のウラ付けとしてのバスケの場合には一万五千円の生活に相応しい物量が設定されるのである。

バスケによる賃金値上げ要求の場合はこの才二の場合である。炭労の場合は残念ながら全口的なまた地方別の品目、規格、適正需要等の精密な資料の整備研究が行われておらず直ちに蒐集にかゝつても十月以降の賃金には間に合せるのは困難である。従って衣食住の一番幅の狭い圧縮の余地の少ない食糧品目について、市場価格を適用し他はエンゲル系数を用いて要求額を算出したのである。この事は調査部長会議で次の様に論議されている全物量での全口統一基準額の算出は、本来の使命とする処の、実感的生活内容とは相当かけはなれた架空なものとなり、又脱落していくものも多くなることも考えられる。これは特に南の九州と北の北海道とを比較する場合にけん著に起る現象であって、生活様式の相違から生ずるもので特に衣住の規格統一が非常に困難を伴う事が予想されるのである。食糧ヒ目は生活必需品中の他の衣類、住宅、其の他に比較して圧縮の余地が少い。限りある人体摂取量も[illegible]るものでなく一日の量により差は生ずるが他のもののように考え方次第で割ったり加えたりする余地が少なく、これを基礎として発展する要求額はけっして理論的根拠に乏しいという事は出来ない。又エンゲル系数は生活上の余裕をはかる物差として、世界的にも認められ使用されて来たものであり、日本においても野田経済研究所が戦後日本経済内でのこの系数を発表している。従って一概に否定する程のものでなく使用して害があるものでないのでよい事の半物量派と半物量で社会ヒをエンゲル系数で調整するは内容的に弱いし、総評の賃金綱領の様でない点が特に調査部長会議で論議の焦点となり全物量とするか半物量（飲食ヒのみに算出基礎を求める方式）とするかで活発な意見が斗わされこの両論は[illegible]次のように集約されたのである

即ち

① 飲食物については栄養科学的根拠に基きマルゲットバスケットを組み、エンゲル系数で全生計ヒを算出する

② 戦前水準の要求額を算出しウラ付けとして全物量のマーケットバスケットを組む（全物量）

以上討議の結果、結局半物量理論が大勢を支配し大会に上程された。しん賃金案の構想として決定され、大会においても半物量方式を採用され、将来は全物量方式の採用に努力する決定されたのである。

炭労が賃金[illegible]方式を命名したのは新賃金算出の基礎が飲食物ヒだけの物量体系から計算し他のヒ用は現実と力関係に照応させるという態度を明白にしたものである。

また半物量方式はとつたという事は、いゝかえれば、従来の速報資料の炭坑CP2、CP1即ち実態生計ヒに基礎をおいた賃金要求から理論生計ヒに基くそれえ移行した事である。

総評 賃金綱領

（A）

現在の賃金は、わが八十余年の賃金の歴史において、いまだかつて経験したことのない極度の低賃金である。文字通りの飢餓賃金である

わが国の低賃金は、根本的には農民の極端に窮困な生活水準と、ぼう大な潜在的失業の存在とによつて、もたらされたものであり、直接的には、中小工場や家内工業の廻るに足りない低賃金によつて支えられ、これに抗して闘かおうとする労働階級の一切の努力は、時の絶体主義的権力によつて、常に圧殺されてきたものである。そしてそれゆえに、わが国の低賃金は、植民地的な賃金として全世界の非難を浴びて来た

戦后、わが国の独占資本とその政府より一層この低賃金を切り下げることによつて、自己の蓄積の強化と復活をはかつて来た。

そして今日、この飢餓賃金体制は、再軍備と軍需産業の拡大のために、さらに強化されようとしている

すなわち（軍事的インフレ政策は再び[illegible]）農村はより一層崩壊を促され、中小企業は、より一層追いつめられそこに作り出される大失業と飢餓賃金との圧迫によつて、労働者の賃金は、著しい生産性向上にもかゝわらず、ますます切下げられ彼等の手に莫大な利潤を蓄積させている

しかも、政府はこの体制を固定化するために、一切の労働者の斗争を圧殺する反動支配をもつてしようとしている。

一

われわれは、かゝる低賃金に満足することは絶対にできない。また、かゝる低賃金を押しつける不当な政策を許すことはできない。かゝる賃金に満足するならば、われわれは、人間としての尊厳と独立を失い、家畜同然の運命に陥いらざるをえないのであろう。

われわれは、いかなる努力を払つてでも、このような政策を打破し、この状態から脱却し、人間の尊厳と自由と独立とを保てるだけの賃金に到達しなければならない。

そのためには、われわれはまづ即刻、戦前の賃金水準の回復を実現しなければならない。そして、それはあらゆる経路において、今直に可能なことである。

なぜなら、生産の水準は戦前よりはるか超えており、生産もまた戦前に回復しているからである。戦前の賃金水準は、今日われわれの分析によれば、少くとも、手取り二万五千円にあたるだろう。しかし、手取り二万五千円の戦前賃金水準を回復したとしてもそれはたゞ、かつての世界的に有名な植民地的な賃金の復活にすぎない。戦后の労働組合結成の最大使命は戦前の悪名高い植民地的な低賃金を克服して人間の尊厳にふさわしい賃金を実現することである。そして、そのような賃金こそは、憲法が国民に約束し、政府に義務づけている「健康にして文化的な生活」を保障する賃金にほかならない。われわれは断乎として、かゝる賃金の実現に努力しなければならない。

われわれの計算によれば、それは少なくとも手取七万円の水準に相当するであろう。もちろん、この賃金は、今直ちに実現することはできないかも知れない。しかし労働者が、かような賃金へ、一歩一歩、近づくに従つて、それと同時に低賃金を土台とし且つそれを要求している現在の産業構造と経済機構とは、一歩一歩変更され健康にして文化的な生活を営ませることができるものへと移行せざるをえないであろうし、また移行させなければならない。

二

ただ、しかし「健康にして文化的な生活」を営むことができる賃金は勿論のこと、戦前の賃金の回復さえも単なる賃金交渉によつては、絶対に獲得することは出来ない。それは賃金斗争によつてのみ獲得することのできるものである。それも単なる賃金斗争——それぞれの産業における従来の賃上げ斗争のみによつては、これを獲得することはできない。

それぞれの経営と産業とにおいて、従来の賃上げ斗争を最大限に斗うとともに、現在の飢餓賃金体制の根底を打破り、その体制を固定しようとする一切の、政治的抑圧を打破るための、統一的な斗争目標を広汎な統一行動で斗りとることなしには、不可能である。

低賃金体制の根底を打破する斗争目標とは何か。いうまでもなくそれは貧農的生活水準をもつ、ぼう大な潜在的失業の圧迫から労働者を解放し、その圧迫に基く中小企業、家内工業の、極度の低賃金を引上げるための最低賃金制と社会保障制の確立とにほかならない。

低賃金体制を固定化しようとする政治的抑圧打破の斗争目標とは何か。いうまでもなく、それは面の労働法規改悪策動三法制定を頂点とする一切の反動立法の粉砕にほかならない。

だがそれだけでは充分ではない。労働者の生活と生命とを根底からおびやかす戦争と再軍備とを阻止することなしには、いかなる賃金の引上げも、生活の向上もありえない。従って、われわれは、戦争と再軍備との阻止をも、統一行動をもって斗いとらねばならない。

四

以上の観点に立つならば、賃金についての全労働者の基本目標、並びに当面の獲得目標は次の通りである。

一、「健康にして文化的な生活」を営むことができる賃金水準＝最低手取七万円の実現
二、戦前賃金水準、手取二万五千円平均即時回復
三、全物量方式による実質賃金要求の達成
四、最低　保障を基礎とする合理的賃率＝職階給制打破
五、拘束八時間労働制の完全実施

しかしこれらの諸目標達成のための不可欠の前提条件として、即刻全労働者の統一行動をもってかちとらねばならないものは、次の四つの要求である。

一、賃金斗争をはゞむあらゆる法律を撤回せよ（労働　法規改悪三法規絶対反対）
二、いかなる労働者にも最低八千円を保障せよ（最低賃金法の確立）
三、失業、傷病、老廃後の労働者生活を保障せよ（社会保障制の根本的拡充）
四　首切り反対、自主貿易と平和産業を拡大せよ。五、再軍備反対、平和憲法を守れ

五

以上の諸目標達成、そのための統一要求、統一行動はいかにして可能か。

それは何よりもます、すべての産業別組合及び大企業組合が、それぞれの賃金要求の根本的解決は、右の五つの統一要求の達成なしには不可能であること、そのゆえに、それは中小企業、家内工業労働者のみならず、すべての近代的組織労働者の統一要求であることを充分に認識することから、はじめなければならない。

そして、それらの力ある組合のイニシアチーブの下に、すべての労働組合が、その独自の諸要求とともに、次の統一要求をかかげて全国的、全地域的な統一戦線を組織し、この統一戦線の中に、一切の中小企業、家内工業、未組織労働者のエネルギーを結集しなければならない。

さらにわが労働者の低賃金水準が、農村における飢餓的生活と潜在失業に基礎をおくものである以上、最も重要な事は、積極的に農民と統一した要求を以て統一行動を起し、労農の統一戦線の基盤を築きあげることである。

それも軍事予算反対、高率課税反対、潜在失業者の救済、貧困な農村生活水準の向上、農業経営の近代化など、具体的に要求を統一して行かねばならない。

そして、労農提携が出来ない限り、国民生活水準の向上、完全な民主々義のようごは困難であることを銘記しなければならない。

このようにして、はじめて、統一要求をかちとる具体的な統一斗争は実現するであろう。

以上

日本に於ける健康で文化的な生活を営むには

鐵鋼労運〃六万七千円〃の生活を探訪する

（記者註。物價は昭二六。一一～二七。一現在である。）

。。。。。この鐵鋼労働者の家（五人家族）をたずねると、門には一〇〇円で買ったという門札がかゝっている。家屋は、とみれば、畳数はおよそ三〇畳、それに台所。物置。湯殿。便所とついて、空地は約五十坪、（これなら約一畝の家庭菜園ーいやおそらく花だんであろうーがつくれそうである。）これは貸家で家賃は月五、〇〇〇円だという。さて、呼鈴を押し、玄關に立って來意を告げると先づ市價九〇〇円のかさ立が目につく、この家ではこれを二十年間使うつもりだという。應接間に招ぜられ、一七、八〇〇円也の應接セット（テーブル。椅子三脚）に身をゆだねる。まどにはカーテンがかかり、右手には三六、〇〇〇円のヤマハオルガン、左手には一二、〇〇〇円のレコードプレーヤーが置いてある。居間の方から流れてくるラヂオに耳をすませば、いい音色である、市價一二、六六〇円位の五級スーパーとにらんだ。

やがて奥さんが、一、〇五〇円のコーヒー沸しを持って來て接待してくれる。。。。このコーヒー沸しは、多分一番小型のものであろう。どこかで最小型九五〇円というのを見たことがあったが。。。などと余計な事を考えていると、奥さんの曰く、平常接待費は一件一五〇円で一年に四二件。（大体一週間に一ペン位な客があるようだ）正月の接待には、しめて五、〇〇〇円かかるとの事。香奠や祝儀の義理立てはといえば、両者共一件五〇〇円見当でそれぞれ一年に三回程度。

台所をのぞかせて貰う爲に廊下を行くと、別の部屋に一〇、〇〇〇円のたんす、五、〇〇〇円の整理たんす、九、八〇〇円の洋服たんすをみた。奥さんに聞くといずれも耐用年度は三〇年だそうだ。台所に行くと、およそ一五〇種ほどの品物があるが、めぼしいものを並べると耐用年度一〇年で五、〇〇〇円の小型冷藏庫、同じく四年で一、六〇〇円のガス天火、二〇年で四、五〇〇の食品棚、三年で四二〇円の五〇〇W電熱器、四年で六〇〇円の魔法瓶、一〇年で三、〇〇〇円の漆の重箱、一〇年で二、五〇〇円の屑蘇器、といったところである。

ところで、家族の栄養に關する奥さんの配慮を聞いてみたところ、先ずカロリーでは夫が三、〇九三。六カロリー、妻二、三二四。一、第一子二、三三二。一、第二子二、〇〇三。三六、第三子一、四〇九。九〇。蛋白では夫一一七。四八グラム（動物蛋白四七%）、妻九六。六九（四八。三%）、第一子九八。八二（四八。五%）、第二子九〇。七六（四五。一%）、第三子五五。五八（四九。七%）を目やすにおいているとのことである。

ーそこで参考までに、ポケットにしのばせて來た他産業労組の來るべき春季賃上要求の資料をのぞいてみたが、それでは左のようになっていた。

	熱量	蛋白
（合成化学）		
夫	二、八〇三。一カロリー	九六。六グラム
妻	二、二〇七。四〃	七七。〇五〃
（全銀連）		
夫	二、三三九。八〃	八九。三六〃
妻	二、一〇三。三〃	八一。二二〃
（私鉄総連）（標準賃金案の成年男子一人一ヶ月当り飲食費算定の算礎になったもの）	二、四六〇。八〃	八五。五〃

――果して、この鐵鋼労働者の家がトップを行つていた。そこで、食生活の具体的内容を立ち入つて聞いてみたら、次のようであつた。

まず主食では、配給米が（米はまだ統制撤廃にはならないようだ）五人世帯全体で一ヶ月、四五。四三七キロ非配が六キロ、配給の小麦粉が七。六キロ、以上の購入金額は三、八六六円四一銭。飲食費の合計二一、五六九円から、この主食費及び調味料費の二、三〇四円を差引いた一五、三七九円というものは副食費である。五人家族で一日平均五〇〇円の副食費というとどんなものをたべているのかというと、一寸めぼしいものを拾つてみると、十五円の卵が一月に九〇個、一合十三円の牛乳は一月九十合。バターはマーガリンでなく一ポンド四五〇円の純良バターが一月に三ポンド、牛肉。ブタ肉合せて一月に一貫八百六十六匁（金額にして二、八〇〇円）つまり五人で一日に六十二匁の見当になる。こまかいところで一帖五〇円の「のり」が一月に五帖、つまり一人は三日に一枚づつ「のり」をたべるというわけである。

台所はこの位にして、茶の間をのぞいてみよう。茶の間には二、五〇〇円の柱時計がかかつている。これはどこ製かわからないが、耐用年度は二〇年だそうだ。その柱の近くには一〇、五〇〇円の相当立派な茶だんすがある。（これも耐用年度二〇年）その茶だんすの上には大きな菓子鉢があつて、その中には色々なお菓子が入つていた。奥さんの家計簿によれば、五人で一ヶ月にお菓子がチョコレート十枚二五〇円、キャラメル十個二〇〇円アラレ二〇〇匁三〇〇円等、また果物は、リンゴ一貫匁二五〇円、ミカン一貫目二五〇円、バナナ一〇〇匁五〇円等であるらしい。ついでに御主人の酒タバコは、と聞くと、酒は一級酒が一月に一升、ビール一本、タバコは光を一日に一箱といつたところだそうである。

ふと庭をみると、自轉車がおいてある。どうやら〃自家用自動車〃という所まではいつていないようだ。でも子供にも一一、〇〇〇円也の子供用自轉車を買つてやつたとのことである。

最後に衣類の状況を聞いたところ、御主人の方では。冬の背廣は一五、〇〇〇円のものを二年に一着、夏及び合着はそれぞれ一二、〇〇〇のものを四年で一着、Yシャツは千円のものを一年に二着、ネクタイは六百円で一年に二本といつたところ。和服では、冬は銘仙で五千円のものを六年に一着、夏は一千四百円の浴衣を一年に一着等。奥さんの方は、スーツ、ツーピースが冬は一万円のものを三年に一着。合は六千円のものを四年に一着夏は千五百円のものを三年に二着、スカートは、冬が三千円のものを三年に一着、夏は八百円のものを二年に一着、和服は。冬のお召が五年に一着で一万円、夏は「ろ」で五年に一着五千円等々という具合。ところで、もうそろそろおいとましようと思つたところそこでふと、奥さんの手首に相当立派な腕時計を認めたので、「スイス製ですか」と問うたところが「いいえ國産の高級品で八千円です」との答。ちなみに御主人の腕時計は六千円だそうである。時計は御主人の方が安いけれども、一万円（耐用年度十五年）のカメラを持つているというので、記念に一枚うつして貰つてからおさらばすることにした。

追記＝探訪記者は帰りの道すがら考えた。――「かの中國の故事。桃源郷は、落武者の建設した夢幻郷であつたとか。では、この鐵鋼労働者家族の生活も夢ではないのだろうか。」――かく自問する記者の脳裏に去來するものは、なまり色の現実ではあつた。

しかし、記者は、記者のこの自問には、「時」が解答を与えてくれる事を期待しつつ。そして この「夢」への願望を自らの胸におさめて、昭和二七年行の電車に默然と座していたのである。

第十回（2月13日）賃金小委員會に於ける最終的労資対立点及他社妥結條件との比較

No 1

<table>
<tr><th>會社側案</th><th>組合側案</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>1. 1月～9月 出炭奨励金
<table><tr><th></th><th>320円</th><th>200円</th><th>100円</th></tr><tr><td>採炭</td><td>17方以上</td><td>9方～16方</td><td>1方～8方</td></tr><tr><td>掘、仕</td><td>18方以上</td><td>10方～17方</td><td>1方～9方</td></tr><tr><td>其他</td><td>22方以上</td><td>13方～21方</td><td>1方～12方</td></tr><tr><td>保護</td><td>22方以上
(220円)</td><td>13方～21方
(140円)</td><td>1方～12方
(70円)</td></tr></table>(1) 公傷全休者に½を支給する。但し財源は一般の中で賄う（これに要する財源15,000円）
(2) 方数は基準方数とし、公傷方数は½方を以て1方とする
(3) 実施後2.3ヶ月の状態を見改めて検討する</td><td><table><tr><th></th><th>315円</th><th>235円</th><th>190円</th></tr><tr><td>採炭</td><td>17方以上</td><td>10方～16方</td><td>1方～9方</td></tr><tr><td>掘、仕</td><td>18方以上</td><td>11方～17方</td><td>1方～10方</td></tr><tr><td>其他</td><td>21方以上</td><td>14方～20方</td><td>1方～13方</td></tr><tr><td>保護</td><td>21方以上
(220円)</td><td>14方～20方
(165円)</td><td>1方～13方
(130円)</td></tr></table>(1) 公傷全休者に½を支給する。枠外で支給する
(2) 方数は基準方数とし、公傷方数は½方を以て1方とする
(3) 実施後2.3ヶ月の状態を見改めて検討する</td><td>主たる対立点
支給金額、制限方数に就ては双方共意見は大同小異であり問題はないと思考されるが、主要対立点として公傷全休者に支給する額を財源の枠外から支給するか、財源の中で賄うかの点が問題点となる。
古河目尾
配分の職種区分は直接夫、間接夫、坑外夫男、保護の4区分とし方数制限をせず、一方以上労働者は受給対象とする。</td></tr>
<tr><td colspan="3">2. 基準外賃金定額で定めた部分の改訂（非常呼出手當、坑内入坑手當、救護隊員手當）</td></tr>
<tr><td>現行協定額据置</td><td>賃金上昇率を適用増額要求</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">3. 技能給査定替の件</td></tr>
<tr><td>現行実施技能個人査定で1月～9月継続にする。即ち個人査定替を協定期間中しない。</td><td>協定に基き、今回改めて再査定する（2月現在）</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">ストライキ事後処理問題</td></tr>
<tr><td>4. 有給休暇の件
(1) 有給休暇取得條件の変更
直接夫 180日
間接夫 190日
坑外夫 200日
(2) 上記取得條件日数に達した場合の有給休暇支給日数
<table><tr><th>勤續年数</th><th>支給日数</th></tr><tr><td>8年迄</td><td>5日</td></tr><tr><td>10年〃</td><td>6日</td></tr><tr><td>11年〃</td><td>7日</td></tr><tr><td>13年〃</td><td>8日</td></tr><tr><td>14年〃</td><td>9日</td></tr></table>註 イ、取得條件日数(1)には保安要員労働方数は含まない。
ロ、平均賃金の算定條件として上記を提案する。</td><td>(1) 有給休暇取得條件は組合案に付き了解
(2) 有給休暇支給日数は労働協約決定支給日数の½
対立点
支給日数の½支給の組合案と會社案とが対立
註<table><tr><th>勤續年数</th><th>支給日数</th><th>右日数の½</th></tr><tr><td>6年迄</td><td>12日</td><td>6日</td></tr><tr><td>7年</td><td>13日</td><td>6.5日</td></tr><tr><td>8年</td><td>14日</td><td>7日</td></tr><tr><td>9年</td><td>15日</td><td>7.5日</td></tr><tr><td>10年</td><td>16日</td><td>8日</td></tr><tr><td>11年</td><td>17日</td><td>8.5日</td></tr><tr><td>12年</td><td>18日</td><td>9日</td></tr><tr><td>13年</td><td>19日</td><td>9.5日</td></tr><tr><td>14年以上</td><td>20日</td><td>10日</td></tr></table></td><td>他社妥結條件
三井
1 有給休暇資格取得條件日数算定に當っては公休日労働方数を算入
2 上記條件で失格する者に対しては27年4月1日～28年3月末日の一ヶ年の中所定就業率に達した月が6ヶ月以上有る場合所定支給日数の½支給（日未満は切上）
三菱
1 今次スト期間を控除算定（分母より稼業日スト日数、分子よりスト中の労働方数を控除）した労働率が所定労働率以上の者に所定支給日数の½を支給</td></tr>
</table>

No 2

會社側案	組合側案	備考
5. 労災給付の平均賃金算定に関する件		
(1) 救済対象 昭和27年12月1日～昭和28年2月28日の間に発生した殉職者、公傷病者。 (2) 救済の適用範囲 イ.休業保障 ロ.遺族保障 (3) 救済限度 昭和27年7月～昭和27年9月間の平均賃金を保障する	(1) 救済対象 昭和27年11月1日～昭和28年3月31日の間に発生した殉職者、公傷病者。 (2) 救済適用範囲 イ休業保障 ロ遺族保障 ハ障害保障 ニ打切保障 ホ葬祭料 (3) 救済限度 昭和27年7月～9月間の平均賃金を保障する。 主たる対立点 (イ) 対象期間 會社案と2ヶ月間の差 (ロ) 適用範囲 會社案2点、組合案5点との差	他社妥結條件 三井 (1) 27年11月1日～28年3月末日の間に発生した殉職者、公傷病者を対象 (2) 27年7月～9月間の平均賃金を保障 三菱 (1) 27年11月1日～28年3月末日の間に発生した殉職者、公傷病者を対象 (2) 労災給付に限り27年7月～9月間の平均賃金を基礎とした給付額を保障
6. 退職金に関する健康保険等級の件		
(1) 一般に対する健保等級変更は2月、3月賃金で新等級改正し5月1日より実施 (2) 停年退職者に限り、取扱を下記の通りとする。 (イ) 昭和28年2月1日～2月末日迄の退職に就ては1月分賃金を以て新等級を見現行より上廻った場合は新等級に改正下廻った場合は現行等級据置 (ロ) 昭和28年3月1日～3月末日迄の退職に就ては1月、2月分賃金を以て新等級を見現行より上廻った場合は新等級に改正、下廻った場合は現行等級据置 (ハ) 昭和28年4月1日～4月末日迄の退職に就ては1月、2月、3月分賃金を以て新等級を見現行より上廻った場合は新等級に改正、下廻った場合は現行据置	(1) 一般に対する健康保険等級の改正は2月、3月分賃金を以て改正、其の実施に当っては昭和28年4月1日遡り適用 (2) 停年退職者に対する取扱としては昭和28年2月1日以降3月31日迄の退職者は互認取扱を要求	
7. 衛生委員計議日の労動取扱に関する件		
(1) 10月、11月はストライキ月で有るので労動取扱としない (2) 今後本覚書は廃止し度い	(1) 10月、11月共に覚書通り取扱はれ度い	

厚生

ニュース氏5号

山田厚生部長上京報告

三月分炭砿向主要食糧配給委員会附議事項

二月廿七日午前十一時・於　食糧会館

(一)　三月分炭砿向米穀配給及び売却割当数量に関する事項

用途名	配給割当数量	売却割当数量	備考
炭砿消費世帯用	五、〇四二、一六〇	五、〇四二、一六〇	単位　精米瓩
炭砿生産世帯用	一八、〇〇〇	一八、〇〇〇	
炭砿労務加配用		一、三七〇、一六〇	
計	五、〇六〇、一六〇	六、四三〇、三二〇	

(二)　三月分炭砿向米穀配給計画に関する事項

(1)　炭砿消費世帯用及び炭砿生産世帯用

品目	数量	米喰率	配給計画	日数	備考
内地米	三、六八三、七九七	五二・四%	七二・八%	一六・二	
準内地米	六七三、〇〇一	九・六	一三・三	三・〇	
外米	七〇三、三六二	一〇・〇	一三・九	三・一	
計	五、〇六〇、一六〇	七二・〇	一〇〇・〇	二二・三	

(2)　炭砿労ム家族加配用

品目	数量	米喰率	配給計画	備考
内地米	九九七、四八七	五二・四%	七二・八%	
準内地米	一八二、二三一	九・六	一三・三	
外米	一九〇、四五二	一〇・〇	一三・九	
計	一、三七〇、一六〇	七二・〇	一〇〇・〇	

(三)　その他

三月分の米穀需給状況　単位　精米屯

区別／品目	供給者			需要									持越
	持越	供給	計	一般用	炭砿用	特定	一般労ム	船用	刑政用	保健施設用	人造[illegible]用	計	
内地米	87.202	4.423	91.625	6.949	4.682	316	554	277	32	94	51	12.955	78.670
準内地米	5.751	–	5.751	1.543	855	61	108	50	7	18		2.642	3.109
外米	14.449	–	14.449	3.087	893	92	167	62	14	25		4.340	10.109
計	107.402	4.423	111.825	11.579	6.430	469	829	389	53	137	51	19.937	91.888

備考

(1)　内地米3月供給　4423屯の内訳

熊　本　2月繰延命令分　900屯（繰　延）
佐　賀　〃　1.023屯（現　物）
熊　本　〃　500〃（〃）
熊　本　〃　2.000〃（〃）

(2)　御参考一般炭坑家庭用内地米中1月分のもち米を含む

厚生

炭砿廿八年度米喰率確保!! 労ム加配非該当人員の(県)扱反対陳述について

貝島大之浦炭砿労働組合
厚生部長　小田　正

今回、政府農林省食糧庁は炭礦従業員の労務加配非該当職種の人員に対して炭砿特別米喰率七二%(県)扱の適用は不当で一般県民(県)扱の五〇%が妥当である。故に四月一日から実施する。旨県当局に指令があった。之に依ると非該当人員は家族を含めて、量と質とに現在と大差が出来るわけだ。即ち家族加配がなくなり、米の配給日数が約二十二日分が十五日分に減り、内容の準内地米がふえると共に内地米が減る……と云う事になる。

之に対して、福岡始め佐賀長崎の反対陳情代表が、十五日に上京、全炭砿の代表と共に食糧庁に対し(1) 廿八年度米喰率の件。 (2) 労ム加配非該当職種人員の(県)扱反対。 (3) 今次スト中の労ム加配の前借分返済差引き反対。

以上、三項目につき交渉する事になった。

上京する陳情団代表は左の通り

佐賀、長崎、　労、使、各二名
福岡の代表　　福炭労厚生部長。貝島、三池、各労組厚生部長。

参考資料

労ム加配の該当者

1. 坑内勤ムの在籍労ム者及職員
2. 筋肉労功を主とする坑外勤ム者
3. 坑道掘進の請負夫で承認を得た者
4. 常備臨時夫で労功基準法第一〇七條に規定の労ム者名簿に記載された者は、在籍者と同様にする。

労ム加配の非該当者

1. 事務員
2. 軽度の筋肉労功に属する技術現場監督研究員
3. 消費組合、寮、クラス、保育所、理髪所、等の福利厚生施設従業員。
4. 非現場の雑役夫及作業現場における小使、給仕、掃除夫、等の軽労雑役夫。
5. 記録工、検査工、試験工、分析工、製図工、青写真工等。
6. 守衛、警備員（但し深夜業務、徹夜勤ム者には加配する）。

家族加配の対象者

対象範囲

1. 労ム加配の対象となる在籍労ム者、及坑内職員の家族。

経過および行動報告

二月十四日夜　大之浦発

二月十六日

午前十時、各地区炭労側代表集合　中央情勢報告

午后一時より各地区ブロック別　労使双方の代表と石炭協会にて石炭局担当係集合打合せで——

㊥炭礦主食問題に関する各地区代表は左の通り

北海道地区
　札幌通産局石炭部（杉本事務官）　北炭空知（福島資材課長）　道炭労支部（福庄厚生部長）
東部地区
　東京通産局平石炭事務所（猪狩事ム官）　東部石炭協会（藤吉）　常磐労組（岩田生活部長）、
　古河好間労組（高島厚生部長）　大日本勿来労組（関沢厚生部長）
宇部地区
　広島通産局宇部石炭事ム所（藤井事ム官）　沖宇部炭礦（岡田労ム課長）　宇部興産山陽無煙
　（欠　黒田課長）　大浜炭礦（灰谷労ム課長）　山口炭労支部（長浜）
九州地区
　福岡県　古河大峯（欠　大野課長）　三菱上山田（藤井厚生課長）　福炭労（大門厚生部長）
　　貝島労組（小田厚生部長）　三井砿組（綾野執行委員）
　佐賀県　杵島大鶴（小田）　明治西杵労組（川内）
　長崎県　日鉄北松（横尾生活課長）　三菱高島労組（長浜）

——中央情勢報告あり

昨年十一月炭労ストに対して、スト期間中の保安要員の労ム加配は支給できないと、農林省当局より通達があったが之に対して石炭協会が、中央炭労より保安要員は技術管理者（会社側）の要請によって入坑したのだから当然、支給す可きであると主張し、了解した。スト終了后の立上りに要する労ム加配米の要請は常磐地方の例もあり、前借の点で一応了解した。返済に対しては時機を見て善処したいと報告あり。之に対して福岡は配分完了と未完了の分で、価格（新旧）の面で相違ができる。（二月十五日を限度として）要は中央において事ム手続の手違いからおくれたので当然、旧価格で販売せよと主張、中央も旧価格販売を交渉する事になる。それから明日よりの接渉戦術について、食糧庁は竹田需給課長と細田業ム部長が栄転したので、申送りが、如何なってるか吾々の既得権の問題でもあり、先づ　非該当人員の㊥報、次に年間米喰率の件最后にスト中の労ム加配前借返済の件、を接衝することゝし、食糧長官の面接においての言質を分析してその結果、再度、戦術を練る事を決定した。

二月十七日

食糧庁にて東畑長官と接衝

※　非該当人員の㊥報について

交渉団　現行通りとして、之を撤回して欲しい——と種々炭礦山元の実情を説明要望すれば、

長官　食糧庁としては、そんな論議は抜にして　他産業の例を見ても如何に炭礦が優遇されているか実施については強行したい。然し之は特別炭礦だけを考えて実施するものではない。

——之に対して

交渉団　本年が特別凶作と云う理由であれば一応認めるが、長官は今年は豊作だと言明しておる。昭和廿一年の閣議決定　安本訓令三一号によっても、炭礦労ム者とは炭礦に働く一斉の労働者を云うと明示してあり。昭和廿三年に非該当處理を判然とさした時、当然　此の問題が出るあり。その当時経済安定本部には長官も赴任されていたではないか。今頃になって不当呼りはおかしい——　と主張

長官　これらの處置に対しては昨年十一月以前に警告してあるが、然し　今回部課長の更迭もあり

新任の部課長の意向を尋ねなければならないので、即答はさけたい。依って二月十九日午前十時に回答したい。

交渉団　廿八年度の米喰率は八〇%引上げを要望併せて十九日に回答ねがいたい。

長　官　米喰率の件は今更、引上げようとは思っていない。スト明の前渡しの労ム加配米は一月（十一月実績）は旧価格、二月（十二月分）は新価格であるとはっきり言明する。

二月十八日

衆参議院に、若し長官にけられた場合の対策として、福岡県選出議員に実情報告に行く。

二月十九日

午前十時、長官に面接回答の時間に、長官が国会答弁のため、午前中は待機　午后二時長官より来電あり、食糧庁にて　長官代理として竹田需給課長より、左の如き回答がなされた。

一、廿八米穀年度炭砿米喰率は、従来通り七二%としたい。

二、労ム加配非該当人員の取扱の件は、本年度中は従来通り、　実施はしない。

——理由は——

高炭価問題が云々されている現状で実施すれば、非該当者の賃金面にその差額がおり込まれる恐れあり、これ以上の労ム費の加増のない様にとの通産省の指示もあり、故に実施しない事に、意見が一致した。

一応の質疑を正した後、了解。　福岡県の七二%内容の全国アンバランス修正については後日、長崎県と同歩調で交渉する事にした。

二月二〇日

石炭協会に集合、スト後の労ム加配前渡しの返済の件について協議、議論百出したが返済しないとの通告は、徒らに食糧庁を硬化せしめてわるいので返済はするが、返済期日の三月を十月迄延期させる。そして、その中に返済出来ない様な実績を作って石炭局及協会、炭労で交渉をして善処することに意見一致。

福岡、長崎の七二%米喰率の内容向上の件は、両県代表が別個に交渉する事に決定。

午后、通産省資源庁石炭局に行き、石炭局長に陳情、善処方を強く要望、局長は時期をみて、申入れすると言明した。

二月廿一日

衆、参議院に県選出の代議士をたづね、今日迄の経過説明、米喰率の内容向上について協力方を求む。午后、食糧庁に行き、新需給課長に面接し交渉の日取りを求める。決定した交渉日時は、二月廿四日午前十時より。

二月廿二日

日曜日につき休止（福岡県労働者代表　三井三池労組平山厚生部長　第二陣として上京）

二月廿三日

福岡県庁東京事ム所に篠原所長をたづね、現在迄の交渉経過を説明、県食りよう課に援護する様、要望明廿四日の食糧庁会談には福岡県自体の問題なので篠原所長も同席するよう交渉し、所長も同意その作戦について協議した。

二月廿四日

その后の問題は、第二陣の三池平山厚生部長と福炭労大門厚生部長、使用者側は、古河大峯炭砿の厚生課長（福岡県炭友会長）が残り、一陣の三菱藤井課長と労働者側代表の私は　二陣に申し送って帰山した。

短信

二月廿七日付中央情報によれば

米喰率七二%の内容は

現　行　の ― 内地米三五%、準内地米二七%　外米一〇%　の率が

四月より ― 内地米四七%　準内地米一五%　外米一〇%　に改善された

スト中止后の立上り増産米の前渡しの返済は

毎月約三、五日分を返済するのを、毎月一日分返済とし、現在、石炭局、炭労、協会を通じて交渉中

―― 以上 ――

一九五三・二・廿八・

教宣資料

㊘指令第九号対策

スト延期を決定した経過

第一、情勢推移の概要

１、破壊活動防止法案が閣議決定をみて以来、労斗を中心に法案の性格を慎重に検討すると共に各単産の斗争態勢の整備に努め、三月三十一日附㊘指令第五号に示すような決定を行い、炭労、全鉱、電産等のストライキを中心にあらゆる方法をもって政府に圧力をかけてきた。

２、当初は政治ストは違法なりとして強気一点張りで進んできた政府及自由党に於ても法案の取扱いについて国会論が生じ、労働大臣及び法務総裁が総評労斗代表に法案の説明を行い、労斗の諒解を得ようとした動きとなって現われたが、依然として法案を修正する態度をとらなかった。

３、然るに労働組合の態勢の強化に伴い、政府の方針も四、一二ストの決行を何とか回避し得る方法をとらなければならないとの意見が強まり、四月十日の閣議に於て「修正するよう考慮せよ」という吉田総理の意向によって十一日の閣議は㊘指令第九号別紙一のような方針を定め官房長官談話として政府の態度を表明し、総評労斗に伝達した。

４、政府の方針がニュースとして報道された際、総評常任幹事、労斗常任実行委員に於て「撤回要求」の声明を出していたが、総評労斗はこれを各単産が持ち帰って検討した上全体会議を開催して態度を決定することにした。

５、炭労は十一日午後六時より中斗委員会を開催して政府声明にある三の修正点、諸般の情勢や見透しについて慎重に検討すると共に今次斗争の目的貫徹のためストの効果をより高める方法として次のように決定した。

① 政府声明の三点が法文化された場合、その法文が労働組合の活動を制約するものか否かを見極め特に修正点の第一の中にある「労働組合の正当な行為」を抽象的でなく具体化させて労働組合に適用されないようにさせる。それが容れられない時は十八日にストライキを行う。

② なお労斗の全体会議の結論によって再検討する。

６、労斗全体会議に於ては各単産の結論の調整を図るため総評常幹を含む戦術委員会をもって検討することとなったが、この戦術委員会の要請もあり、炭労としては再度中斗委員会を開いて討議した結果、やはり十八日に延期することとし、スト延期指令を電報にて発した。

７、労斗戦術委員会及び全体会議はこの方針を諒承して次のように決定した。

「本日の総評労斗戦術会議は諸般の情勢を検討した結果、総評、労斗は破壊活動防止法に対し、当初の方針通り撤回を要求して十二日はストを含む実力行使を決行する。但し炭労、全鉱連は第二波スト（十八日）に変更する」

第二、延期に決定した理由

一、政府声明の価値判断

１、政府が修正を公約した三点については未だ条文となっていないので不明瞭なものを残している。

また「労働組合の正当な行為については適用しない」ことは総評労斗代表に対して従来法務総裁或いは労働大臣が言明していたことと同一の表現をとっているが、「法律の正文の中に条文として存する場合は言明の当時者の解釈とは異ってその効力はこの法律の各条を規正しうるものである」従って従来の単なる政府当局の解釈や解説からみれば前進である。

２、「労働組合えの介入」をしないことを明かにすることも従来の政府案より前進である。

３、従って政府の公約が条文化に際してどのように盛込まれるかを見極める必要があると共に「労働組合の正当な行為」という抽象的なものを具体化させるよう一番精力を注ぐことにする

二、一般情勢報告

１、国会内勢力の動向

a、政府及自由党の態勢

(イ) 政府及自由党にこの法案をめぐって硬軟両派の意見があったことは事実であるが、木村法務総裁の手による最終案が閣議決定をみて以来、この案を修正することには反対のようであ

（裏面へ続く）

つた。ここに労働組合の圧力によつて修正した形をとることには反対する空気が強かつた。

(ロ) これに対して講和発効を直前にして労働組合に法案反対という政治的性格を帯びるストライキを決行されることは国際的影響からもさけなければならないという意見もようやく抬頭してきたようである。

(ハ) このような気運のなかに於て、第一波の十二日が近づくにつれて次第に政府はその収拾に苦慮し、法務総裁と労働大臣との間に対立を生ずるまでに至つたが、十日の閣議は総理の裁断によつて労働組合に危惧を与えないように修正を考慮することになり十一日に至つて修正三点を決定した。

(ニ) 然しながら労斗の斗争についてストライキ突入後の政府及自由党の態度は硬軟両派ともそのストライキを容認することはできないとし、かゝる場合は法案の強行通過をはかる方針とみられる。

(ホ) 改進党、緑風会等保守系

(イ) 法案そのものについては是々非々的批判を行つているが、労斗の実力行使については「国会の審議权無視」という態度をとつている。

２、新聞論調等の動向

法案そのもの の反動性については痛烈に批判を加えつゝも労斗のストライキをそのまゝ是認するまでにはなつていない。

三、情勢判断と戦術方針

１、右のような修正点の価値判断及び一般情勢に基いて、

(イ) 予定の通りストライキをかけて対抗するか、

(ロ) それとも若干日時を延してストを背景としながら政府に迫るほうがより強く且つ効果的であるか。

の二つの角度から見透しをたてたが、

２、昨年十一月に団規法として上程される予定を逸し、更に大橋案から木村案に変化し、また今国会の修正点の明文化となつた委員会や国会審議を有利にすると共に、今後の斗争に世論の支持をうける必要からも今一段の慎重さを必要とすると考え、前記の(ロ)の方針が妥当であると判断した。

３、法案の内容が労働組合の活動を抑圧するものであるからやむを得ず実力をもつて阻止するというのがわれわれの主張であり斗争の目的であつた。然るにそれが実現されようとする時にそれを見極めることなく実力行使に入ることは政治的要求に基く反抗ストライキに発展するものであるこの場合主体的条件としては広汎な労働階級の結集されたストライキでなければその効果を期し難いが、現在の労斗をみる時に、労斗の中で他の経済的指標を加えていないのは炭労、全鉱及び全自動車であり、その実力行使の規模も二十四時間ストライキから職場大会まで幅の広いものであり強度に大きな開きがある。しかも統制权限を有するものは炭労だけである。かゝる状況に於ては長期の斗争は炭労が単独で行う事態になると判断されるので慎重に構えなければならない。

これらの欠陥を踏んでもなおかつ労働組合の意向が無視されたとするならばわれわれとしては大義名分を明かにした斗いとして断乎たる決意をもつて斗うことが可能と判断する。

四、労斗の撤回要求との関係

１、かゝる態度をとることは労斗が「法案の撤回要求」を決定しているのに炭労が修正斗争に方針の変更を行い、労斗決定に違反するようになるが、この点は前述の労斗の主体的情勢に照して労斗がこの撤回要求を決定したとき、「政府が労働組合を対象としないような修正を行つたときは新事態として検討する」という申合せをなしてあつたのでわれわれとしては今回の政府の修正措置を新事態として考えたのであり、撤回要求という労斗のことさらに裂そうとするものではない。

以上のような見通しと方針のもとにストの延期を決定したのである。

昭和27年（1952）上期

總會資料

1952,5,19　五坑會館

貝島大之浦労組

スローガン

一、全面講和の促進をはかれ
一、日本の完全独立を斗いとれ
一、平和憲法を守れ、再軍備反対
一、弾圧諸法規を断乎粉砕せよ
一、労働三法改悪反対
一、低賃金労働強化をぶち破れ
一、炭礦労働戦線、全労働者の統一促進
一、労働者を犠牲とする企業合理化絶対反対
一、保安法の完全実施
一、社会保障制度の確立へ斗う
一、労働基準法の完全実施
一、総選挙を斗いとれ
一、反動吉田内閣打倒

綱領

一、われわれは首切り、労働強化、低賃金政策に反対し、経済の民主化、就中重要産業金融機関の社会化を促進し、日本経済の再建と労働者の地位の向上のために斗う。

一、われわれは労働者と労働組合の基本的権利である言論、出版、集会等の完全なる自由権利と団結権団体交渉権、罷業権の完全なる確立のために斗う。

一、われわれは教育の機会均等に民主化、および働くものの文化を建設するために斗う。

一、われわれは国庫の負担による全般的社会保障制度確立のために斗う。

一、われわれはファシズムと戦争挑発を排除し、全面講和を促進し、世界平和確立のために斗う。

一、われわれは炭労の完全統一促進を通じて炭礦労働者の団結をはかり、国内的には総評議会の強化に努め、国際的には国際自由労連と提携しながら強力な労働階級の戦線統一のために斗う。

一、われわれは平和的民主的な手段によつて社会主義社会を実現せんとする政党と協力して、政治斗争を行い、さく取なき社会建設のため斗う。

* * *

一、昭和二十七年度行動方針（案）
一、　〃　　予算案
一、昭和二十六年度決算報告
以上の資料は本資料には添付なきに付御承知ありたし、

組合事務所建設に関する件

組合事務所建設は豫て大之浦労組の懸案であり、本年は是非とも左記要領で達成したいと計画している。

一、場所　宮田町上大隈字二反田　六四七番地の一
一、敷地面積　約六〇〇坪余
一、建設期間　昭和二十七年六月より十一月迄とする
一、延建坪　約一三〇坪の予定（中会議室及事務所）
一、総予算　約七五〇万円
　但　土地買収費、土地整理費、建築費、調度品費、その他諸費
一、予算計画　(イ)　三〇〇万円は組合積立金より支出する
　(ロ)　組合員より毎月　坑内夫　四〇円　坑外夫　三〇円　保護坑夫二〇円の　割合で十ケ月間資金カンパを行う。
　(ハ)　その余は寄附金で賄う。
一、建設委員会　三役、支部長をもって構成し、建設に対する計画、準備、施工監督等落成までの責任を負はしめる

一、建設地は左記図面に依る
　上大隈字二反田　六四七番地の一
　予定面積　六七〇坪
　縮尺　六〇〇分の一

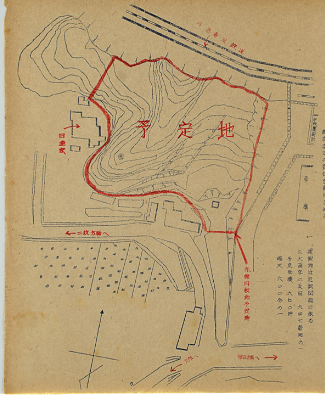

福岡縣労仂金庫

（五月十二日現在）

一、設立の趣旨

機関紙「おおのうら」第九十五号（二十七年一月十日発行）を参照されたい。

一、設立の構想

①組合方針 ②業務方針については「おおのうら」第九十七号（二十七年一月二十八日発行）に掲載した通りである。

一、設立の経過

昭和二十六年九月二十七日第一回の研究会がもたれ今日まで設立準備会を重ね、来る五月二十日内認可申請をなし得るまでに進捗しつゝある。

地区別出資組合表

（単位千円）

地区別	組合名	出資予定	出資決定
福岡	福岡教職員組合	一,〇〇〇	
	電産福岡県支部		四〇〇
	厚生救連合会		二〇〇
	西日本新聞	五〇	
	勝田炭坑労組		五〇
	鐘紡労組		五〇
	全商工労組	二五	
	三木ボテー労組		二〇
	亀山炭坑労組	三五	
	末次鉄工労組		五
	西日本重工労組	五	
	合計	一,一一五	七二五
大牟田	三池炭坑労組		一,〇〇〇
	三池染料労組	三〇〇	
	合計	三〇〇	一,〇〇〇
遠賀	日炭高松労組		五〇〇
	〃 職組		五〇
	〃 生協		一〇〇
	大正炭坑労組	一五〇	
	大辻 〃	五〇	
	大正炭坑職組	三〇	
	合計	二三〇	六五〇
八幡	安川電機労組	一〇〇	
	八幡港運労組		八
	〃 現業労組		五〇〇
	若戸共同渡船労組	五	
	合計	一〇五	五〇八
戸畑	日立戸畑労組	一〇〇	五〇
	旭硝子牧山労組	一〇	
	黒崎窯業労組		
	合計	一一〇	五〇
門司	神鋼金属労組	一三〇	
	全日通九州地方本部		五〇
	合計	一三〇	五〇
京築	豊国セメント労組		二六
直鞍	貝島大之浦労組		五〇〇
	三菱新入六坑 〃		七七
	七坑 〃		六二
	貝島大之浦職組		四五
	植木炭坑労組		五
	鞍手 〃		三二
	三菱上新入 〃		一二
	合計		七三三
飯塚	飯塚炭坑労組		一二五
	鯰田 〃		一三三
	上山田 〃		一一二
	平山 〃		八〇
	新鯰田 〃		五
	三菱九州労連 〃		五
	鯰田一坑		四〇
	日鉄二瀬	二五〇	
	嘉穂炭労	一〇	
	合計	二六〇	四八〇
田川	田川炭坑労組		五〇〇
	方城 〃		八五
	金田 〃		四一
	大峯 〃	一一〇	
	金田炭坑生協		一〇
	合計	一一〇	六三六
久留米	共済生協		五
若松	日本板硝子労組	五〇	
総額		二,四〇〇	四,八六二

（二）あらまし

名称　信用組合福岡県労仂金庫

目的　労仂組合・生活協同組合等の労仂者の団体及び大衆の庶民資金、協同組織によってこれらの活動に必要な金融事業を行うことを目的としている。

加入の資格　、福岡県下にある次の団体や個人

1、労仂組合及びその連合体
2、生活協同組合及びその連合体
3、右に準ずる労仂者の団体（貯蓄組合、共済組合、健保組合、厚生団体　等）
4、右団体の構成員（組合体内の構成員個人は加入出来るが、一般個人は加入出来ない）

労仂金庫は右の加入者丈が貯金し、貸出しをうける組織である。

出資

一口壱千円で、加入に際し一口以上全額払込を要す。

第一次は加入者八〇〇人、総出資口数一四、〇〇〇口、総出資額一、四〇〇万円の目標

（出資金は金庫の資本である）

事業

1、預・貯金、
2、貸出し

労仂金庫活動図解

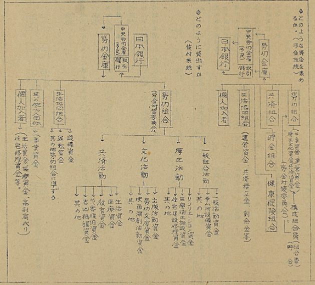
◎どのような資金を集めるか・（予金系統）
労仂金庫
中央労仂金庫（予定）
取引銀行
日本銀行
労仂組合
共済組合
貯金組合
健康保険組合
生活協同組合
個人加入者
（斗争資金、運営資金、厚生文化資金、共済資金）
（労金対策委員会）
構成組合員（組合費）（貯金）
（運営資金、共済積立金、剰余金等）
◎どのように貸出すか（貸付系統）
日本銀行
中央労仂金庫（予定）
取引銀行
労仂金庫
労仂組合（労金対策委員会）
生活協同組合
其の他の団体
個人加入者
一般組合活動
一般活動資金
事務所設備資金
其の他
厚生活動
リクリエーション資金
医療衛生施設資金
住宅建設修理資金
其の他
文化活動
出版活動資金
労仂文庫資金
映画演劇活動資金
其の他
共済活動
生活資金
医療資金
教育資金
災害復旧資金
吉凶禍福資金
其の他
設備資金
運転資金
其の他労仂組合に準ずる
（事業資金）
（生活資金、医療資金、住宅修理資金等。高利肩代り）

給与.生産.厚生.教宣.總括

1951の行動のあらまし

1952.上期定期總會資料

大之浦労組書記局

(1952.5.19)

昭和二十六年度下期（九月～三月）

一般経過概要報告

月日	会議名	摘要
一〇		
一	第二回賃金団交打合及団交（縣地労委会館）	一、九共斗報告後団交打合せを行い九碳連と団交内容・交渉員の確認、西戸崎労組の集団交渉参加獲得について激しく論議して終る、
二	九斗委員会（於福岡）	一、中斗指令第五号確認、積極活動斗争態勢を検討し、九共斗戦術会議に一任を決定 一、日碳との連絡会議をもつこと、九碳連の各社に対し九州斗争委員会の名を以て集団交渉に応ずべしと期限付回答を求めることを決定
	九共斗代表者会議	一、団交日程の確認・賃金遡及措置及び西戸崎労組の集団交渉加入について強力に折衝を行うことを決定・
三	九共斗教宣部長会議	一、賃金斗争の積極活動対策について討議
四	職主食対策委員会	
五	第三回賃金団交	一、賃金遡及措置について交渉・然し一〇〇%支払について妥結は会社左右にして決論に達せず・
六	大之浦労組講座	一、九大吉武教授を招へい・賃金理論の講義
七	賃金団交委員及賃金合同委員会	一、新作内職の統一について検討を行う、西戸崎労組の集団交渉加入は現状に於て至難と判断し確認となる・九共斗事務局の予算審議
	各支部対抗野球大会	一、二坑地区優勝
八	第三回第二回賃金団交	一、賃金遡及措置一〇〇%支払決定、覚書の交換を行う・団交運営方針の取決めを行う 一、賃金要求書に対する傾向を確認行う、次回団交十二日と決定
九	斗争委員会	一、賃金団交報告並に今後の斗争方針について討議、支部斗争費審議、
一〇	会計監事会	一、九月分会計監査を行う、
一二	九共斗代表者会議	一、第四回賃金団交打合せ及び中央並右賃斗情勢分析
一三	斗争委員会	一、賃金団交及び九共斗報告、西戸崎労組の別個交渉確認、賃斗態勢の強化討議、一、技術行事費折衝の件 一、支部維持費検討決定、其の他
	第四回賃金団交	一、賃金遡及措置に関する覚書確認・要求書に対する傾向に応酬・
一五	斗争委員会	
一六	九共斗教宣部長会議	一、情報交換、九共斗号外発行打合せ
	九共斗委員会及代表者会議	一、第五回団交打合せ
一七	直鞍地区労斗準備委員会	一、地区労斗結成準備について 一、政策基本理念のみを提示、労組側反案

月日	会議名	摘要
一八	九共斗委員会・ 第六回賃金団交	一、団交打合・連盟の基本理念に対する検討及び具体案早期提示要求について討議 一、中央交渉進捗要請のため代表二名選定、 一、要求書に対する内容質問を繰り返し砿連遷延策をとる・砿連の基本理念に対し労組反駁、
一九	婦人部長連絡会議 斗争委員会 九共斗委員会	一、炭婦協加入について、其の他 一、団交並に闘斗・賃斗各情勢検討、カツペ採炭に対する労組態度決定、其の他 一、中央、地方賃斗情勢報告及び闘争対策 一、二十五日期限付回答書の申入れ確認、
二二	カツペ採掘について折衝	一、賃金保障額等にて双方意見対立、
二三	九斗委員会・ 斗争委員会 臨時総会 団体交渉	一、各賃斗ブロックの情勢の検討、中央に対し月末解決要請を決定、九斗委スト準備指令決定 一、㊙中斗指令第一号確認、カツペ採炭折衝報告及び対策其の他 一、十月以降賃金斗争報告、一、ゼネ禁法反対斗争の件 一、坑内外作業について及ばく、カツペ採掘・取扱の件について線解決に達す。
二四	九共斗代表者会議	一、中央、地方賃斗情勢報告、検討、二七日以降のスト指令確認。
二五	九共斗賃部会議 九共斗委員会 炭婦協会議	一、基準外賃金の統一について検討 一、上京報告及び検討、二七日回答があつてもスト決行を確認 一、米麦統制撤廃反対斗争 其の他
二六	第七回賃金団交	一、砿連賃金具体案提示（現行賃金五％引上げ・標作四％引上）組合一蹴
二七	九共斗自活対策委員会 斗争委員会 九共斗委員会及代表者会議	一、自活対策について各山元の実態に基いて検討を行う 一、九共斗決定を確認 一、砿連の具体案に対し不満を表明、廿一日一番方より無期ストを決定 一、戦術会議をもつ
二八	九斗委員会・	一、九共斗の決定を確認、スト指令を発す
二九	全九州教宣部長会議 福炭労厚生部長会議 生産会議	一、賃斗教宣活動対策を検討 一、斗争に対処して自活対策を行う 一、十一月公休日及び出炭計画
三〇	九共斗事務折衝・	一、九砿連代表三名、九共斗代表三名強力な事務折衝を行う・現行賃金の一一〇％・標作一〇四％案を内示するも一蹴・
三一	九共斗無期ストに突入	
一一 二	斗争委員会 九共斗代表者会議	一、中斗指令八号確認、各ブロック賃斗情勢確認、情宣対策決定 一、賃斗情勢の検討、戦術について討議・
四	〃	一、〃
六	斗争委員会	一、賃斗情勢について討議
八	第八回賃金団交	一、第三次案 基準賃金坑内七五円増・坑外五三円増・標作現行を提示、組合一蹴
	※九共斗連絡会議連日行わる	一、斡旋の申入れにより双方代表による事務折衝あるも物別れとなる。

(B)

	一一	九共斗代表者会議	一、中央賃金妥結に伴い対策を討議 一、九共斗より連盟に対し交渉申入れを行い組合最後案提示に決定
	一二	第九回賃金団交	一、組合最後案提示に対し連盟四次案を提示．決裂に至らんとし、組合各社毎の小委員会を持つことを要求、諒解。
		九共斗代表者会議	一、小委員会対策を協議．小委員会にのぞむ．
	一三	第十回賃金団交	一、朝六時団交開始．労資妥協点に達し午前七時仮協定成る．
		スト解除指令す	
		斗争委員会	一、仮協定につき審議．確認する。 一、爾後対策を協議．仮協定書に基く分科会委員選出・臨時総会対策
	一四	臨時総会	一、賃金報告・賃金仮協定の件投票の結果確認
		給与部会	一、賃金仮協定の爾後処理について．
		生産部会	一、操作に対する検討、対策．
	一五	給与部会	一、賃金配分の検討
	一七	書記局会議	一、賃金配分、期末手当、採炭操作、自治対策等に付検討
	一九	会計監査会	一、十河分会計監査．
		斗争委員会	一、団交小委員会報告、賃金協定書条文審議、操作及自治対策
	二〇	賃金団交分科会	一、カツペ別枠と操作の関係、監視断続業務につき反論、物別
		分科会出席組合委員打合	一、分科会に対し強力な折衝点につき打合
	二一	賃金団交（分科会）	一、カツペ別枠の解釈、監視断続業務について決裂
		斗争委員会	一、分科会決裂に基き再度団交に移行すること決定．
	二二	賃金団交（小委員会）	一、分科会の決裂内廻を強力に打ち出し遂に妥解点到達
	二三	九共斗委員会	一、小委員会報告及今後の対策． 一、九共斗決算報告、 一、期末賞与について討議
	二四	賃金調印式	一、福岡九鉱連事務所
	二六	九州斗争委員会	一、九共斗賃金妥結報告、 一、中小炭鉱賃斗対策、九鉱連賃斗対策、 一、下山田、日尾脱落対策、期末手当要求対策
	二七	斗争委員会	一、九共斗期末手当方針審議、中央大会対策、三坑書記公金拐帯対策
	二八	支部長会議	一、公金拐帯対策
		生産協議会	一、十二月分公休及出炭計画について
	二九	カツペ小委員会	一、労資双方反論
		執行委員会	一、公金拐帯対策　十月以降差額金対策
		定期総会	一、下期予算の件．賃金調印確認、期末手当要求決定．炭労大会代議員決定
一二	一	九共斗委員会	一、期末手当斗争について討議
	三	執行委員会	一、九共斗期末手当斗争方針報告、炭組賃斗ストについて．三坑執行部改選について　差額金配分について討議．カツペ低炭要求条件討議
	四	会計監査会	一、三坑公金拐帯に伴う会計監査
		公金拐帯対策委員会	一、対策協議
	五	期末手当要求書会社側に手交	
	七	九共斗代表者会議	一、期末手当斗争について
		炭労臨時大会	一、東京にて五日間行わる．
	一〇	斗争委員会	一、期末手当斗争について．団交交渉委員選出、カツペ問題討議
	一二	期末手当団交打合及団交	一、賃金配分会社案提示．期末手当案は提示せず．組合期末手当等の支払日要求に行く

(C)

月	日	会議名	摘要
	一三	事務折衝	一、賃金改定の細部折衝を行う
	一四	斗争委員会 第二回期末団交	一、期末手当斗争の中央情勢報告及対策 一、具体案の明示並になし、監督業務、操作について反論・小委員会附託となる。
	一五	小委員会	一、団交付託の件及賃金体系・特殊手当等について折衝
	一六	賃金専門委員会	一、賃金配分案決定
	一七	小委員会 斗争委員会 第三回期末団交 九共斗代表者会議	一、十五日の賃金 一、差額金清算払に付討議、期末手当斗争対策 一、五、三〇〇円案出る。組合一蹴 一、期末手当斗争情勢分析及実力行使に付て討議
	一八	斗争委員会	一、二十日以降実力行使を行うことを決定、十円分清算払について
	一九	団交打合及第四回期末団交 九共斗代表者会議 スト指令を発す	一、第二次案六、〇〇〇円提出、組合一蹴、期限付ストライキ申入書手交。 一、スト通告に伴う対策協議
	二〇	事務折衝（会社申入） スト突入 斗争委員会 事務折衝 斗争委員会 第五回期末団交 スト解除指令を発す	一、組合七、一〇〇円案を最終案として提示決裂 一、事務折衝報告、九共斗情勢分析、期末手当斗争に伴う付帯要求を検討、事務折衝申入決定。 一、支払日、支給対象者、差額金の支給日、現内理等につき会社諒解。 一、事務折衝委員報告、討議の結果妥結点に達す。 一、事務折衝の結果を正式に確認
	二一	臨時総会	一、期末手当斗争経過報告とその確認行はる。
	二二	給与、生産合同委員会	一、賃金配分、操作について。
	二三	九州斗争委員会	一、期末手当斗争情勢を集約して審議する。
	二六	生産協議会 賃金公聴会	一、立上り賞与、一円の公休出炭計画について。 一、本部会議室に於て（坑外夫関係）
	二七	地方委員会	一、期末手当斗争、中央大会報告、下山田・四尾労組脱落問題討議、犠牲者救済規程、補正予算、労斗問題討議。
	二八	小委員会	一、特殊公休その他折衝。
	二九	斗争委員会 団体交渉	一、小委員会経過報告、団交開催を決定 一、特殊公休取扱について会社諒解点に達す
	三〇	小委員会	一、賃金配分について
二十七年 一	四	給与部会	一、賃金配分を決定
	五	委員会	〃
	六	小委員会 生産部会	〃 一、操作の検討
	八	執行委員会	一、米食費清算方法について、年末調整に伴う税金分割処置、更正予算・標準作業量検討
	九	団体交渉	一、操作処置について折衝・妥結点に達す。
	一二	執行委員会	一、採炭操作決定及実施項目検討
	一三	生産部会	一、仕繰、掘進操作について
	一四	筑豊労斗委員会	一、労斗対策

(D)

		会計監事会	一、十二月会計監査
		給与部会	一、職夫夫賃金、技能給査定方式等について
		小委員会	一、給与部会決定問題折衝、
		生産部会	一、仕繰、掘進の査定方式検討
		小委員会	一、部会決定を折衝。
	一五	執行委員会	一、給与部会、生産部会決定及小委員会の結論確認
	一六	小委員会	一、露天夫、養成所指導員賃金取扱折衝、諒解
	一七	執行委員会	一、仕繰、掘進標準作業等について
		〃	一、十一月分差額金及支払期日、綜炭操作違約について実力行使決定、会社に対して時間外労働拒否を通告、
	一八	執行委員会	一、会社通告に対し団交諒解する。東部企業撤廃、毛勝露天夫操作・仕繰査定の三件を団交申入決定
		団体交渉	一、執行委員会決定を交渉、会社側諒解
	二一	福炭労大会	一、福岡労協会館で三日間
	二五	直轄労斗結成準備会	一、直方市で各労組と労斗問題に付こんだん。
	二六	福労斗委員会	一、労斗情勢の交換及対策
	二八	顯労協会本部設立会議	一、設立趣旨の説明
	二九	直方労協会館設立打合会	一、直轄地区各労組労協会館設立について協議
	三一	福労斗拡大斗争委員会	一、労斗情勢、各地区決起大会開催について、
二	一	九共斗代表者会議	一、各労組の労斗態勢確立について、
	四	執行委員会	一、賃金協定及諸報告について
	五	筑豊労斗	一、労斗対策
	六	総評幹事会	一、総評傘下の労斗態勢確立について
	七	委員会	一、会計報告、非従者給与改訂の件
	八	直轄地協結成大会	一、労斗指令及委員会招集打合
	一一	執行委員会	一、非従者給与改訂の件、規約改正の件審議
	一四	地協執行委員会	一、労斗指令及委員会招集打合
	一五	直轄労協設立準備会	一、設立準備に関し打合、準備委員選出
	一六	支部長会議	一、規約改正審議、炭労中央委員会対策 非従者給与討議
		講演会開催	一、九大吉村教授を講師に二日間各支部巡回講演
	一八	執行委員会	一、支部長会議の報告、確認、臨時総会招集、補正予算について
	一九	厚生部会	一、各生活協同組合調査を実施する。
	二〇	炭労中央委員会	一、四日開催（東京）
	二一	福労斗	一、労斗情報交換
	二二	臨時総会	一、規約改正、補正予算、改選等。
	二三	座談会	一、機関誌あおのうら百号記念（婦人も交え本部にて）
	二五	臨時総会（第二日目）	
		地協委員会	一、行動方針、予算について討議）
	二六	筑豊労斗委員会	一、政府免税拒否決議文発送等決定
	二八	選挙管理委員会	一、労組本部に於て
	二九	生産協議会	
		常任委員会	
三	一	福労斗の警職法反対決起大会	一、久留米市に於て
	四	新選挙管理委員会	一、日程その他について、
	五	執行委員会	一、直轄地協労決起大会の件、炭労中央委員会報告、 防犯協会設立反対について

(E)

三		
六	九共斗代表者会議	一、労斗問題について協議
九	直鞍地域労斗決起大会	一、直方駅前に於て
一〇	会計監事会	一、一・二月分会計監査
一二	三役、支部長選挙終る	
一三	第一回支部長会議	一、専門部長の選衡．
一四	第二回　〃	一、〃
一七	福労斗地方委員会	一、労斗指令三号審議．九州地本設置の件 拡大斗争委員会設置の件等決定
一八	執行委員会	一、労斗指令三号かくにん・その他
一九	県総部幹事会	一、観光ホテル争議対策・ 定期大会向候補者検討其の他
二〇	九産労研究会	一、総評「賃金綱領」の研究
	炭労調査部長会議	一、中央炭労に於て三日開催
二二	九共斗代表者会議	一、労斗情報交換その他
二五	第一回執行委員会	一、労斗中央地方情勢報告 部長．部員の確認及選定．
二八	生産協議会	一、四月分会計、出張計画について
二九	執行委員会	一、部員の決定その他
三一	書記局会議	一、組合業務の大綱討議．

厚生部行動報告

一九五一（二六年下期）

一、福利厚生施設について

イ、住宅改善対策

上期に引続いて行つているが、特に畳表は順調に予算通り入荷しているが、ガラス等の入荷が意外に遅れても今後共明るい住み心地よい社宅に目標をおいて斗つた。

ロ、燃料対策

予定通り各支部共進行しているが、五、西五坑の要望であるガラを豆炭に切り替えることは会社と交渉の結果、需要量の少い七、八円に切り替える。三坑はガラの質が悪くないので現状のまゝでゆきたい。尚通勤者の燃料配給はその時期についてもつと研究課題となつている。

ハ、給水対策

色々な事情で各坑順調でない。特に西五坑の一部、三坑の一部について努力してきたが、未だ満足すべき状態でないので、二十七年度には水道を増設せねばならないが、予算の関係で実現出来なかつた。

二、病院衛生対策について

イ、病院対策

第二病棟及び第四病棟の改築完成、見違えるように明るい立派な病室になつた。第三病棟の一部（大病室）改築中である。第一病棟と二坑分院、六坑分院の各一部は次期に改築着手の計画である。医者の数も耳鼻科を除いて充実した。入院患者の給食についても被保険者ばかりでなく、家族についても保険給付食事料の半額で（現在一〇〇円だから五〇円で米代も含む）院長と折衝して一応内諾は得ている。附添人については実費で賄うことになつた。尚副食についてはカロリー献立及び程度について関心をもつて毎週一回検査をした。

ロ、職場家庭衛生対策

伝染病は夏季乃至初秋とのみ思われていたが、案外冬季に五坑、毛勝方面に発生少数ではあつたが後を断たなかつた。三菱勝田坑の例もあり水源地の水質検査等を厳重に検査したが、別に異状なく各支部の要請で更に各家庭を指定して水質の検査をしたが異状はなかつた。職場の消毒は衛生夫等がやつているが、家庭には病気が発生した場所だけで顧みられない状態であり、一般家庭の消毒薬無料配布を強く要望しているが、現在は実費で購入している状態である。

ハ、糞尿処理対策

この問題は農村に比較的近い三坑、六坑はそれ程でないにしても五坑、西五坑、二坑等は農村よりの汲取りが少く、従つて従来のような食糧事情の悪い時は自家菜園等に使つたが、今はそれがなく之が処理に困るので、会社に要望申入れた所会社も之に対して三つの対策を上げて早急に処理するよう準備している。尚その量の推定は幼児も含め一人平均月一斗五升程度の如くである。

三、結核患者対策について

種々対策に腐心してきたが、待望の結核療養所も土地買収等で予定より遅れたが、健康保険議員各位の熱意もあつて竜徳地区に総工費四千五百万円で一〇〇ベットの近代的医療設備を誇る療養所が二十七年秋頃までに完成出来ることになつた。之が運営と施設方法等については今後に残された問題である。

四、生協対策について

厚生部会で生協について炭坑内外の生協実地調査も終り資料も出来たので、之が成立について討検した結果、先づ小規模乍ら働く者のみの資金で設立し、徐々に育成してゆかねばならぬと組合は思つているが資金その他は慎重に討議決定されねばならない。

五．対外活動について

米麦統制撤廃反対運動は家庭婦人部等で反対の決起大会及び署名運動等により反対斗争をしてきたが政府も御承知のように一応延期して時期を見ている状態でこの六月又は麦類の統制撤廃を国会に提出するらしい情報が入っている。

※米喰率引上斗争

総炭労も中央大会の決定により代表として上京折衝した結果、二十七年度の全国需給会議が終了しないと年内の米喰率の確約は出来ないが・三、四の暫定処置として現行七十二%で

	従来	
外米	一七%	一二%
内地米	二七・五%	三〇%
準内地米	二七、五%	三〇%

福岡県選出の衆参院代議士の協力で一応獲得し、五月以降は需給会議終了後再度交渉することになった。

九州・四国・中国の主食需給会議が三月一日別府であつたので、特に労組代表として需給課長と折衝、五月以降も持続出来る見通しであるとのことで改めて中央炭労を通じて再交渉するようになっている。

以上

ニュース発行のあらまし

年	月	日	号数	摘要
二六	一〇	二	三二	九共斗集団交渉（第二回）
		二	三三	〃 重大決意
		三	三四	炭労の斗争宣言
		四	三五	最後のねばり……
		六	三六	第三回団交経過
		九	三七	依然本格的に交渉入らず
		一二	三八	経過措置に関する提案
		(一三	三九	一せいに賃金案説明……
		(一四	四〇	砿連の遅延策ロコツ化す
			四一	九共斗重大決意
		二〇	四二	〃 第六回団交
			四三	賃斗中央情報
		二一	四四	米、長野放しはいや
		二一	四五	㊙中斗指令第一号
		二三	四六	九斗指令第三号
		二四	四七	緊急臨時総会終る
		二五	四八	ゼネ禁反対斗争に起上れ
		二七	四九	九共斗第七回団交
		二七	五〇	組合猛レツに反ばく
		二八	五一	九共斗拡大斗争委員会
		二九	五二	スト通告書
		三〇	五三	中斗要求貫徹まで斗う
		三一	五四	張森折渉で第二次案
		三一	五五	動く地方労仂委員会
	一一	一	五六	中央・三次案出る
		一	五七	古河スト指令発す
		二	五八	常盤地方の動き
		四	五九	中央斡旋情報
		五	六〇	〃
		五	六一	極め手のない地方委の仲介
		五	六二	中央の動き
		五	六三	福岡斡旋情報
			六四	中央の動き
		七	六五	組合最後案出す
		八	六六	第八回団交
		九	六七	〃 第三次案出す
			六八	脱
		一〇	六九	中央交渉最高潮
		一一	七〇	中央六社妥結
		一二	七一	九共斗最終案提示
		一六	七二	ゼネ禁法の対策決定
		一六	七三	仮協定確認の臨時総会
		一七	七四	期末斗争準備すゝむ
	一二	五	七五	期末手当要求書会社側に手交
		一〇	七六	期末手当斗争軌道に乗る
		一三	七七	会社具体案を明示せず
		一五	七八	期末手当斗争各社の動き
		一七	七九	〃 期限付要求を出す
		一八	八〇	一次案・五三〇〇円
		一八	八一	中央ほゞ妥結「期手」
		一八	八二	「期手」よろん調査集計なる
		一九	八三	年の瀬を控えスト指令飛ぶ
		二一	八四	第二次案六、〇〇〇円
		二二	八五	かくして期末手当斗争終焉す
			八六	脱
二七	一	一四	八七	古河峯地の法廷斗争
		一五	八八	年末調整不足額納入方法決定
		一八	八九	十九日以降全社一せい時間外拒否
	二	四	九〇	八六%よろん調査集計
		四	九一	古河内郷全面的解決
		八	九二	評議会「団規法」反対決議
		九	九三	直鞍地協結成
		一四	九四	「団規法」東京情報
		一五	九五	労斗決起大会（飯塚）
	三	六	九六	規約一部改正よろん集計
		一〇	九七	直鞍地区の決起大会
		一一	九八	「特安法」と看板ぬりかえ
		一一	九九	米喰案炭砿向七十二%
		一一	一〇〇	ダンアツ法をブッつぶせ
		一一	一〇一	政府「特安法」労仂法同時に上提か、
		一三	一〇二	三役等当選決る
		一七	一〇三	労斗、実力行使決定
		一八	一〇四	スト準備指令
		一九	一〇五	労仂関係法審議会の動き
		二〇	一〇六	三月十一日の法制審議会
		二〇	一〇七	国会上提は四月上旬か
		二一	一〇八	㊙指示第三号スト準備指令
			一〇九	脱
		二四	一一〇	「特安法」東京情報
		二六	一一一	会社にスト通告
		二七	一一二	労仂法答申案なる
		二九	一一三	炭労の申入に会社抗議
		二九	一一四	「特安法」を「破防法」と改む
二六	一〇	一〇	一	文化ニュース

資料発行のあらまし

年	月	日	摘要
二六	一〇		[illegible]に対する大衆の構想
二七	一〇	一	労資会見顛末記
			弾圧立法に反対す
			公安条例の解釈を衝く
			労働関係法改正
			特別保安法案の内容

労働学校

年	月	日	期数	人数
二六	一〇	二二	三四期	[illegible]
二七	一	二三	三五	六
	二	一九	三六	一六
	三	一二	三七	一九

機関紙発行（二〇回）

年	月	日	号数	摘要
二六	一〇	九	八六	
		一八	八七	
	一一	一一	八八	
		一四	号外	新賃金改定に伴う臨時総会 資料
		一七	八九	
		二四	号外	変更になった「退職金規定」について
		三〇	九〇	
	一二	七	九一	
		一五	九二	
		二四	九三	
		三一	九四	
	一	一〇	九五	
		一九	九六	
		一九	号外	新賃金山元発表さる
		二八	九七	
	二	九	九八	
		一八	九九	
		二九	一〇〇	大阪
	三	二二	一〇一	大阪
		三一	一〇二号	大阪

※教宣部員 九共斗に出向

一、十月以降新賃金斗争の開始に伴い九共斗は事務局を博多に臨時に設置したので、その情報連絡のため、九共斗常務局員として竹下波治を派遣、十月より十二月数回交渉終了まで駐在、その任を完了した。

二、尚この賃金斗争の期間中、九共斗の各教宣部長は共同編集にて数回号外を発行した。

壁ニュース

随時壁ニュースによつて情報宣伝を行つた。

映画（各支部巡回）　二六年十月

機関紙講座　二七年三月

時局講演会　二七年二月[illegible]（吉村九大教授）
（各支部巡回）

昭和二十六年度下期行動報告

給与対策部

一、昭和二十六年十月以降新賃金斗争

七月五日総会にて新賃金斗争方針をかくにん、九月十九日要求作成作業完了。
九月二十日九鉱連に要求書提出、九月二十五日より集団交渉に入る。
十一月十三日一応の妥結点に到達、仮協定調印と共に紙鋼スト中止、十四日総会に於てかくにん、
十一月二十四日妥結、本調印に至る。

一、山元賃金配分斗争

十一月二十四日の協定調印に基き、爾後差額金算定方式を含め、賃金配分会社案（十二月十二日提示）と組合案の両案をめぐり、賃金小委員会に入る。
爾後小委員会は十二月中旬より翌二十七年二月初旬まで、連日続行、この間数次の団交をへて、二月五日漸く妥結調印の運びに至る。

関係せる諸会議

イ、各坑賃金専門委員会
ロ、全大之浦賃金公聴会
ハ、一部職場代表者会議
ニ、生産・給与合同部会

一、期末手当斗争

十一月二十六日九共斗調査部長会議で各社の要求額意見の集約を行つた結果は一三、〇〇〇円要求に決着、
十二月一日の九共斗々争委員会に提議、これがかくにんと共に斗争方針を決定、大之浦労組としては十一月三十日の総会に上提、斗争方針及び要求額かくにん、十二月五日会社側に要求書提出、爾後団交を重ねること四回、事務折渉二回後ついに十二月十九日以降の行動の自由を留保して交渉を進めたが、十二月二十日に到り妥結の運びとなり、翌二十一日総会にてかくにん。
配分支払方法決定

一、昭和二十四・五年度末調整による過納充当金還付の件

個人買付け事務手続終了次第現金払戻に決定　（四月十二日払）

一、昭和二十四年上期以降毎期会社決算表を中心として経理分析及び経営分析作業

一、毎月増産賞与配分作業　一、毎月九産労賃金研究会

一、毎月賃金統計分析作業

一、昭和二十七年十月以降賃金要求骨子に付基本問題研究作業

一、町民税

昭和二十六年町民税還付事務処理決定

一九五二・五・一九　二十七年度上期定期総会資料

昭和二十六年下期経過報告

生産保安対策部

一、昭和二十六年以降新賃金斗争

1、七月五日以降諸団交、標準作業量に関する資料作成（二十六年四月〜八月間実績並に十月以降の出炭計画書）九月二十日要求書提出までに結論を出す。

2、増産賞与の標準能率資料を十一月一日までに作成す。

一、山元交渉について

1、各請負監督各坑別標作の件について二十六年十二月中旬より二十七年二月上旬までかゝり結論をみる。

一、カツペ採用について

1、二十六年十月二十二日より十二月十日まで交渉を継続し結論をみる。その後各需要期間毎に資料に基き三月まで交渉を続行してきた。

一、三坑々内棹取、（東）掘進夫の標作の件

1、二十七年一月二十五日より同月二十九日まで交渉し、結論をみる。

一、毎月増産賞与基礎数字作成

一、〃生産協議会

1、各坑出炭並に休日決定

一、毎月保安委員会

1、各災害審議事後対策

一、採炭標作中間細部資料作成

一、採炭、仕繰、掘進、内外棹取各月実績作成

上

炭労第四回臨時大会

經過報告

全国の組織労働者は言うに及ばず、政府、資本家、革新陣営の注目の的であり、今後の日本の労働組合に大きな示唆を与え大きな転機をもたらすであろう炭労第四回臨時大会は、4月23日より5日間東京教育会館講堂で開催された。

本大会の問題点は、「4月12日スト延期を認めるか、認めないか」の是非論であつた。昨年9月破防法としての団体等規正法国会上程が企図されて以来8ヶ月間、全国の組織労働者はあらゆる手段を講じて、上程阻止運動を展開してきた。殊に炭労傘下組合は、これが反対斗争に対しては死力をつくして、下部大衆の皆もうに団結し、時機到来の暁にはと万全を期して斗争態勢を確立していたのである。

しかしながら、吾々のもり上つた斗争意慾は、12日ストを延期することによつて灰燼と化したのである。各支部の代表者は、いち早く北海道、九州から続々と上京して、中央執行部の措置について憤懣と叱責の言葉を浴びせた。23日の臨時大会こそ下部の怒りが集約されて爆発されたものである。

大会は午前10時から開かれ、指定された傍聴席は定刻までに埋められ、新聞記者は一生懸命ペンを走らせていた。

この様に緊張と不安と期待の中に大会は押しすすめられたのである。

場所・東京都、教育会館講堂

とき・昭和27年4月23日〜27日（5日間）

一九五二・五・一九　教宣部

昭和２７年度春期定期總会資料

第四回臨時大会第一日目（四月廿三日）

開会挨拶　小[illegible]

資格審査委員選出

堀井　幸司（北海道、東洋高圧）　大塚　秀雄（福岡、早良労）
小林　茂（〃　、砂川労）　竹下　友治（〃　大ノ浦労）
木内　政男（常盤、好間労）　堀　喜雄（佐賀、西杵労）
辻本　光好（山口、沖ノ山労）　山口　大輔（長崎、松浦鉱労）

議事運営委員選出

大沼　輝光（北海道、三菱美唄労）　山本　忠志（福岡　新山野労）
渡辺　治（〃　大夕張労）　井上　行光（〃　日鉄二瀬労）
佐藤　繁夫（常盤、常盤労）　古河　静（佐賀　杵島労）
桜田　久雄（山口、沖ノ山労）　村岡　義男（長崎　崎戸労）
久保田　武己（福岡　三池労）

資格審査発表（午前十時五十五分現在）

	定数	出席
北海道	八六名	七五名
常盤	一八名	一八名
山口	一五名	一一名
長崎	一六名	一六名
佐賀	一一名	八名
福岡	九二名	七三名
東鉱	六名	三名
計	二四四名	二〇四名

定足数　一六三名

規約第二十四条に基き大会成立

議長団選出
　前田　赤蔵（福岡、日鉄高松労）
　武藤　正森（北海道、太平洋労）
　松尾　竜一（長崎　高島労）

議長団挨拶

書記任命

議長大会成立宣言

メッセージ
　社会党国会対策委員長　赤松代議士
　労農党　岡田　〃
　共産党　柄沢　〃

午後の部

祝電朗読　大夕張労より

メッセージ
　全学連、都学連、平和推進国民会議

資格審査発表
　北海道　七九名　山口　一一名　佐賀　一六名
　常盤　一八名　福岡　七一名　長崎　八名　計二〇六名

武藤委員長挨拶（要　旨）

昨年春の大会で労働三法改悪反対斗争の基本方針を決定した。その後中央委、大会で弾圧法に対する斗争方針を決定した。各々中斗は大会、中央委の決定に基き弾圧法粉砕の方針で斗ってきた。しかしこの内部では充分下部の討議を必要とするので本大会を召集した。

中斗の行動に対して徹底的に批判検討していたゞきたい

中　央　報　告　　小椋書記局長

スト延期に至るまでの経過、及び十八日スト突入情況報告

地　方　報　告

北　海　道

現有勢力　一〇六組合　九〇、二五〇名

第三回臨時大会後の加盟組合六組合　四三八名

十二日のスト延期では非常に混乱を起したが回避した。

スト延期理由が納得できず代表十名を上京させた。

十八日のスト状況

　突　入　九九組合　約　八九、二五〇名

　脱　落　七組合　約　一、〇〇〇名

常　盤

現有勢力　三二組合　二〇、八四七名

第三回臨時大会後の加盟組合　三組合　七五〇名

十二日のスト延期は時間的余裕がなきため一九組合三、〇五六名が突入したが、何れも公休とふりかえた。

十八日のスト状況

　突　入　二一組合　一七、〇三七名　但し二一組合のうち四組合は十九日決行

　脱　落　二組合　六五〇名

山　口

現有勢力　一八組合　一四、三六九名

十二日のスト延期は指令が間に合はぬため三組合突入うち二組合は公休ふりかへ

十八日のスト状況

　全支部突入　一八組合　一四、三六九名

福　岡

現有勢力　一二三組合　一一八、〇〇〇名

第三回臨時大会後の加盟組合　二支部　約一六〇名

十二日のスト延期指令は午前四時までにほゞ連絡完了

十八日のスト突入状況

　突　入　一一〇組合　一一五、七〇〇名　脱　落　一三組合　二、二八〇名

佐　賀

現有勢力　一六組合　一一、八〇〇名

第三回臨時大会後の加盟組合　一支部　三九〇名

十二日スト延期指令が間に合ぬため三支部突入何れも公休とふりかえる

十八日スト突入状況

　突　入　一三支部　一一、四〇〇名　中立で入った支部　三支部　二、五〇〇名

　脱　落　三支部　四〇〇名

長　崎

現有勢力　一六組合　一四、七三九名

第三回臨時大会後加盟組合なし、現在四支部約三、〇〇〇名が加盟の気運にある

十二日のスト延期指令連絡不備のため相ノ浦労の一部スト突入

十八日のスト突入状況

突入　一二組合　一三,五九九名　脱落　四組合　一,一四〇名

直轄

現有勢力　一四組合　二,二四九名

十八日のスト突入状況、榮節労、松沢労、三菱油戸瓶は突入しないもよう（未確認）その他については調査中

中央、地方報告に対する質疑応答に入る。

議長　地方報告に対する質疑に入ります。

質疑なし

議長　次いで中央報告に対する質疑に入ります。

主なる質疑

○斗争指標は制定反対か　修正斗争か

五号指令に明示してある通り制定反対に変りはない

○十二日のスト延期理由如何

⑫指令　九号附属書のとおり

○政府の三点の修正口約によってストを延期したことは、修正斗争であり、大会決定違反と思うが如何

修正斗争ではない。たゞ発動权の行使という重大な段階には慎重でなければならない。政府の態度を明かにしたとき、決めたからと言ってストをやるのは、国民の与論を考えた場合不利になると判断し延期した。中央委、大会決定は「内容如何によってストを行う」となっているので違反とはならない

○在京各本部代表を十一日の中斗から閉出した理由如何

各本部の中には指令权をもっているところといないところがある。出席させなかったことは遺憾と思うが、内容が重大であり、会議の進行上遠慮してもらった。

○スト延期による効果如何

方法が幾つもあって結果が一つの場合は効果を比較検討することは困難である。

政府内部の諸情勢を新聞紙上で報導しているとき修正を言明した。このときストを決行した場合果して国民の与論が吾々に有利であるか、又その与論が大きな圧力として反映するかは疑問であると思う

祝電閲読　日放労より

、国鉄新潟支部より

メッセージ　在日朝鮮人民主統一委員会（武市連絡委員長朗読）

五時閉散

第二日（四月廿四日） 午前十時

メッセージ （社会党左 吉田次郎氏）（全自動車副委員長 野本氏）
（民主婦人協議会 小川氏） （新産別書記長 落合氏）

資格審査委員長より第二日の資格審査を発表
北海道 七八、 常磐 一七、 山口 八、 長崎 一五、 佐賀 九、 宇部 三、 福岡 七二、
合計二〇一名で大会成立、

運営委員長より、本日の議事日程は午前中質疑応答、午後討論、尚動議は本日午前中に出してもらうとの提案があり、質疑はあと一時間しかない午前中に限定することには反対の声があり、運営委員長の「討論の過程で午前中に出来ないような場合は運営委員会を開いて検討したい」との言明があり議長よりの「質疑を打切るときは議長が大会にはかるということで諒解してもらいたい」を確認

メッセージ（日炭高松一坑炭夫協議会代表 加藤氏）

資格審査委員長より出席人員の変更を発表
北海道八九名に、常磐一八名に 福岡六九名に夫々増

メッセージ（海員組合委員長 陰山氏） （日炭労協委員長 占部氏）

従って質疑応答に入った、主な質疑応答は次の通り。

（質） 修正斗争に移行したと反対斗争だというのと二つあるがどういう理由か
（答） 執行部内には修正斗争・反対斗争の意見不一致はない・斗争は目的貫徹まで進めるものだ
（質） 十二日スト直前の労斗に対する責任如何
（答） 労斗はカンパニヤ組織で各単産の自主性を尊重することで成功するものだ、戦線分裂者だとは思っていない。これには反パクもあるが現在斗争中なので言明を避ける。
（質） 少数者は如何なる観点から強硬論をはいたか
（答） 炭労委員長より、炭労内部の情勢・新聞論調、労斗の動向等、国会内外の情勢 スト決行の主張の説明あり
（質） 十八日ストで妥結されると思ったか
（答） 十八日ストで妥結されるとは思っていなかった。

——昼　食——

メッセージ （全鉱 原口委員長）（合成化学 大田委員長）（社会党右 浅沼書記長）
（社会党左 木下議員）（総評高野事務局長）

質疑続行

（質） 中斗が政府の修正声明を新事態とみたことは制定反対の指標を変えたものではないか
（答） 労組が適用されるか否かが問題 なのでこの観点から政府の修正声明の価値判断をやった、指標とは矛盾せぬ、
（質） 委員長は国会審議中のストは議会主義、民主々義の立場の否定だといったがそれなら何故十八日（上程後）ストをやったか
（答） 最終的には国会で決定するものといったのだ 審議の状況や世論をみて戦略戦術をたてる
（質） 昨日の夕刊（毎日）によると委員長はもうストはやらぬといったと報道されてるが
（答） 国会の勢力を中心として斗うので慎重にやるといっただけだ
（質） 制定反対であるなら十二日はあらゆる条件からみてストが最大の圧力となったはずではないか
（答） 十二日の状態では上程云々は出ない

【北海道より労斗常任をやっていた、石黒事務局次長の発言を求め、絶対多数で決定】

石　黒（鉄）政府の修正声明に応じたのは炭労だけであった。十一日夜の労斗は全鉱が炭労に同調したほかは三百数十万労仂者の各代表は「修正はごまかしだ。上程を阻止するため十二日に絶対ストをやる」と決め、交々起つて炭労の同調を求めた。しかし炭労として自主的に行動したのである。なお小椋局長は十日下部では炭労だけがやっているようだから労斗に働きかけるように望んだので労斗の強化に努力した。

小　椋（鉄）炭地方から他の単産が動こうとしないということをきいたので斗争に遺憾なきを期するため労斗の努力を望んだのだ。

矢　向　政府声明に対する価値判断は一つしかない。即ち上程しないというならストを二、三日延してもいいとしても修正なら考慮の余地はない筈だ。中斗の判断とスト中止は政府の切崩しに乗ったもので労仂戦線にひびをいれたものではないか。

答　戦術上とった措置だ。修正斗争で終止符をうつ考えはない。

（こゝで中斗の統一意見を求めるという意見と、七対六の小数意見の方も聞くという意見が対立、採決の結果、一三五対九五で少数意見も聞くことに決定。多数意見を代表して小椋局長、小数意見を代表して原副委員長、石黒次長が発言

石　黒　嘗ての治安維持法は日独伊防共協定を生み太平洋戦争を生んだ。今度は更に日米軍事協定が治安維持法の現代版である破防法を生んだ。次にこの中から出れるものは戦争である。従って政府がいかなる修正をしようと法案の本質は変り得ない。従って我々は十二日上程を阻止するためストを決行すべきであった。十八日ストは一歩後退した形で行はれたものである。又、官公労その他の組合が斗えないのは政府の不当な政策のためで此の政策を破るのが同時に我々の斗いなのだ。これらが炭労同様な斗い方をしないというのは当らない。

小　椋　スト延期は決して「制定反対」の看板の変更ではない。しかし破防法反対斗争は政府に対する反抗斗争でもある。従ってこのような斗争は慎重にやる必要がある。政府が崩壊寸前（革命前夜）なら長期のゼネストも行えるが今の状態は違う。此のような情勢の中から我々の考え方は決定された。又、他の単産がやらないからという理由はスト延期の理由に含まれぬ。

原　我々は革命前夜のストとは考えていない。労仂者の基本権を労仂者として国民として守るために行う止むを得ざるストと思っている。炭労のみが政治ストだったから別だというが寧ろ経済斗争を始めては整然たる斗い歩みを乱す恐れがあることは五中委の決定である。労斗全部が延期したのなら別だが炭労のみがスト延期の態度を出しあのような斗いにさせてしまったことは単なる「情勢判断の相違」ということではすまない。十二日ブル新が「炭労脱落」と断じ、下部や他産業に与えた影響は階級的連帯性の観点から批判を受けるべきものである。

次いで討論に入る。賛否両論の主なるもの次の如し。

賛　成（執行部提案を認めるもの）

1、ストは最も有効な時期を選んで決行すべきである。十二日を延期したことは了解出来る。又労斗はカムパニア組織であり決定権は各単産が持っている。

2、修正か撤回かという問題は五中委決定の「内容を検討して云々」と照れば明かであり、当時内容は明確でなく執行部の慎重な態度に賛成する

反　対（執行部提案を認めない）

1、撤回斗争を修正斗争に切り換えたものと考えざるを得ない。此れは指標の変更である。

2、労斗内の炭労の立場から考えて、他の単産はスト決行したのに炭労のみ延期したのは階級的連帯性から考えて遺憾である。

此の討論は明日続行することゝし、午后五時本日の議事を打切った。

第三日（四月廿五日）（午前）　十時十五分現在一八〇名出席

メッセージ　全百貨婦人代議会　小林書記長
　　　　　　大化学　　　　　　重田委員長
　　　　　　労農党　　　　　　中本書記長

昨日に引続き左の如き討論を続行

（賛成論）

○　1)四、一二スト延期により山元並に他産業に混乱を起したことは不満
　2)しかし、それを五中委決定違反、裏切りと断ずることは反対

○　1)政府の話し合いには受けて立つ余裕をもつべきで三修正案に一顧も与えず、撤回一本槍でストにがちこむことはゼネ禁立法を促進せしめる。　2)撤回まで無期ストをうち続ければ共産党に乗ぜられる。

○　1)四、一二スト延期〜修正の主義は諒解できぬ　2)今日迄基本方針を変更していないとの執行部答弁とすることにも同意できぬ。　3)炭労の執った慎重な態度は与論を好転させ、又院内斗争を有利ならしめた　4)労斗からの脱落ではない延期である。

（反対論）

○　1)四、一二スト延期は五中委決定違反「五月下旬」云々を削除した精神に反する　2)与論は悪化に有利であった。執行部の態度こそ逆に与論に反している。　3)議会主義云々というが、むしろ議会政治をかちとるためのストである　4)執行部は政府を信頼するにも度がすぎる。

○　1)執行部は明らかに修正の軌道に乗った。　2)仮に三案が完全に法文化されても他の民主団体が弾圧されて組合は存立しうるか。　3)なぜ労斗の線で斗わなかったか。　4)執行部の執った態度は山元組合員並びに他産業の信頼を失った。

○　1)三案修正は重大なる変化と認められず全くのゴマカシ　2)他産業への道義的責任をいかに考えるや　3)四、一二スト回避は炭労にとり拭い得ぬ一汚点のみならず日本労働運動史上の一大痛恨事　4)学術会議も破防法反対を決議している。一部反動とその手先を除いて与論の動向は明白、与論云々は理由にならぬ。　5)“危機”の認識の不足だ、そのような誤謬を犯しつゝ一言の反省すらないが今後の斗争を指導してゆけるか。　6)階級的重大誤謬を卒直に認めるや否や

右討論の後、議長は賛否それぞれ三名づつの代表討論の後採決に入ることを提案、挙手採決の結果九七対九七　保留二一　そこで「保留」者の発言を求めた。

○　即時採決をとってよい

○　事前に執行部の態度表明を求む

三菱新入坑田代議員の提案につき挙手採決の結果　一三一票の多数を以て可決　休憩に入る

（午　後）

一、メッセージ
　田代文久（共産党）　　岡日教組委員長

一、祝　電
　全自動車、　国鉄中央本部

一、資格審査発表　（午後、壱時五〇分）

議長―大会は成立したので、午前の決定により執行部の態度表明を求む。

武藤委員長―執行部は大会の決定によつて行動する。

議長―討論続行か、打切るかで採決をとりたいが（打切りの声絶対多数）

討論打切りが絶対多数なので　こゝで中央斗争委の経過報告を確認するかどうかで採決したい（異議なし）

その方法について

○―採決の前に、今次斗争に脱退した組合の代議員の権限についてはどうなるのか

資格委―大会代議員は当然議決権がある、なお常磐高萩代議員問題は磐炭労から信任状が出されている。

議長―それでは無記名投票で、経過報告を確認する○印　確認しない×印とする。

資格審査委――投票用紙配布部数

北海道　八四名　常磐　一八名　山口　一三名　佐賀　一〇名　長崎　一五名

福岡　九五名　宇部　五名　（計　二四〇名）

議長―投票結果発表

○印　九三票　×印　一四六票　無効　一票

絶対多数で中斗委経過報告を認めないことに決定（拍手）

不信任動議上程（動議説明　森谷代議員）

三菱　飯塚	日炭高松	茅沼
〃　鯰田	日鉄二瀬	大和田
〃　鯰田一坑	明治九州	茶志内
〃　新入六坑	大正	山形油戸
〃　新入七坑	貝島大之浦	新登川
〃　上山田	日炭山田	三井美唄
〃　方城	嘉穂	赤平
〃　勝田	大辻	空知
〃　竜山	東幌内	
〃　上新入	夕張炭組	
〃　[illegible]呼	神威	

計　三〇支部

○―斗争の最大の欠陥は斗争指標をかえないといつたが結果的にはかえている。これは指導能力の欠如である。世論の問題だが、これは間違いである。[illegible]にはけい実はみのらない、これを執行部は見誤つている。今後の首切り斗争には波状斗争をやると新聞に発表されているが、これは斗はないことの証拠である。また諸新聞で政府工作云々と出ているが、炭労の権威のために何故斗わないか、また指令十一号と五号をみれば斗わない執行部の態度は明瞭である。

○―われ〳〵は機関の決定で不信任動議は討議しないという結論を出している。いま、不信任が出ているがこのまゝでは態度を表明することが出来ない、従つて四十分の余裕を与えられたい。

（議長団、議事運営委　数分間協議）

議長―常磐斉藤代議員の提案により三十分の休憩としたい……（異議なし）

（午後三時五分再会）

○議事運営委員長より「既に提案された不信任動議は本日中に解決しその後に起る事態その他今後の斗争方針の討議日程を含めて明二十六日一日を会期として延長した」旨発表提案あり

挙手採決の結果　絶対多数確認

○議長より「北京メーデー派遣代表」の件を何時動議として取り上げるかについて提案あり、絶対多数で後廻しと決定

○休憩中の常盤地方の会議の結果報告（大河原地方委員長）

「提案された不信任動議中に

(1) 執行部が三千万円を貰つたという記事に対して抗議しないこと云々

(2) 首切りは法廷斗争で斗争する云々

とあつたが、これについて執行部より明快な説明回答がして頂いたい。それによつて態度をきめたい」

これにつき斉藤代議員より「執行部の説明を求めると共に、討論は避けて採決に入つてもらいたい」

右補足説明あり

○執行部説明（武藤委員長）

三千万円云々の件は商業紙には出ている事実はく社会主義新聞、労農新聞、共産党発行の新聞情報其の他この大会或は炭労決会議に配られたビラにのつていた。これらは全く根拠のない捏造デッチ上げであり、真相糾明委員会を設けて調べて貰えばわかる。次々と斯の様に群るものを相手にするひまは無い。又首切斗争は法廷斗争で云々もその様なことを言つた責任ある立場の者は居ない。取材した記者を調べて貰えば明らかである」

○これに対し森谷代議員より提案理由説明についての誤解を生じないようにしたい旨趣旨説明あり

○議長より採決に入るか否かについて提案あり、議事進行に関係のある意見として久保田代議員（福岡）より

「今後の斗争についても重大段階にあり日経連その他の圧力或は組合外部の一部の団体の力に動ぜられることのないようにして貰いたい、そこで不信任投票は次期の役員改選との関連もあり善処されたい」旨要望あり

○ここで採決に入るか否かを挙手で採決し多数で決定採決に入る。

○不信任投票結果

信任　九三　　不信任　一四一

で不信任と決定

（第三回終り）

第四日目

出席人員　二〇〇名

運営委員長より本日の日程として福岡三、北海道二、其の他三の割合にて斗争方針審議委員会を構成この審議と併行して選挙規程に基く選挙管理委員会を構成して頂くことを報告

これに対する主なる意見

○新執行部が事態を勘案して斗争方針を打出すべきである

○役員が方針をたてるのでなく大会で方針を立て、執行部に執行させるのが妥当である。

採決の結果　一二二の過半数で運営委決定を確認

常盤斉藤代議員緊急質問

①緊急動議として執行部の不信任が成立した。執行部がいないのになぜ斗争方針を審議するか

右に対する主なる意見

○新しい執行部が問題を出して審議するのではなく、大会で斗争方針を決定し、それを新執行部が執行してゆくのである。

○執行部がいないのに代議員がきめて執行部に渡すのは代議員の独裁ではないか。

○規約中四十条が適用されると解釈する。

○議長の採決した決定をこえて意見に入っているのは大会ボートクである。執行部の組合でなく組合員の代議員がきめるべきだ。

運営委員長より両延納記本日の議事日程を報告

主なる意見

○決議機関の大会は分るが執行機関のないところで大会はもてない．

○案を作るのだからいいと思う．

○議案提出の問題でなく大会機関の問題と思う．

○　　としては速かに役員選衡をやり、その間に規約の疑義を審議したらどうか．

○規約上の解釈疑義はこれを　づけること．旧斗争方針を執行したあやまりの個所は詳しく検討して解釈の疑義を審議して新執行部に執行さすべきだ

※　運営委の決定を承認して休憩

一時四十五分再開

※　緊急動議

◎　北京メーデー参加の件（日炭高松）

提案理由説明（　山）

北京より招請状が来て、高松は中国の労働者と手をつながずに真の平和はないと決定した　我々は炭労からも誰か行くと期待していたが今になっても何の意志表示もないので高松だけでも送るつもりで、三名の代表を決定しているので炭労からも北京へ代表を送つてほしい．

主なる質疑応答

◎政府は旅券を交附するか．もししない時の方法．旅券なしで渡航する方法はどうか

◎旅券交附は各団体で折衝しているやに聞く、炭労がこれを決定すれば当然炭労も交渉しなければならない．

◎中国の労働者と統一して云々というが今后の統一という意味は何か

◎労働者と信義と友愛の為に吾々が向うの同階級の者と手をつないでゆかなければならない

◎内容がよく分らない．国際的親善を図る意味か．資本家陣営に対する斗争方針を話合う為か

◎両方の意味がある．親善は儀礼的でなく諸問題を話合うことである．再軍備等のこともきゝたい．

質問を打切り採決の結果、絶対多数で可決

会期延長の件を一一三対六五で延長と決定

◎　統一メーデーに関する件（北海道）

提案理由

今まで宮城前を使用していたが、今年はいゝとなっていない．最后まで統一メーデーは人民広場でやるよう働きかけたい

満場拍手決定

◎　今期改選を繰上げ改選とする件．

主なる意見

○規約通り前任者の残任期間としたい．

○信任、不信任は人情論ではできない．また技術的に任期を問題にしなくてもよい，

○この問題は規約改正として明瞭に提案すべきである．

○このような事態は何度もあると思われないので規約改正の要はないと思う

○斗争の結果であるところの規約は明確に守らねばならぬ．一ケ月の期間が問題になっていると思う

現在信任した新執行部を定期大会で信任できればする．

○今次斗争の重大性を考えた場合、規約通りする為に定期大会で一括信任ということで今回の投票を行ってはどうか

○繰上改選をするかしないかを規約改正とからみ合わせて無記名投票によって決定せよ

本問題は提案者より撤回する旨の発言があり打切り

次に規約改正に関する意見について討論フットウしたが次のような議長団の折衷案を了解して打切り

議長団提案

一、この段階に投票に参加しないという発言は妥当でないので取消されたい。
二、斗争の強化のための大会であるので規約改正動議の提案者は撤回されたい。
三、但し本日の大会で論議された本件については次期大会で尊重さるべきものと思う。

従つて直ちに役員選挙に入る。

◎役員選挙の件

投票用紙配布数　二二六票　棄权一票　投票数　二二五票

執行委員長	田中　幸	（三井田川）	一三七票	信任
副〃〃	栗　茂	（北炭平和）	一四〇票	〃
〃〃	蒲篤義商	（三菱新入）	一三九票	〃
事務局長	漆原光朗	（日鉄二瀬）	一五三票	〃
〃次長	久保田武己	（三井三池）	一六〇票	〃
組織部長	村上一英	（長崎伊王島）	一四二票	〃
教宣部長	一ノ瀬　喬	（三菱高島）	一四六票	当選
〃	山下葉雄	（三井芦別）	五四票	次点
企画部	稲田信義	（三菱飯塚）	一四〇票	信任
〃	大場　惇	（日炭高松）	一三九票	〃
指導部	狩野克己	（北海道茶河）	一四二票	〃
〃	十二村吉辰	（井華奔井江）	一三九票	〃
〃	石黒　満	（三井砂川）	一二九票	〃
〃	中山勝義	（明治豊国）	一三〇票	〃
〃	中野光男	（佐賀杵島）	一二七票	〃

以上を決定して午后七時、第四日閉会

第五日　　午前十時三十分開会

運営委員長渡辺氏に交替「午前中に大会を終了したい」旨発表あり、昨日の斗争方針小委員会委員長より委員会の結果について報告

別紙斗争方針案について説明の関係については

(1)、制定反対と撤回と修正の関係については

制定反対とは制定の意志・過程・手続・結果・効力を含めてこれに反対し、その中途において撤回を要求しているのである。

指令第十一号中の「破防法、ゼネスト禁止法に対する反対斗争はそれぞれ切り離すとか、切り離さないとかいうことはない」の趣旨は生きておりそれぞれの事態に処して斗う。

(2) 斗いは孤立してはならないので労斗の主軸として斗うべきである。従来のカンパニア組織で斗われてきたが今后は各単産と共に統一した斗いの中の主軸であるべきことをうたつた。

(3) 現在斗いが上程廃止の段階をすぎているので院内外の情勢を見て斗つてゆくもので従来の方針と同じ

(4) 旧執行部によって執行部の増員も考えに入れられている現状にも鑑み、機動性を発揮させるために強化拡大したい。規模その他は大会若しくは中斗によつて決定されたい。

(5) 幅をもたせた。

質疑応答　（応答小委員会委員長は△印）

○一九六号情報による労斗決定が炭労決定に優先するように見えるがその中に情勢の推移に従うとあるが破防法が強行通過してゆくとき弱い修正斗争になりかねないのではないか

(1)で制定反対の意義は述べたが「炭労」としては労斗の中で解決してゆくのである。

○中斗拡大強化及びこれと予算面との関連如何

(答)次期大会までは現行予算で行くことにならうが、増加の人員は各地方本部一名宛及び在京資本別の為是を十分に考えたい。

○(1)の撤回に重点をおくということは修正斗争になる余地がないか

△既に説明した通り修正にはならない。

(この質問の時　質問者の北海道・近藤)の発言の中に「築地会談云々」あり

○炭労は独自でも斗うという決定はどこに生かされているか

△先頭にたつて斗うという字句の中に生きる。

(この件で紛糾　斉藤より「築地会談云々」についてその情報の出所を発言者に質問あり、発言者より「炭労連情報でも流れた」旨回答。更に炭労連側に対してこの件に関する弁明を求める発言もあつたが以後議場騒然、議長より発言者の撤回方提案あり、発言者撤回したが議場静まらず五分間の休憩に入り調査委員会を設けて大会終了まで一応の結論を出すことになり議事続行)

○旧執行部の時と同じような方針であるが、今更かゝるものを決めて斗う方針とするのは不審である。五中委・三大会の方針は今でも正しい。旧執行部不信任の理由はその行動であつたと考える。従つて前のこれらの決定は優先的に斗争の指針となる

(討論)

○(1)(2)は可、法廷斗争中心は不可　重点を実力斗争におけ。ことに各支部の斗争を炭労統制下に行わしめよ。

○全く不満、旧執行部と方針不変、リコールかけたこと自体矛盾

○不当かく首に対して実力を以て斗う旨挿入せよ。

○(1)「労斗決定の上にたつて」はおかしい「炭労独自でも斗う」旨がどこにもうたつてない。(2)(3)について「院内をかためるための与論のもり上げのための実力行使」なる旨明確化せよ。

(3)(4)について中斗拡大反対

○指令第四号ですでに実力による首切反対、斗争は明確。むしろ総選挙斗争との関連を

従来討論の過程で次のことが明確にされた。

(1)　中斗は各地方の代表各一名並びに炭労未加盟組合をもつ資本別組織代表者を交えて構成したい　その資金は斗争資金中より出すが、それで不足の場合は一時地方本部に立替えてもらうこともありうる(参副委員長)

(2)　旧執行部が不信任されたのは斗争方針と行動との不一致による。共闘決定の方針そのものは正しかつた、従つてこの斗争方針が従来とほとんど変らぬから不信任の理由が消滅したとは考えられない(田中委員長)

右討論の後、原案各項目について圧倒的多数で可決の後　(4)の次に新に次の項目の挿入を満場一致可決した。

「政府・経営者の首切り、損害賠償その他の弾圧に対しては実力行使を以て斗うことを確認し、この場合、各支部は斗争指令に基き統一して斗う」

次に　緊急動議「新賃金斗争を即時展開せよ」との件(日炭高松提出)

小数を以て採択されず

(9)新　旧委員長挨拶

田中新委員長

(1)　本大会を以て左旋回、右旋回云々のみかたをするのは正しくない。もともと各組合員の利益を守るための斗いがときには右、或は左にみられようとも吾々はいさゝかも意に介しない

(2)　新執行部に於ても共産党との共斗は絶対に行はない。

(3)　斗争戦術に対する誤りは徹底的に追及さるべきだが、今日迄の武藤氏の功績を無視して個人的罵倒をなすことは慎しむべきだ。あたゝかい団結を以て遇せよ。

武藤旧委員長

(1) 今日迄ひとえに組織の強化発展を念じて斗つて来た。

(2) 情勢によつて共産党とのていけいも辞せぬとの考え方には絶対賛成できない。今次大会にも我らの真方性は事実としてあらはれた。かゝる動きに対しては今後もてつてい的に斗う。今日迄の皆様方の御協力に対して厚くお礼申上げる

◎調査委員会経過報告（前田議長）

調査委員会はひき続き紛い平和に論議を尽す。

右につき、(1)その結果は機関紙で正式に決す。(2) 正式機関にかけることを附帯条件として満場一致可決

議長挨拶を最後に、五日間の歴史的大会終落す。（午后一時四〇分）

（別紙）

当面の斗争方針案

当面の斗争方針を十九日闘斗実行委の決定（情報一九六号）の上にたつて次の通り決定する。

(1) 斗争指揮は中斗指令第五号を確認し当面破防法案撤回に重点を置く

(2) 統一斗争を強化しつゝ統一斗争を推進しその先頭に立つて斗う。

(3) 実力行使は国会内外の情勢の推移により決行するが、その時期方法は中斗委員会に一任する

(4) 中斗委員会を拡大強化する

(5) 以上の方針に基く具体的問題は中斗委員会に一任する。

一九五二年　行動方針案

一　一般情勢

一、第二次世界戦争終結後、六ケ年余の年月を経過したが、米ソ両陣営の対立は、依然としてかんわされることなく、第三次世界大戦えの危機をはらみながら、一九五二年に戦争か平和かの問題を持ち越した。

二、北大西洋軍事同盟による欧州統一軍の拡充、米濠ニュージランドの太平洋安全保障條約及日米安全保障條約はソ聯陣営に対する戦争準備であり、これら諸国の軍需インフレは勤労大衆の生活をおびやかしつつある。

三、しかも一方には長期に亘る朝鮮休戦会談の間にあって米ソ等四ケ国軍縮会議のたい動は、ソ聯の平和攻勢のあらわれであり、その裏付けになるものは両陣営の戦力増強と、世界的厭戦反戦の情勢が戦争回避の気運にあることを物語るものである。

四、以上に要約される大勢のあいだにあって吉田内閣は多数講和を締結し安保條約に基く行政協定を秘密裡に行つた。このために日本は独立の日をみながらアジヤ経済から孤立したばかりでなく、その自主性を失い、従属国としての軍事基地化がもたらされた。

五、かくして日本の反動政府は旧勢力を背景に、自由なる民主々義勢力を圧迫し、労仂三法の改悪、破壊活動防止法の制定を強行せんとする半面、賠償の支払、二割余に及ぶ軍事予算の重税等によってわれわれ労仂者の弾圧生活低下を企図し、戦争準備えの道へ労仂者をかりたて、犠牲に供せんとしている。

六、以上の大勢のなかでわれわれは吾々の自由にして平和なる生活を守るために次の如く行動する

二　組織の強化と教宣活動

一、われわれの力は統一された時はじめて完成し、絶対的なものとなる。小さい統一より、より大きな統一え発展してこそ労仂者の斗う力は偉大なものになる。特に終戦後の弱体化し混乱した経済社会にあつては、急速にわれわれの組織力を統一し、反動の嵐に抗することは何より急務である。

1、労組の諸機関に組合員の傍聴・意見発表等により組合員を直結せしめることにつとめる。

2、婦人部との協力・連けいは断つとめねばならない。組合諸機関の傍聴を勧めると共に、われわれも婦人部の会合につとめて参加し相互の意志疎通につとめる。

3、直轄地協は小さい産別組織の協議会であるのでその強化については発足の日も浅く、困難なものがあるが積極的努力を払い組織の拡充につとめる。

4、炭労単一化は実現しているが、統一斗争については未だ資本別利己主義等によって充分でない。われわれは九共斗を中心に福炭労を九州地方本部統合に強化し、炭労の充実をはかると共に、組織の拡大強化につとめる。

二、われわれを取りまく反動的諸情勢が日に日に速度を加えているとき、教宣の任務は労仂運動の死活を制する重大な局面になっている。而も広範多岐に亘る情勢のなかにおかれた斗争の真価を、組合員に周知させることなくして団結力の昂揚はあり得ない。従って

1、増大しつゝある封建性の根は日本を再軍備ファッショの方向に導いている現在、われわれは民主々義だけが正しく労仂者の利益を守る唯一の道であることの、基本理念の周知徹底につとめる。

2、政治と経済は切り離せない。従って賃金斗争だけでわれわれの生活がよくなるという考え方の一掃につとめ、組合員の政治的関心を深める。

三、前項の基礎的啓蒙につとめながら次の如き方針を合せ行い、組合運動を活発にする。

1、各支部と連けいを密にし、情報網の確立をはかり、情報、資料は敏速に流布する。

2、機関紙を発刊し、難解な記事を避けると共に、目で見る新聞となるよう、編集技術を研究し啓蒙に当る。

3、政治的・経済的・文化的意識の向上をはかるため、講演、講座、討論会等を随時催す。

4、本年の組合運動躍進を期し、青年婦人の労仂文化を育成するため、その組織化をはかる。

一、われわれの生活向上は政治と切り離しては考えられない。殊に終戦後の混乱した政界では、民主的政党の弱小と相俟つて労仂者が決定的に不利なのは当然である。従つてわれわれと政党との関係は次の如くして民主的政治力の結につとめる。

1、戦争は労仂者に多大な犠牲を強いるものである。「パンか、弾丸か」に対して、はつきりパンだと主張する政党をわれわれは支持する。

2、最低賃金制度、社会保障制度確立に向つて、真に社会発展のため努力する政党をわれわれは支持する。

3、労仂者の基本的権利を擁護し、労仂法規をはじめ諸法規の民主々義的方向に推進する政党をわれわれは支持する

4、以上の民主的政党を支持し、その統一強化の促進をはかると共に、反動保守政党の排撃斗争を行う。

二、政治を動かすものは政党であり、政党の力をあらはすものは議員の数である。議員の数を決定するものは選挙をする人々の考え方である。われわれは来るべき総選挙に対して次の如く斗う。

1、吉田内閣並に自由党は、行政協定の締結、警察法の改正、労仂三法の改悪、破防法その他の弾圧法の制定等反動的独裁を企図し、世論の支持を失いつゝあるが、あらゆる機会にのぞんで、早期解散につとめる

2、労仂者の味方である政党の性格を早い時期に組合員はじめ、農民、市民、中小業者に知らしめ、共に連けいを強くして統一候補を見出す。

3、選挙の成果を収めるためにわれわれ労仂者は勿論、過半数を占める婦人については、その政治意識の昂揚をはかると共に選挙に対する絶対的統一をはかる。

賃金　期末手当及越年斗争

一、昨年末にかけての賃金斗争は炭労として集約して行うことができたが不完全のものであつた。朝鮮ブームも中だるみに入つた現在跛行的経済情勢を呈し、失業者の群は増大しているが、物価指数は上昇したまゝである。平和産業の確立なくしては労仂者の生活安定は夢にひとしい。再軍備政策はわれわれの実質賃金を低下せしめつゝある。

1、炭労統一賃金斗争で強力に進むべきである。資本別交渉は単なる資本別利己主義の現はれであり、強力な斗争となり得ない。従つて統一要求、統一斗争の実現を推進する。

2、過去の経験からして賃金協定期間中に次期新賃金の協定がされることが本来の在り方であり、又九月迄に賃金の結論が出るべく斗いを進める。

3、賃金要求は飽く迄最低賃金制獲得実施を目標として斗う。

二、期末手当斗争は賞与的性格の中に終る傾向にあつたが、飽く迄利潤の再配分、賃金の後払い的性格のものとして要求斗争を展開する。案の作成、斗争の方針は九共斗から炭労えと集約の方向に努力する。

三、以上賃金期末手当要求達成の為、経営、経理の分析作業を押し進めると共に、職務評価、格差、格付の研究を積極的に行い大衆討議を持つてゆく様にする。

四、越年手当斗争については炭労第五回中央委員会の決定に基き、実質的増額と権利的性格の樹立を行い、全国統一斗争え移行する準備を押しすすめる。

町民税の軽減

終戦後われわれは重税反対斗争を続けて来たのであるが、政府は昨年所得税の軽減に名をかり、住民税の増税を実施するに及んだ。本年も昨年同様な対策のもとに労仂者を基盤とする。町議員並に組織間の連けいを緊密にして有利な展開をはかる。

保安斗争

出炭の増加に比例して災害者数が上昇している。炭鉱労仂者はそれでなくても他産業に比べて作業条件が悪く、爆発、落盤、炭車逸走、けい肺、炭肺、ワイルス氏病等の危険の身をさらしている。会社は利潤追求のため災害をかえりみない。われわれは自分の身体生命は自分で守る基本的考えを持たねばならない。

1、執行部は率先して職場の保安監視につとめ、会社の無謀な増産に対して反対して斗う。
2、防災委員会、保安委員会の強化につとめる。
3、組合は保安週法斗争の計劃実施を適時行う。
4、行政官庁に対して常にわれわれの意見を強力に反映せしめ、形式的監督を打破する。

職場斗争

一、増産による資本蓄積政策は職場の職制による非民主化及労働強化を強めて来た。而も炭鉱企業の合理化策は、人員の削減と機械化によつて労働者の一方的犠牲のみによる面を強めてくるであろう。
われわれは職場の民主化につとめ、炭鉱のもつ封建性を打ち破り、適正人員による出炭の実施の為斗う。
1、職場と組合は常に直結せねばならない。そのためには
2、職場会議は可能な限り多く開き、組合にその意志の反映につとめる。
3、組合は積極的に職場斗争に参加し指導する。
4、組合は出炭切羽、カッペ等の諸計劃と共に労務計劃に注意し、職場の問題と雖も、全組合員の問題として処理してゆく。

労働協約斗争

一、昭和二十四年八月に、われわれは労働協約斗争を不充分のうち終止したが、本年はその拡充斗争を展開して、労働条件の基本的権利の確保のため、正式締結を行わねばならない。
1、そのために労協専委員会を設置して研究する。
2、組合員に労協の重大性を再度周知せしめて斗争態勢の確立をはかる
3、九共斗、炭労との連けいを行い統一斗争の強化につとめる。

福利厚生活動

一、福利厚生施設等生活環境の改善については各支部共、その充実に努力して来たが、尚統合的資料にもとづく一貫した斗争に盛り上げる必要が大きくなつた。
1、衛生施設又は保健上の整理が未だ不充分な点が多い。関係当局並に会社に働きかけると共に、組合員に啓蒙宣伝してその強化につとめる。
2、健康保険、労災法等の運営は依然官僚的独善に流れているので、絶えざる注意、監視につとめ、保健施設の改善、労災適用範囲の拡大につとめる
3、肺結核患者は組合員の約八%を占めるので、この対策については、療養所の新設と共に、斗病の指導啓蒙を行う。
4、従来生活協同組合設立準備のため調査を行つたが、本年は企劃立案する。
二、労働金庫の育成は、既に炭労として決定され、福岡県労働金庫はまもなく成立する運びになつている。労働者の資金が資本家に利用されていることを考えると、労働者の金は、労働者の手で充分活用されるのが本当である。われわれは進んで出資、予金を行い、労働者全体の福利や罷業の場合を考えて、一石二鳥のわれわれの武器である金庫の設立に協力する。
三、社会保障制度の必要性についてその資料、並に情勢等を示し組合員の意識の喚起につとめ、その制定運動の促進をはかる
四、主食対策委員会を通じて炭鉱労働者の特殊性をうったえ、米食率の確保につとめているが、今後の米麦統制撤廃の情勢は炭鉱労働者の特別扱いを困難にしている。政党や組織を通じて対策を研究の上、積極的にその確保をはかる
五、われわれは主食統制撤廃反対斗争をつゞけて来たが、今後共われわれの生活確保のため、尚強力に斗う

組合財政の確立

一、財政の強固な確立なくして、組合運動の進展は期し得られない。
斗争力の強弱のバロメーターである組合資金積立の強化を、本年も基本方針として堅持する。
1、予算の枠内に於いても冗費をはぶき、節約につとめると共に、物品購入使用等については注意する。
2、但し組織の強化、斗争力の培養については充分な資金を費す。
3、積立金制度を本年も持続強化する。
4、罷業資金の積立制度は確立したが、本年も尚その強化につとめる。

組合事務所の建設

一、組合創立以来六年、二見保養所を本部事務所として借用して来たが、一昨年より保健組合より再三明け渡し方の要望あり、又組合としても現事務所の不能率については早くより自主的建設の議あり、一応代議員会等の諒解も得ていたが敷地選定の困難にほう着してその時機を失くした。その間他労組に於いて殆ど独立せる事務所設立を行い、組合の自主的態勢を確立して来た。従って当労組としても本年は絶対に事務所新築を一時も早く完成して、自立態勢を確立する。

諸規則改正要点

會計細則

旧規則

第五條　收納、支出の直接責任は書記長が負う。

第十一條　收入は收入傳票に記入し組合長、書記長及取扱者の捺印を得て組合會計に受け入れられる。

第十二條　支出は所定の傳票に記入し証票（領收証）を添附し組合長書記長及取扱者の捺印を得て当該受取者に支拂はれる。

第十五條　書記長は毎月の收支決算書を作成し翌月十日迄に會計監事會に報告しなくてはならない。

第十六條　會計監事は前條の報告書に基いて次の業務を行う。

一、財產上の諸帳簿を監査し、報告書の正、不正を監査する。

二、前項の結果は次回の委員會に報告する。

三、帳簿整理上の諸手續についての意見は書記長及取扱者にも述べる。

貯蓄金庫規程

第五條　本金庫の毎月予金額は左の通りとし給料より差引く

坑内夫　二〇〇円
坑外夫　一〇〇円

旅費規程

別表

給與規程

第三條　專從役員の給與は本給、家族手当、研究費、渉外費、その他に区分する、金額は別に定める

第四條　書記の給與は本給、家族給、研究費、その他に区分し支給額は別に定める

第九條　臨時に支拂れる給與は執行委員長の承認により計上豫算の範囲内に於て行われる

會計細則

新規則

第五條　收納、支出の直接責任は財務部長が負う

第十一條　收入は收入傳票に記入し組合長、財務部長及取扱者の捺印を得て組合會計に受け入れられる。寄附金又は之に類するもの、收入は当月執行委員會に報告するものとす。

第十二條　支出は所定の傳票に記入し証票（領收証）を添附し組合長書記長財務部長の捺印を得て財務部長の認印により当該受取者に支拂はれる。

第十五條　財務部長は毎月の收支決算書を作成し翌月十日迄に會計監事會に報告しなくてはならない。

第十六條　會計監事は前條の報告書に基いて次の業務を行う。

一、財產上の諸帳簿を監査し、報告書の正、不正を監査する。

二、前項の結果は次回の委員會に報告する。

三、帳簿整理上の諸手續についての意見は財務部長及取扱者にも述べる。

貯蓄金庫規程

第五條　本金庫の毎月予金額は左の通りとし給料より差引く

坑内夫
坑外夫　一律に二〇〇円

旅費規程

別表

給與規程

第三條　專從役員の給與は本給、家族手当、金額は別に定める

第四條　書記の給與は本給、家族給、年功給とし支給額は別に定める

第九條　臨時に支拂れる給與は組合長の承認により計上豫算の範囲内に於て行われる

第十一条　組合の招集した機関、又は諸会議に出席した議員（専従者以外の役員を含む）の手当は左の通りとする

一、出席手当
イ　総会、委員会　一〇〇円
ロ　其他組合本部が業務に必要なため招集した者　一〇〇円
ハ　代議員会　五〇円
ニ　其他組合支部が業務に必要なため招集した者　五〇円
(ロ)及び(ニ)については其の都度執行委員会の承認を要する

二、賃金補償
組合業務に従事し本人の就業が不能の場合左の金額を支給する
イ　坑内直接夫　一方当り　五五〇円
ロ　坑内間接夫　一方当り　四五〇円
ハ　坑外夫　一方当り　四〇〇円
就業時間内に出席した者に対しては其の為に失はれた時間の賃金を右の金額により算出支給することの金額は一切の諸給与を含む総額とする

三、部長団手当
イ　総会　一人三〇〇円　出席手当を含む
ロ　委員会　一人二〇〇円　〃
ハ　代議員会　一人一〇〇円　〃

第十二条　一、会計監査の役員手当は月額七〇〇円とする
二、統制部長の手当は月額二〇〇円とする
三、職場代表の手当は月額一〇〇円とする

第十一条　組合の招集した機関、又は諸会議に出席した議員の手当は左の通りとする
一、出席手当
イ　総会、委員会、　一〇〇円

旧と同じ

二、賃金補償
組合業務に従事し本人の就業が不能の場合左の金額を支給する
イ　坑内直接夫　一方当り　六五〇円
ロ　坑内間接夫　一方当り　五五〇円
ハ　坑外夫　一方当り　五〇〇円

旧と同じ

第十二条　一、会計監査の役員手当は月額七〇〇円とする
二、統制部長の手当は月額三〇〇円とする
三、職場代表の手当は月額二〇〇円とする

旅費規程修正案

「別表」

行先	日当	車馬賃	宿泊料	旅費
筑豊三市四郡	現 一〇〇円		旧 六〇〇円 新 七〇〇円 炭礦 三〇〇円	汽車自動車は三等実費
福岡縣内（除別記載分）	現 一二〇円	旧 三〇円 新 五〇円	旧 六〇〇円 新 七〇〇円 炭礦 三〇〇円	右同
博多、大牟田、久留米	旧 二〇〇円 新 二五〇円	現 五〇円	旧 七〇〇円 新 八〇〇円	右同
縣外（除六大都市及大阪以遠）	旧 二五〇円 新 三〇〇円	旧 五〇円 新 一〇〇円	旧 六〇〇円 新 七〇〇円	右同（汽船は二等実費）
六大都市（大阪以遠）	現 三〇〇円	旧 一〇〇円 新 二〇〇円	旧 七〇〇円 新 九〇〇円	右同

一、會計監事手当

現行月額七〇〇円　新、月額九〇〇円

一、統制部費

現行一統制部五〇〇円

新

五〇名以内	三〇〇円
五〇名～一〇〇名	五〇〇円
一〇一名～一五〇名	六〇〇円
一五一名～二〇〇名	七〇〇円
二〇〇名以上	八〇〇円

上期（四月～十月）三月末在籍者数による

下期（十月～翌年三月）九月末在籍者数による

昭和26年度下期決算報告書(一般会計)

借方 費目	借方 金額	貸方 費目	貸方 金額
人件費	4,303,234.00	組合費	10,763,084.00
光熱費	880,201.00	加入金	102,800.00
事務費	223,780.00	雑収入	149,329.00
会議費	614,428.17	前期繰越金	6,183,926.88
事務局費	49,710.00		
雑事業費	1,647,127.00		
接待費	25,647.50		
組合員福祉費	620,340.00		
法定福利費	121,470.00		
雑費	76,459.00		
新聞図書代	47,000.00		
改造費	29,550.00		
総改選特別会計	244,025.00		
基金積立金	2,640,000.00		
次期繰越金	6,131,733.71		
合計	17,199,199.88	合計	17,199,199.88

繰越金明細表

負債之部 費目	負債之部 金額	資産之部 費目	資産之部 金額
仮受金	37,622.00	現金	51,514.57
基金積立金	3,241,697.00	会社予金	6,384,933.33
罷業積立金	6,929,900.00	銀行予金	2,179,049.31
		仮払金	84,555.00
		郵便貯金	6,929,900.00
合計	10,209,214.00	合計	16,340,947.71

未決算勘定明細表

仮受金明細 費目	仮受金明細 金額	仮払金明細 費目	仮払金明細 金額
特別町民税仮受	17,752.00	幹部上京旅費仮払	420.00
災害分布図代仮受	800.00	幻灯スライド代仮払	135.00
炭労旗積料仮受	3,300.00	自活費仮払(三坑)	84,000.00
通信講座講習料仮受	1,500.00		
厚生会費仮受(五坑)	13,470.00		
産業協会会議資料仮受	800.00		
計	37,622.00	計	84,555.00

昭和26年下期決算報告書(斗争費)

	借方 費目	借方 金額	貸方 費目	貸方 金額
一月以降賃金斗争	旅費	220,185.00	斗争資金	638,275.00
	会議費	75,128.00	雑収入	5,886.00
	通信費	14,944.00	資金カンパ	269,400.00
	印刷費	30,000.00	前期繰越金	2,132,573.47
	組合員相費	194,900.00		
	支部費	101,500.00		
	雑費	100.00		
	渉外費	22,000.00		
	計	658,757.00		
越年斗争	旅費	10,045.00		
	会議費	11,652.00		
	組合員相費	6,000.00		
	通信費	6,846.00		
	計	33,543.00		
労協改悪反対斗争	旅費	41,665.00		
	会議費	500.00		
	印刷費	17,850.00		
	組合員相費	143,550.00		
	慰問袋費	420.00		
	雑費	750.00		
	接待費	975.00		
	資金カンパ	7,637.00		
	計	207,247.00		
次期繰越金		2,146,527.47		
合計		3,046,084.47	合計	3,046,084.47

自活資金特別会計

借方 費目	借方 金額	貸方 費目	貸方 金額
三坑支部貸付金	84,000.00	経常費	84,000.00
計	84,000.00	計	84,000.00

役員総改選特別会計

借方 費目	借方 金額	貸方 費目	貸方 金額
会議費	238,275.00	経常費より振替	244,025.00
旅費	2,090.00		
通信費	2,560.00		
雑費	1,100.00		
計	244,025.00	計	244,025.00

罷業積立金明細

支部別	納入額
本部	32,100.00
本社支部	150,000.00
二坑支部	1,198,700.00
三坑支部	1,709,100.00
五坑支部	1,460,320.00
西五坑支部	878,700.00
六坑支部	1,556,600.00
計	6,929,900.00

繰越金明細表(斗争費)

負債之部 費目	負債之部 金額	資産之部 費目	資産之部 金額
		現金	[illegible]
		会社予金	[illegible]
		銀行予金	[illegible]
計		計	2,146,527.47

昭和26年度下期（26.10月〜27.3月）収支明細表（斗争費）

貝島大之浦炭鉱労働組合

		科目	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
収入之部		前月繰越	2,132,573.47	1,959,442.47	2,056,203.47	2,033,114.47	2,108,916.47	2,175,963.47	2,132,573.47
		斗争資金	109,340.00	109,150.00	82,320.00	109,465.00	112,720.00	115,230.00	638,225.00
		雑収入	510.00				212.00	5,164.00	5,886.00
		資金カンパ		266,400.00	3,000.00				269,400.00
		計	2,242,423.47	2,334,992.47	2,141,523.47	2,142,579.47	2,221,848.47	2,296,357.47	3,046,084.47
支出之部	十月以降賃金斗争	宣伝費	69,935.00	145,570.00	4,140.00	540.00			220,185.00
		会議費	1,406.00	6,493.00	4,450.00	12,779.00			25,128.00
		通信費	540.00	4,826.00	9,578.00				14,944.00
		印刷費	30,000.00						30,000.00
		組合員旅費	140,500.00	60,900.00	43,500.00				244,900.00
		支部費	40,500.00	61,000.00					101,500.00
		雑費	100.00						100.00
		接待費							
		渉外費			22,000.00				22,000.00
		計	282,981.00	278,789.00	83,668.00	13,319.00			658,757.00
	越年資金斗争	宣伝費			9,875.00	170.00			10,045.00
		会議費			9,866.00	1,786.00			11,652.00
		組合員旅費			5,000.00				5,000.00
		通信費				6,846.00			6,846.00
		計			24,741.00	8,802.00			33,543.00
	労働法規改悪反対斗争	宣伝費				2,105.00	11,085.00	27,875.00	41,065.00
		会議費				500.00			500.00
		印刷費				6,300.00	4,350.00	7,200.00	17,850.00
		組合員旅費					30,450.00	113,100.00	143,550.00
		共闘拠出費						420.00	420.00
		雑費						250.00	250.00
		接待費						975.00	975.00
		資金カンパ				2,637.00			2,637.00
		計				11,542.00	45,885.00	149,820.00	207,247.00
合計			282,981.00	278,789.00	108,409.00	33,663.00	45,885.00	149,820.00	899,547.00
翌月繰越			1,959,442.47	2,056,203.47	2,033,114.47	2,108,916.47	2,175,963.47	2,146,537.47	2,146,537.47

昭和26年度下期（自26.10 至27.3）収支明細表（経常費）

日本大学教職員組合

	大科目	小科目	予算額	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
収入之部	繰越金		6,183,986.88	6,183,986.88	6,501,878.90	7,211,870.90	5,135,730.90	6,154,300.90	6,058,792.40	6,183,986.88
	組合費		12,000,000.00	1,709,099.00	1,789,521.00	50,370.00	2,980,012.00	1,933,607.00	2,300,475.00	10,763,084.00
	加入金		60,000.00	13,200.00	15,100.00	5,200.00	24,600.00	24,960.00	19,700.00	102,800.00
	雑収入		90,000.00	21,400.00	9,670.00	16,293.00	2,380.00	1,395.00	98,241.00	149,329.00
	計		18,333,986.88	7,927,685.88	8,316,119.90	7,283,833.90	8,142,722.90	8,114,202.90	8,477,208.40	17,199,199.88
支出之部	人件費	給料	2,300,400.00	336,200.00	333,800.00	350,800.00	339,000.00	490,900.00	480,200.00	2,324,910.00
		家族給	248,000.00	54,400.00	54,400.00	56,160.00	58,800.00	58,400.00	58,000.00	340,160.00
		[illegible]給	330,000.00	58,300.00	58,738.00	512,338.00	153,560.00	50,128.00	16,360.00	819,914.00
		渉外費	834,400.00	203,100.00	203,100.00	211,450.00	201,600.00			819,250.00
		計	3,712,800.00	616,000.00	649,598.00	1,130,748.00	752,960.00	599,428.00	554,560.00	4,302,734.00
	旅交通費	旅費	720,944.00	10,040.00	13,100.00	13,640.00	43,695.00	357,704.00	325,707.00	763,881.00
		上京旅費	103,800.00			80,520.00		24,600.00	11,200.00	116,320.00
		計	824,744.00	10,040.00	13,100.00	94,160.00	43,695.00	382,304.00	336,907.00	880,201.00
	事務費	備品費	76,796.00	7,640.00	14,470.00	13,787.00	550.00	7,400.00		38,516.00
		文具費	173,238.00	14,230.00	9,825.00	70,543.00	11,600.00		7,500.00	113,103.00
		消耗品費	10,000.00	420.00	2,760.00	900.00	300.00		1,355.00	4,425.00
		図書費	42,000.00	4,020.00	5,035.00	7,780.00	5,712.00	1,360.00	4,321.00	23,629.00
		通信費	27,000.00	2,196.00	344.00	2,622.00	800.00	2,187.00	1,570.00	10,217.00
		印刷費	18,000.00	1,440.00		950.00	500.00		970.00	3,360.00
		計	346,534.00	42,870.00	32,434.00	99,315.00	18,963.00	5,947.00	24,356.00	223,780.00
	会議費	総会議会費	456,000.00	9,693.48	42,300.00	94,566.00	44,371.00	21,138.00	70,529.19	263,097.67
		代議員会費	420,000.00	47,150.00	50,450.00	29,650.00	50,200.00	29,450.00	32,100.00	219,000.00
		其他会議費	60,000.00	18,090.00		46,384.00	700.00	5,436.00	8,435.00	79,045.00
		会計検査費	48,000.00	21,385.50	6,250.00	6,650.00	6,200.00	6,600.00	6,200.00	53,285.50
		計	984,000.00	96,318.98	99,000.00	177,250.00	101,471.00	62,624.00	117,264.19	614,428.17
	事務局費		72,000.00	18,710.00	7,950.00	21,600.00	18,000.00	1,500.00	8,900.00	69,321.00
	組織宣伝費	機関紙費	510,000.00	81,665.00	77,320.00	152,190.00	76,870.00	4,815.00	79,940.00	472,800.00
		支部費	246,000.00	122,000.00	122,000.00	141,000.00	141,000.00	166,000.00	141,000.00	833,000.00
		教宣活動費	293,400.00	48,900.00	48,900.00	48,900.00	48,900.00	48,900.00	48,900.00	293,400.00
		行事費	176,000.00	12,500.00	20,797.00		8,000.00	8,630.00	2,700.00	52,627.00
		計	1,225,400.00	265,065.00	269,017.00	342,090.00	267,570.00	228,345.00	272,540.00	1,647,127.00
		接待費	60,000.00	5,471.00		10,334.00	576.00	7,520.50	11,781.00	35,642.50
		組合負担費	703,590.00	101,790.00		203,580.00	101,790.00	140,940.00	132,240.00	680,340.00
		法定福利費	264,000.00	28,902.00	30,301.00	29,396.00	31,715.00	30,905.00	30,751.00	181,970.00
		雑費	72,000.00	7,840.00	8,909.00	25,980.00	4,837.00	16,742.00	12,656.00	76,964.00
		賃金闘争代	47,000.00				47,000.00			47,000.00
		交際費		13,300.00		16,250.00				29,550.00
		総選挙費								
	予備費		527,932.00						244,025.00	244,025.00
	基金積立金		2,700,000.00	240,000.00			600,000.00	600,000.00	600,000.00	2,040,000.00
	計			1,425,806.98	1,104,249.00	2,148,103.00	1,988,422.00	2,055,410.50	2,345,475.19	11,067,466.67
繰越金			6,183,986.88	6,501,878.90	7,211,870.90	5,135,730.90	6,154,300.90	6,058,792.40	6,131,733.21	6,131,733.21
合計			18,333,986.88	7,927,685.88	8,316,119.90	7,283,833.90	8,142,722.90	8,114,202.90	8,477,208.40	17,199,199.88

昭和27年度上期 豫算(案)　　貝島労組

	大科目	小科目	予算額	月割予算額	摘要
収入之部	繰越金		6131733.21		
	組合費		13200000.00	2200000.00	
	加入金		60000.00	10000.00	
	雑収入		90000.00	15000.00	
	計		19481733.21	2225000.00	
支出之部	人件費	給料	4235472.00	705912.00	
		家族給	348000.00	58000.00	
		雑給	411400.00	68560.00	
		計	4994872.00	832472.00	
	旅費	旅費	214320.00	35720.00	解(一)参照
		上京旅費	213400.00	35566.00	
		計	427720.00	71286.00	
	事務費	備品費	135000.00	22500.00	別表参照
		文具費	150000.00	25000.00	
		消耗費	90000.00	15000.00	
		図書費	36000.00	6000.00	
		通信費	27000.00	4500.00	
		印刷費	90000.00	15000.00	
		計	366000.00	61000.00	
	会議費	総会委員会費	180000.00	30000.00	
		会議費	512400.00	85400.00	
		会計検査費	24000.00	4000.00	
		計	554400.00	92400.00	
	事務局費		72000.00	12000.00	
	雑事業費	機関紙費	540000.00	90000.00	解(二)参照
		支部費	1677600.00	279600.00	
		統制部費	414600.00	69100.00	
		行事費	350000.00	58330.00	解(三)参照
		計	2982200.00	497030.00	
		渉外費	120000.00	20000.00	
		接待費	60000.00	10000.00	
		組合加盟費	874800.00	145800.00	解(四)参照
		法定福利費	210000.00	35000.00	
		雑費	78000.00	13000.00	
	予備費		501008.00	83501.00	
	積立金		2100000.00	350000.00	
		計	13350000.00	2224989.00	渉外費を除の
繰越金			6131733.21		
合計			19481733.21		

觧（一）

旅費　214,320円　月割 35,720円

筑豊三市三郡　8,600円×6月=51,600円
一泊二日3回
旅費 100円×3回 = 300円
宿泊料 (300円×1日)+(700円×2日=1,700円
日当 100円×6日 = 600円

日帰り30回
旅費 100円×30日 =3,000円
日当 100円×30日 =3,000円

福岡縣内　9,300円×6月=55,800円
（除前項）
一泊二日5回
旅費 160円×5回 = 800円
宿泊料 700円×5日 =3,500円
日当雑費 170円×10回 =1,700円

日帰り10回
旅費 160円×10回 =1,600円
日当雑費 170円×10回 =1,700円

博多 大牟田 久留米　14,740円×6月=88,440円
一泊二日6回
旅費 240円×6回 =1,440円
宿泊料 (300円×1回)+(800円×5回=4,300円
日当雑費 300円×12日 =3,600円

日帰り10回
旅費 240円×10日 =2,400円
日当雑費 300円×10日 =3,000円

縣外　3,080円×6月=18,480円
二泊三日 1回

旅費 480×1回 = 480円
宿泊料 700×2日 =1,400円
日当雑費 400×3日 =1,200円

上京旅費 213,400円 月割 35,580円
10泊11日（大会）

旅費 3,100円×6人 =18,600円
宿泊料 900円×6人×10日=54,000円
日当雑費 500円×6人×11日=33,000円

7泊8日（中央委員会）
旅費 3,100円×2人 = 6,200円
宿泊料 900円×2人×7日=12,600円
日当雑費 500円×2人×8日= 8,000円

9泊10日（其の他）
旅費 3,100円×5人 =15,500円
宿泊料 900円×5人×9日=40,500円
日当雑費 500円×5人×10日=25,000円

觧（二）

機関紙費　540,000円
月割 90,000円

機関紙代 76,000円
寫眞代 5,000円
投稿謝礼 5,000円
其の他印刷 4,000円

觧（三）

行事費　350,000円
労仂文化講座（2ヶ月1回） 20,000円×0.5×6=60,000円
映画フヰルム借用費（毎月1回） 3,000円×5×6 =90,000円
メーデー費用 150,000円
労仂学校補助 100円×(30人×2回)×6月=36,000円
其の他行事費 14,000円

觧（四）

組合費負担費　874,800円 月割 145,800円

中央 9.0円×9,000円=486,000円
地方 6.2円×9,000円=334,800円
地協 1.0円×9,000円= 54,000円

別表

備品費（一ヶ年）

品名	単価	予算額
算盤　三ヶ	一,二〇〇円	三,六〇〇円
キャビネット　一ヶ		二三,〇〇〇円
自転車　四台	一六,〇〇〇円	六四,〇〇〇円
拡声装置一式		一六二,〇〇〇円
其の他		一七,四〇〇円
計		二七〇,〇〇〇円

文具費（一ヶ年）

品名	所要数	単価	予算額
封筒（大中小）	二八〇〇枚	円	四,三五〇円
ホッチキス針	一五箱	四〇	六〇〇
謄写インク	一二五匡	八〇〇	一〇〇,〇〇〇
修正液	一〇本	五〇	五〇〇
青インキ	五本	三〇〇	一,五〇〇
赤インキ	三本	三〇〇	九〇〇
罫紙	五冊	二〇〇	一,〇〇〇
ペン先	四箱	二五〇	一,〇〇〇
カーボン紙	一〃	六五〇	六五〇
タイプカーボン紙	六〃	一,〇〇〇	六,〇〇〇
仙貨紙	六〇連	二,七〇〇	一六二,〇〇〇
タイプ原紙	五〇〇枚	一五	七,五〇〇
鉛筆	三〇打	一二〇	三,六〇〇
筆（大）	一本	三〇〇	三〇〇
〃（小）	一五〃	七〇	一,〇五〇
ノート	一二〇冊	八〇	九,六〇〇
墨汁（特大）	五匡	四五〇	二,二五〇
帳簿	一〇冊	六〇〇	六,〇〇〇
フルスカップ	三〇〇枚	五	一,五〇〇
糊	二五個	五〇	一,二五〇
方眼紙	二〇〇枚	五	一,〇〇〇
綴紐	五束	八〇	四〇〇
画鋲	二四箱	二〇	四八〇
白墨	三〃	四〇	一二〇
白表紙	五〇〇枚	八	四,〇〇〇
表紙	二〇冊	九〇	一,八〇〇
両面罫紙	三〇〃	七〇	二,一〇〇
クリップ	一〇箱	二〇	二〇〇
ゼムピン	二〃	六〇	一二〇
手帖	三〇冊	一〇〇	三,〇〇〇
領収証	六〃	六〇	三六〇
ペン軸	三〇本	五〇	三,〇〇〇
上質用紙	一連	一五	七,五〇〇
タイプ用紙	四〆	一	八,〇〇〇
其の他			一九,〇五〇
原紙	二〇〇〇枚	六・五	一三,〇〇〇
計			三〇〇,〇〇〇

消耗費（一ヶ年）

品名	数量	単価	予算額
ファイル	一〇冊	一五〇円	一,五〇〇
謄写用ローラー	六本	三〇〇	一,八〇〇
同　ヤスリ	一〇枚	八五〇	八,五〇〇
定規	二組	三五〇	七〇〇
印判	一〇組	一五〇	一,五〇〇
ホッチキス	二個	六九〇	一,三八〇
パンチ	一個	二五〇	二五〇
其の他			二,三七〇
計			一八,〇〇〇

貝島大之浦炭砿主婦會結成大會資料

昭和二十七年八月六日 於五坑会館

大会次第

一、司会者挨拶
二、資格、運営委員選出
三、議長団選出
四、議長挨拶
五、書記任命
六、来賓挨拶
七、報告事項
  1・準備委員長経過報告
八、議題
  1、綱領、宣言文
  2、規約審議に関する件
  3、行動方針に関する件
  4、予算審議に関する件
  5、役員選挙
  6・炭礦復旧問題に関する件
九、其の他

（貝島）大之浦炭礦主婦会準備委員会

綱領（案）

一、私達は戦争に反対し、平和にして恒久的な文化国家の建設を期します。

一、私達は生活の改善と合理化を図り、労働組合と提携して明るい家庭の実現に努めます。

一、私達は主婦の社会的、経済的地位の向上に邁進します。

宣言文（案）

私達は平和を愛します。

私達は人たるに値いする生活を欲します。

現実はどうでありませう。私達の家庭は、かつての戦争、そして終戦敗戦の二重三重におおいかぶさる精神的経済的苦悩は、七ヶ年を経過した今日未だ尚、あの深刻な痛手の影響に苦しみ喘いで居るのであります。私達貝島炭礦の主婦も同等しく、この苦難の道を斗い乍ら歩いて来たのであります。然し乍ら私達の斗いは個々であつてその効果の少くなさを反省させられたのであります。この反省が一人から一人へと伝はり、本日茲に貝島大之浦炭礦主婦会の結成の要因となつたのであります。私達は私達の力をここに結集して、あらゆる共同の利益と希望を等しく自分達のものとするために、友愛と信義をもつて、その連帯性への自覚をたかめながら、貝島大之浦労働組合との、その肉親的つながりにたつて、今日から明日への斗いに、私達主婦会員五千有余名は、こゝに誓いを新たにし、私達のかゝげる綱領三ヶ条達成のために協力一致してことに当ることを宣言する光栄をよろこぶものであります。

右宣言いたします

昭和二十七年八月六日

貝島大之浦炭礦主婦会

（仮称）貝島大之浦炭礦主婦會規約（案）

第一章　総則

第一条　この主婦会は貝島大之浦炭礦主婦会と称し事務所を貝島大之浦炭礦労働組合（福岡県鞍手郡宮田町上大隈）内におく。

第二条　この主婦会は貝島大之浦炭礦労働組合と緊密なる連繋をなし他組織と共に共同の利益を確保し主婦の経済的、政治的、社会的、文化的地位の向上をはかる事を目的とする。

第三条　この主婦会は前条の目的を達成する為に次の活動を行う。

一、労働組合に対する理解と協力を深める為の具体的活動
二、生活改善と合理化のための諸活動
三、生活協同組合えの参加
四、政治えの関心を深める為の諸活動
五、其の他目的達成に必要な事項

第二章　組織

第四条　この主婦会は貝島大之浦炭礦労働組合組合員の主婦で組織する。

第五条　この主婦会は第一章第三条の目的を遂行するため左の地区に支部を置く。

一、二坑（本社を含む）　一、三坑　一、西五坑　一、五坑　一、六坑

第三章　機関

第六条　この主婦会に次の機関を置く。

一、総会
一、幹事会
一、地区評議員会
一、役員会（会計監査を除く）

第七条　総会は各支部評議員で構成し年一回（五月）の定期又は役員会、幹事会の決定により、臨時に会長が召集する。

第八条　総会は次の事項について審議決定する。

一、規約の制定改廃及び解散に関する事項
二、行動方針の決定
三、役員の選定
四、経費に関する事項
五、上部組織加入、脱退
六、其の他目的達成に必要な事項

第九条　幹事会は次の事項を審議する。

一、総会から依託された事項
二、行動方針に基く具体的事項の立案と実施に関する事項
三、其の他目的達成に必要な事項

第十条　幹事会は各支部より選出された幹事を以て構成し会長及び役員会が必要と認めた場合召集する。

第十一条　役員会は会長、副会長及び各地区役員を以て構成し、次の事項を審議する。

一、総会、幹事会から依託された事項
二、諸活動の企画及び実施に関する事項
三、其の他目的達成に必要な事項

第十二条　地区評議員会は評議員及び役員で構成し主婦活動の諸問題を審議する。

第十三条　この主婦会の運営を円滑ならしめるため支部幹事会と各居住区に運営委員会を設け連絡運営委員を置く。

第四章　会　議

第十四条　この主婦会の会議は決議権をもつ構成員の二分の一以上が出席しなければ開くことは出来ない。

第十五条　会議は決議権をもつ構成員の過半数の同意を以て決定し可否同数の場合は議長が採決する。

第十六条　総会には議長一名、副議長一名を置く。議長、副議長は評議員中よりその都度総会に於て選定する。

第十七条　幹事会には議長一名、副議長一名を置く。議長、副議長は幹事中よりその都度幹事会に於て選定する。

第十八条　評議員会は議長一名、副議長一名を置く。議長、副議長は評議員中よりその都度評議員会に於て選定する。

第十九条　役員会の議長は会長が行う。

第五章　役　員

第二十条　この主婦会を運営する為次の役員を置く。

会　長　一名
副会長　二名
支部長　各支部一名
副支部長　各支部二名
会　計　一名（但し会長、副会長が兼任することも出来る）
会計監査　五名（各支部より一名）

第二十一条　会長は本主婦会を代表し業務を統理する。副会長は会長を補佐し会長不在又は事故ある時は其の職務を代行する。

第二十二条　支部長は地区を代表し会長の指示により業務を統理処理する。

第二十三条　副支部長は支部長を補佐し業務を処理する。

第二十四条　会計は会計事務を担当し一ヶ月毎に経理事務を役員会に報告しなければならない。

第二十五条　会計監査は毎月一回主婦会の財政上の諸帳簿記録を監査しその結果を幹事会開催の都度報告しなければならない。

第二十六条　役員の任期はすべて次期定期大会迄とし再任を妨げない。

第六章　選　挙

第二十七条　会長、副会長、会計は各地区評議員会で詮衡された候補者を総会に於て無記名投票により選出する。

第二十八条　支部長、副支部長及び会計監査は各地区会員の無記名投票により選出する。

第二十九条　幹事は各居住区評議員中より二名を互選する。

第三十条　評議員は三十名に一名の割合で各居住区毎に選出する。

第三十一条　役員及び議員に欠員を生じた所は之を補充する。その任期は前任者の残任期間とする。

第七章　会　計

第三十二条　この主婦会の経費は次の収入による。

一、会　費
一、寄附金
一、其の他の収入

第三十三条　会費は会員一名一ヶ月十円とする。

第三十四条　主婦会の業務を遂行するため特に必要ある場合は総会の決定に依り特別分担金を徴収することができる。

第三十五条　すべての寄附金は役員会に於て可否を決定されなければならない。

第三十六条　主婦会の会費以外の収入については役員会の承認を得て会長、副会長が行う。

第三十七条　会計に関する書類保管及び会計事務は会計が行う。

第三十八条　この主婦会は財産管理と収支は役員会の連帯責任とする。

第三十九条　この主婦会の会計年度は毎年五月一日より翌年四月三十日までとする。

第四十条　収支決算及び諸帳簿は常に整理し会計監査及び会員の閲覧申入れに応じ要求のあった場合は会長は説明報告をしなければならない。

附則

第四十一条　本規約は昭和二十七年　月　日より実施する。

行動方針（案）

一、基本となる一般的要素

終戦後の混乱した政治、社会情勢の中にあつて、我が国の人々は民主々義を守り、平和を叫び、明るくて住みよい社会の建設にたゆまない前進を続けていますが、その反面あらゆる反動政策に便乗して戦前と同じように搾取と圧政の方向に追いやらうとする反動勢力の抬頭を心から歓迎している人々もあることを見逃してはなりません。

この様な現実の中で生活する私達主婦のめざめは極めて大切であります。

殊に政治の動向、文化的向上、生活改善、環境の整備などと主婦が留意しなければならない問題は山積しています。これだけ主婦の務は重要です。家庭婦人部が発足して四年有余、あらゆる障害を克服して組織の強化に努め且又主婦の社会的、経済的地位の向上に邁進してきましたが、たまたまここに単一体として組織の再編成を行うことになりましたことはひたすら主婦の意識的向上のあらわれであります。

ここに単一体としての組織の発展を期すため、次の行動方針を樹立致します。

1、組織を強化する活動

労働者の家族であり、主婦の会である以上労働組合との協力が一番大切であり、労働組合と主婦会が背反する様な事があつてはなりません。これが資本家や反動勢力に利用される原因ともなります。主婦会は労働組合を夫としての考え方にありますので、一家の円満は夫婦の和合に俟たねばならないことをよく認識して活動を進めることが大切です。

それが為には

(イ)、単一体としての性格をより一層明確にする。

(ロ) 主婦会は自主的な組織である一面労働組合の協力機関であることを認識せしめる。

(ハ) 主婦会の指向する道は一つです。偏狭な利己心や特定の感情に支配されて統一体として性格を喪失しない様努める。

(ニ) 主婦会に対する関心が希薄である点を反省し、あらゆる機会を通じてその重要性の徹底を図る。

(ホ) 常に会員の教育に留意し、主婦会の発展強化を促進する。

2、文化的意識を高める活動

炭鉱人は一般的水準が低いといわれています。殊に都会と比較した場合、この点が率直に認められます。この様な現実の中にあつて主婦会は必然的にこれが向上に努力せねばなりません。

その為には

(イ) 講演会、或は講習会等を開催して文化的知識の吸収に努めます。

(ロ) 主婦学校を自分達の手で作るなどして、料理、裁縫、育児等の家庭百般に通ずるよう努めます。

(ハ) 炭鉱の児童は環境が悪いので不良児が多いといわれます。従つて不良化防止の為に直接学校教育等とも連絡会議や研究会等をもち善導に努めます。

(ニ) 思春期の青年男女の教育も見逃してはなりません。よつて青年層との交流を図り、常に若い人達の気持を理解し、あやまちのないようつとめます。

(ホ) 衛生思想の欠如は民族を亡ぼすといわれます。よつて衛生講話等を開催して衛生思想の普及に努めます。

(ヘ) 最近の公民館運動には眼をみはるものがあります。ところがややともすれば、資本家はこの様な運動に便乗して反動政策の中に私達をまき込もうとする計画が窺われますので、公民館がどんな形で運営されているか、関心をはらいつつ、其の行事に参加して私達の為になる事をやらねばなりません。そのためには公民館運動の中に積極的に入つてゆく事が必要であります。

3、環境をよくする活動

炭鉱の環境は至つて不十分といわざるを得ません。殊に福利厚生施設であります社宅、浴場、病院託児所、保育園、子供の遊園地、道路の施設、改善しなければならない点が多々あります。

こんなことは会社の恩恵的な事だからといつて、放任してはなりません。労働組合を通じてどしどし要求すると共に町議会、縣議会にも積極的に働きかけて環境をよくする必要があります。

4、政治えの関心を高める運動

政治は私達の台所に直接つながつていることを認識して

(イ)・縣議会や町議会を進んで見学傍聴して自分達の選んだ人達の活動状態を知る必要があります。

(ロ) 各政党がどんな政党であるか・自分達にどんな利益をもたらすかを熟知するため、労働組合と協力してその実体を掴み、真に私達の利益を守る代表を選ばなければなりません。

そうでないと自分達で自分達ののどを締めることになります。

(ハ) 労働者を弾圧する法律、或は婦人を保護する法律の熟知に努めることが必要です。

5、平和を愛する運動

戦争の悲劇は人類を破滅に導く。特に私達は直接に身を以つて体験していますので之には反対しなければなりません。

その為には

(イ)平和憲法をあくまでも守り抜くことに努めます。

(ロ)戦争は罪悪であり、人類の悲劇をさらすものであることを多くの人に知らせるように努めます。

(ハ)戦争で一番困ることは労働者であり、儲けるのは資本家である事を認識しなければなりません。

(ニ)子供の遊戯や玩具にも充分注意し、殊に戦争玩具は追放しなければなりません。

6、生活の改善と合理化運動

生活を良くする為には何といつても高い賃金と短い労働時間と安い物價が実現出来なければなりません。

そこで労働組合とは従来より一層協力してこれが実現に邁進することが肝要です。

又生活改善は、賃金や労働時間ばかりでなく、環境を良くすることも必要でありますので皆がよく研究し合う事です。

それと同時に無駄使いを排して限られた収入を如何に切り盛りするかの工夫研究も必要です。此の運動は永久に続ける必要があり、主婦として一番大切な心がけの一つでありますのでよく研究しなければなりません。

以上

昭和二十七年度収支予算（案）（27,8～28.4）

（収入之部）

科目	金額	摘要
会費	439.020円00	10円×4878人×9=439.020円00
合計	439020円00	

（支出之部）

科目	9ヶ月予算額	月割予算	摘要
役員手当	68.400円00	7600円00	会長 500. 副会長 450×2 支部長 400×5 副支部長 300×10 幹事 200×80 評議員 100×200 運営委員 50×500 会計監査 200×5 年度末支給
旅費	24400.00	2700.00	札幌 160円×10人×9=14.400円00 東京 10円000×1=10.000円
事務用品	4500.00	500.00	用紙、鉛筆、インキ、墨汁、其の他
通信費	900.00	100.00	郵送料、電報料
支部補助費	195300.00	21.700 .00	二坑 5.000円00 三坑 5.000.00 五坑 4.700 00 西五坑 2.500 00 六坑 4.500 00
本部会議費	3.590.00	400.00	会議に伴う諸経費
本部行事費	90.000.00	10.000.00	講習会、講演会、其の他の行事費
雑費	9.000.00	1.000.00	弔慰金 300×10=3.000円00 其の他の費用 7.000.00
予備金	42.920.00	4.780.00	上部団体会費を含む
合計	439.020.00	48.780.00	

資料

3

1952年9月

教　宣

目次

☆日本国内経済事情
☆石炭需用の見通し
　炭価問題について
　鉱業連盟の考え方について
　総選挙との関連について
　他産業の動き
　長期斗争の必然性について
☆経営陣の分析する経済の見通し
☆総評賃金綱領に対する批判
☆連盟提案理由書の全般的批判
☆昭和二十二年以降の炭鉱賃金ベースと他産業
☆消費者物価指数について
☆生計費の動きについて
☆平均月収の分布状態について
☆貯炭の見通しはどうか
☆石炭価格と生産原価の比較

大之浦労組 教宣部

◎日本國内経済事情

日本国内の盛の現い経済を左右するものは、一に日米経済協力の如何にかかつており、米国経済の動向が常に影響していることは今更論ずるまでもない。

昭和二十六年度の国内経済は朝鮮動乱に続く特需景気に煽られて異常に膨れた産業が一時的とは云え吾が世の春を謳歌したものの、暮から廿七年春にかけて糸ヘン、金ヘンの凋落が現われはじめ、操短さえ実施される実情となつた。

これは米英を主軸とする軍拡計画の緩和と世界貿易の行き詰り及び朝鮮和平成立の声におびえた思惑や特需の激減等が原因となつたのである。

別表にみるように本年一月以降の特需の減少振りは甚だしく、特に本年五月の如きは通常の月七百万ドルにも達しなかつた。それが六月末から七月にかけて九千六百万ドル以上という記録的な契約高がなされたのである。

この表には朝鮮動乱和平説の見透しが立たなくなつたことにも起因している。六月十三日の水豊ダムの爆撃、その後に於ける北鮮各都市、重要施設の爆撃をみてもうなづかれよう。

従つて本年度の特需は現状が続く限り大体年間に四億ドル（一、四四〇億）程度と観測筋ではみており昨年の一〇％増が持続されるとされている。

他の貿易面では最近先方の輸出高で縮少傾向がみえ、これに対し積極的に貿易規模の拡大が図られつつあり、これらの効果を持てば昨年度以上に国内経済は好転するであらうか、世界的に輸入制限が強化され輸出される希望の薄い現在では余り期待できないのが本当であらう。

こうみてくると本年度も国内経済を左右する主体は特需にあり依存度もここに集中されるであらう。

◎石炭需用の見通し

昨年中の石炭需用は活況を呈し、戦後最良の年として石炭業者を喜ばしたものである。

それが本年に入つてからは特需の激しい減少と水力発電の順調による火力発電の需用減との挟撃にあい春より夏にかけて荷渡しは次第に鈍化してきた。もちろん例年にみる需用の夏枯れも手伝つているが最大の原因は特需減少にあつたといえよう。それが六月末になつて今までにない九千万ドルの特需が契約され沈滞気分を打ち破り俄然活況を呈してきた。八月を過ぎれば需用期に入り月四〇〇万屯程度の荷渡しは軽く続けることが予想される。わけて今次炭労の十月以降新賃金斗争は石炭市場を引き締め昨年同様に活況化するであらう。

石炭産業の現況

月別	出炭	荷渡	貯炭
二六年六月	三七〇、三万屯	三七三、五万屯	一二一、〇万屯
七月	三六五、七〃	三七四、〇〃	一二一、五〃
八月	三四五、四〃	三六三、五〃	一一九、三〃
九月	三七〇、六〃	三八四、三〃	一一一、八〃
十月	三九三、七〃	三九五、四〃	一一二、五〃
十一月	三六二、七〃	三七四、四〃	一二〇、二〃
十二月	四四四、七〃	四五八、二〃	一一三、二〃
二七年一月	四一一、一〃	四〇五、三〃	一二三、三〃
二月	四二六、二〃	四二〇、七〃	一三一、五〃
三月	四五四、三〃	四三九、八〃	一四三、九〃
四月	四〇一、九〃	三七八、六〃	一六三、九〃
五月	三九七、三〃	三七〇、五〃	一八九、一〃
六月	三八二、四〃	三四三、二〃	二二五、五〃

昨年十二月迄は出炭よりも荷渡しが多く、貯炭量も一一三万屯にまで下つたが、本年一月以降は

・通関荷渡が出炭よりも下位になり貯炭量の増加となつて表われ六月には二二五万屯をこえるに至つた。荷渡し量が六月に三四三万屯に低下はしたものの、これは夏枯れにみられる現象であつて別に苦にする程のものではなく昨年の春頃の荷渡しに相当する量である。

このことについては石炭協会が需給概況六月号でも述べているように・昨年度は特需と雨量不足より生じた火力発電用とによつて異常に膨れた荷渡し量が本年に入つて正常に立ち返つたという見方もあるということ・更に貯炭の問題についてはここ一年間ばかりの過少貯炭に眼が馴らされていたため石炭市況について悲観する向もあるが一ヶ月分位の需用量位の貯炭は冬期の需用に備えて夏場に常備さるべきものであつて現在の貯炭は必ずしも悲観材料にはならないといつている

特需の動き

二十六年七月　五三二二、四万ドルが最高であつたが逐次減少
二十七年一月　三一三五、四万ドル
　二月　一八七二、五　〃
　三月　一三八八、六　〃
　四月　一〇六六、五　〃
　五月　六五九、五　〃
　六月　一四一〇、三　〃
　七月　九四二七、一　〃（六月三十日―八月三日の五週間）

本年五月を底として六月はやや立ち直りをみせ、七月に入つて俄然九千万ドルにはね上り、最高を示すに至つた。

注文は兵器関係が増加し、今月以降も活況が予想されており、この特需からみた石炭えの影響は昨年同様又は以上の需用が考えられることである。

一、炭価問題について

最近貯炭状況と特需炭の減退の関連から急速なる需要と生産がアンバランスになつているという考慮の上に立つて石炭受注者側は夏枯れ時期を利用して石炭産業への炭価切下げの圧力にしようとする動きは否定することは出来ないが、むしろそれよりもこの情勢を冬期の需要時期に低賃金と安定せる炭価を確定して利潤をうるために特に今次賃金斗争の戦術として鉱業連盟が利用していることは見逃すことは出来ない。このことは斗争の主体的な条件の中にストライキの時期と密接に関連あるものとしてみざるを得ない将来の需要の見通しについては楽観は許されないが夏枯れにおける貯炭増加は例年のことでありこれをもつて将来の石炭情勢が悲観的であると判断することは軽々である。それは現在の貯炭といえども低品位の貯炭がその多量を占めているという現状からいつても現在も将来も一層高品位炭についてはその利用をあらゆる方面に販売されるものとみて誤りではないし将来の需要は当然低品位をはき出すことも可能である。従つて我々は炭価問題の取引に拘らず将来の見通しと例年の夏枯れや、冬期需要を考慮の上に立つて攻勢の戦術として判断すべきである。

一、鉱業連盟の考え方について

今次統一交渉方式を鉱業連盟が容認したという理由についてはいろ〳〵あろうとは考えるが資本の力を結集してバター経済から大砲経済に切替られつゝある。日本経済の基盤をなす石炭産業の労働条件を大砲の地ならし的賃金にするための力の結集を狙つていると判断すべきである。次にこの結集された力に基いて統一的な労働条件を決められることを非常に警戒し全国的な視野に立つ実情に即したランク賃金を目標としてあることも明らかである。唯日経連が基本的な方針としている独立後の労資の関係はあく迄も労働戦線の分裂による実体と、徹底的なる低賃金の上に立つた戦争準備の資本主義経済安定政策を遂行する前衛となりつゝあるが、現実的にはこの鉱業連盟が即今次賃金斗

争を通じて炭労組織の紊乱だけを目的としたものではない。マーケット方式をケトバシ、現実的な企業別の利潤を総体的な力の結成に依つて、安定した賃金政策をうち出すための手段と考えるべきが妥当であらう。

一、総選挙との関連について

総選挙の意義は賃金斗争と共に或いはそれ以上の重大な意義をもつことは明らかである。選挙が今次賃金斗争と並行して展開されることになつたわけであるが、賃金斗争との関連については当然経済的な斗争や政策と併行して行い経済的問題の解決の基本をなすという意義ある総選挙の価値判断について従来斗つた労斗ストの経験を織り込み賃金斗争と共に我々は総選挙斗争の意義を賃金斗争の斗いと共に進めなければならんと考える。

斗いの段階は当然総選挙と賃金とを切離すことなく斗わなければならないが、その解決或いは斗争の山は必ずしも総選挙と政府に結びつけることは不可能である。従つて主として今次賃金斗争のヤマを盛上げるという段階がこの選挙斗争と結びつき或いは直接的なストライキ行動とマッチする時期もある事は予想される。唯賃金斗争を実質的に一時見送り或いは停止して総選挙斗争に主力をおくということについてはこれは不可能であり切離した斗争の戦術は考へられない。

一、他産業の動き

今次炭労の賃金斗争が日本の将来の労働者の賃金ベースの基本ともなるべき重大な意義をもつ斗争であることはいうまでもない。国家予算の中で当然決められた従来の官公労ベースは解散によつて棚上げとなり炭労の賃金斗争がこの基本ベース決定のチャンピオンとならざるを得ない。この時期に当つて当然我々は共同斗争という正式機関を設けることについてはいろく問題があるが、主要な他単産との斗いの政策或いは情報の連絡一切を含めて緊密な連携をとる必要があることの前提に立つて他産業の賃金斗争の状況を眺めれば何といつても先ず炭労と電産である。電産は現行一三、三〇四円ベースその改訂は二〇、六〇〇円を要求しその比率は一五五パーセントである。この斗争は今月の末を最大のヤマとなるという見通しの上に立つて斗いが進められている。又一方全日通は現行一二、七八〇円ベース要求額二一、八〇〇円一七一パーセントでこの斗争の山を一応十月の初旬から中旬をかけて斗うというコースを辿る傾向にある。全自動車も現行一七、〇〇〇円ベースで十月の下旬から十一月の初旬を目途として斗いを進めるスケジュールが立てられている。私鉄は一三、六一四円の現行で十一月中旬から下旬が山となるであろう。官公労は現行一〇、〇六二円人事院の裁定が一三、五一五円一三五パーセント。これは一時国会の解散により棚上げのような格好になつたが当然総選挙後直ちに国家予算として計上され斗いは十月の末から十一月になる見込である。以上のような他産業の動きを炭労としても勘案の上一応の行動の参考にする必要があり、これらの産業と緊密な連携の下に強大な斗争を展開しなければならないと考える。

一、長期斗争の必然性について

1、今次賃金斗争は戦前体制に於ける低賃金政策の基礎をつくろうとしている。随つて現在の利潤を棚上げして将来えの基本方針を打出そうとしている。

2、独立後の労使力関係のテストケースとして頑張ることは当然予想される。

3、抜打国会解散等もあり、官公労のベースが棚上げになり国鉄その他の未決、その為炭労の賃上げ斗争の影響は全労働者の方向を示すものであり、又右に関連して総評秋季斗争の先頭に立つ斗争である。随つて彼等は総資本の力を炭労に結集することが予想される。

4、貯炭状況、炭価引下げを理由として頑張ることも間違いない。

5、炭労の十八社団一統一賃金要求とランクを主張し、基準外を交渉事項から除外を貫こうとし、更に又作業量の引上げを狙う連盟との衝突は相当激しいものと予想しなければならない。

以上の如く炭鉱資本の総力を結集して対決を迫りつゝあるということ、従来の賃金斗争とは変った政治的な意義をも含める斗争であるだけに、我々は大会でこのことを事前に把握し、総資本との対決という言葉によつてその内容に盛られた意義を十分に把握し今次斗争の重大性とその困難性を決意して来たが、最早今次斗争が必然的に我々は総資本特に炭鉱資本の結集された力に体当りをするという斗いであるだけに我々の準備体制もさることだら、意識の上に於ても行動の上においても重大な決意をもち・長期ストライキ行動によらなければならないという方向が益々明らかになつてきたことを確認せざるを得ない。

我々はこの事実の把握或は敵の考え方を明確になつてきた今日、炭労二十七万の総力を挙げて長期斗争の体制を確立しなければならない。

連盟提案理由書の全般的批判

（昭和二十七年九月三日）

昭和二十七年八月十三日付炭労よりの新賃金要求に対し、九月一日付を以つて全国的回答が文書によつて連盟からなされたが、まず、これを全般的にみた場合に、時流に逆行する大きな矛盾点が発見される。

それは本年の春以来、全国的な規模で交渉せられ、且又斗争を通じて妥結せられた一般全国的な賃金額の在り方についてみれば明白である。

加之て、もつとも社会性をもつて決定されている。公務員や公社、労働者の賃金給与が、各々炭鉱労働者よりも遙かに優位にありながらも、尚今日の一般的な経済事情の中で考えた場合、当然これを改訂し、ベースアップを行はねばならないとして、七月下旬から八月中旬にかけて、裁定又は調停案が出され、一三,五〇〇——一四,〇〇〇円前の数が出されている。

炭労の基準賃金の要求が、同条件の場合七五〇〇円程度の低位にある今日坑外夫要求一五,七三二円平均は不当に高いものではない。

※ 連盟側ではあまりにもかけ離れた高額なものとして、「考慮の余地なし」と断定しているが、これは今日までのあまりにも低い基準賃金額に眼が馴されているためであり、このことは基幹産業であるという自覚を失い、その企業の本来の社会的存在地位を忘れ、社会の進歩に眼を覆い、只々旧時代の搾取政策にのみ汲々としている処に原因する。

※ このような潜在的な旧い意識に貫き通されたものの顕在が「提案理由書」の全文に溢れている。産業にしろ、国家にしろ、時代の流れに逆行して永続せる成果をおさめたものはない。この大きな矛盾点をまず第一に反駁する。

※ 提案理由書の第一項目に「炭鉱賃金は相当良好である」として、その説明として労働省の毎月勤労統計による〃毎月きまつて支払う賃金〃を抜き出しているが、この内容は、単に労働者のみでなく、吾々が呼ぶ経営者陣営に参加している管理、技術、事務部門のものが入つており、純スイな労働者賃金ではなく、高額な平均が出されている。

※ 第二番目としては、定期給与の中には基準外労働によつて稼がれた時間割増賃金及び割増賃金が含まれており、特に坑外夫の場合には、他の産業に比べて労働時間が長いけれども、このことの修正とか、〃業さふしも払つていないのは、権威ある連盟の提示としては納得しかねるものがある。

提示資料の内容について

項目　月別	4月	5月	6月	労働時間			労働日数		
				4月	5月	6月	4月	5月	6月
石炭総平均	一四,六〇一	一四,六三一	一四,四七四	一九三・六	一九六・一	一九三・六	二三・一	二三・四	二二・九
管理・事務技術者	一八,五八九	一八,七〇三	一八,五三三	二〇八・七	二〇七・四	二〇六・〇	二五・五	二五・二	二五・二
坑内外平均	一三,八六八	一三,八七四	一三,七三三	一九〇・八	一九四・〇	一九〇・〇	二四・六	二三・一	二三・五
坑内平均	一五,五五四	一五,七〇五	一五,四七四	一八五・三	一八八・四	一八五・三	二一・七	二二・二	二一・六
坑外平均	一〇,二八九	一〇,〇四七	一〇,〇三三	二〇二・三	二〇五・六	二〇〇・六	二四・六	二五・〇	二四・六
金属坑内	一四,一八四	一四,一四五	一三,五七四	一八四・一	一八〇・三	一七一・二	二三・二	二〇・六	二一・六
〃坑外	九,九七八	九,五四四	九,一九四	一九六・七	一九一・九	一七七・九	二四・八	二四・〇	二三・六
紙パルプ	一四,〇九三	一三,八〇一	一四,〇七四	二〇九・四	二〇一・一	二一四・三	二五・二	二四・三	二五・七
工業薬品	一二,三八一	一二,七三五	一三,二〇一	一七三・三	一七〇・〇	一八三	二三・一	二三・九	二三・九
化学繊維	九,八二六	九,六一七	九,五八四	一八七・三	一八〇・六	一八〇・一	二四・一	二三・三	二四・三
医療薬品	九,一四七	九,一五八	九,四九九	一七六・八	一六八・三	一八三・三	二三・〇	二一・八	二四・〇

	四月	五月	六月	労働時間			実働日数		
				四月	五月	六月	4	5	6
製鉄圧延	一六、九〇〇	一六、六六一	一七、一〇四	一九五・七	一九三・六	一九六・五	二四・六	二三・八	二五・四
センイ紡織	一一、〇三八	一一、〇〇七	一一、六二一	一九三・〇	一八〇・三	二〇三・〇	二三・四	二一・八	二四・六
電気器具	一三、三二六	一三、五一七	一三、七一四	一八九・一	一三八・八	二〇一・七	二三・八	二一・九	二四・九
通信機械	一〇、九三三	一〇、七四〇	一〇、七一五	一九八・一	一八三・四	一七八・〇	二四・〇	二一・七	二四・四
自動車部品	一五、一〇七	一五、六六七	一五、四六六	一九三・二	一七九・四	二〇〇・九	二四・九	二一・八	二四・七
船舶修理	一四、八三七	一四、七三〇	一五、一四一	一九九・四	一九〇・九	二〇五・七	二三・三	二一・九	二四・四
鉄道車輌	一三、九〇四	一三、三八八	一四、七〇七	一九五・七	一八一・五	二〇四・〇	二三・九	二三・一	二四・三

月收額では、遜色なきように見受けられても、時間当り賃金に分析してみると相当な差が発見できる。最底は炭坑の坑外五月分四七円八〇銭である。

単なる総収入の面丈で、すべてを価値づける不合理性が現われてくる。

尚、この時間当り単位賃金は実労働時間に対応するものであつて、拘束時間に対応するものではない。

従つて 協定の線に従えば、月間二十五日近くの稼働日に、二〇四時間程度の実労働があるとすれば、月間三十時間近くの基準外を行つていることが考えられる（年少者を含む）

家族手当は基準外の対照となることが少ないので、この方向から時間賃金を考えたならば、大体三四〇円

一時間当賃金	四月	五月	六月
石炭坑内	八三・七〇	八三・四〇	八三・四〇
〃坑外	五〇・四〇	四七・八〇	五一・〇〇
内外平均	七二・八〇	七一・五〇	七二・〇〇
金属坑内	七七・〇〇	七八・五〇	七九・五〇
〃坑外	五一・二〇	五〇・〇〇	五二・〇〇
紙パルプ	六七・五〇	六八・六〇	六五・七〇
工業薬品	七一・八〇	七四・七〇	七二・五〇
化学センイ	五三・五〇	五七・八〇	五〇・五〇
医療薬品	五二・〇〇	五五・二〇	五二・〇〇
製鉄圧延	八五・〇〇	八六・五〇	八七・二〇
センイ紡織	五七・四〇	六一・〇〇	五七・五〇
電気機械	六四・五〇	七〇・〇〇	六五・五〇
自動車部品	七八・七〇	八四・四〇	七七・二〇
船舶修理	七四・五〇	七七・〇〇	七三・七〇
鉄道車輌	七一・二〇	七三・五〇	六七・八〇
通信機械	五五・五〇	五九・二〇	五四・三〇

マイナス　四五円＝二九五円が本人給であり、八時間で割ると約一時間当り三七円である。

※福利學生費の問題

鉱業連盟は、福利學生費の問題について、千五〇〇円前後の負担をしているというが
その内容に関する説明がなされていない。
福利學生は炭鉱のみの独占物ではなく、他産業にもある。立地条件と生活環境によつて、その比重
が、他よりも重くなるのは当然の事である
住宅にしても炭鉱のみにあるのではない。
燃料についても鉱が恵まれているのと、国鉄従業員が乗車賃不用とは同程度である
何れの産業をみても、このような特典は与えられるのであつて、取り立てる程の事はない。

炭鉱に配給所があれば、他には購買会があり、病院・指定医師等の設備は中規模以上の企業なれば
必ずある。

それにも拘らず、頭から二五〇〇円を他産業より多く負担しているという断定は、受入れがたい。

昭和二十二年以降の炭鉱賃金ベースと他産業

※昭和二十二年一月当時の炭鉱賃金ベースは坑外夫一、五〇〇円、坑内夫二、〇九〇円であった。
この時期に於ける公務員ベースは、一、二〇〇円であり坑外夫の八〇%、坑内夫の五七、五%であった。
鉄鋼は、一、六二六円で坑外夫の一〇八%、電産は一、三七〇円～九一%であった。

※二十二年五月ベース改訂で炭鉱坑外一、六二五円、坑内二、三七六円に改訂され、公務員は、一、六〇〇円となり、炭鉱坑外夫との差を縮め殆んど同額となった。鉄鋼は、一、七七六円対坑外夫一〇九%で、前回同様の巾を維持していた。

※二十三年の六月改訂は、坑外四、〇〇〇円、坑内六、三八〇円となり、ここで始めて金属鉱山と全く同一の取扱と額とが決定された。
公務員は本年一月に二、九二〇円ベースに改訂され更に六月には三、七九一円対坑外夫九五%の線に置かれた。
鉄鋼五、四二三円（一三五%）電産四、七二三円（一一八%）硫安四、一六一円（一〇四%）であった。

※二十三年一〇月以降は坑外夫五、四〇〇円、坑内夫七、九八六円と改訂され、鉄鋼七、八五〇円（一四五%）電産七、四〇〇円（一三七%）硫安九、一九二円（一六九%）官公労は未解決のため前回通りの給与であった。
ここで炭鉱は他の民間産業から大きく引離されるに至った。

※二十四年二月には官公労、国鉄、専売、共に六、三〇七円ベース（坑外対一一七%）に改訂せられ、十一月鉄鋼は九、九九五円（一八五%）硫安は一〇、四二六円（一九三%）に上昇したが、本年九月の配炭公団廃止と拡大な貯炭、先行不安等の悪条件に直面し賃金斗争は不成功に終った。

※二十五年度も斗争は継続したが、結局は物にならず、炭労は泣寝入の状態にあった。本年六月には、専売は六、八七六円に、鉄鋼は一一、二一六円に、硫安は一一、五二八円にます／＼炭労を引き離してしまった。
現在の炭鉱労仂者の徹底的な低賃金を決定ずけたのが本年であった。同じ地下産業の金属鉱山が六月に坑外七、五八三円、坑内一〇、七五二円にベースアップされた。

※二十六年一月以降に足掛三年振りで炭鉱賃金は改訂され、坑外夫六、六二五円、坑内夫一〇、〇一〇円となったが、金属鉱山に比較して坑外夫は約九〇〇円低く、坑内夫は約七〇〇円低い。
この当時の官公労ベースは、八、〇〇〇円（一二一%）国鉄八、二〇〇円（一二四%）全専売七、九〇〇円（一一九%）であった。

※この年の六月～八月にかけて官公労は一〇、五六〇円、国鉄一〇、六八八円、全専売一〇、四〇〇円、電産「一三、三〇四円に改訂せられ、炭労は十月斗争の結果坑外夫成人男子八、五〇〇円、坑内夫一二、一〇〇円を最高ベースとして企業別格差をつけて妥結したのが現行ベースである。

月別／産業別	坑外夫	坑内夫	公務員	国鉄	全専売	鉄鋼	電産	硫安
二二、一	一、五〇〇	二、〇九〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、六二五	一、三七〇	不明
二二、五	一、六二五	二、三七六	一、六〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇	一、七七六	額不明	・
二三、六	四、〇〇〇	六、三八〇	三、七九一	三、七九一	三、七九一	五、四二三	四、七二三	四、一六一
二三、一〇	五、四〇〇	七、九八六	〃	〃	〃	七、八五〇	七、四〇〇	九、一九二

月別／産業別	坑外夫	坑内夫	公務員	国鉄	全専売	鉄鋼	重電機	硫安
二四、二	五、四〇〇	七、九八六	六、三〇七	六、三〇七	六、三〇七	九、九九五	額不明	一〇、四二六
二五、六	〃	〃	六、八七六	六、八七六	六、八七六	一一、二一六	〃	一一、五二八
二六、一	六、六二五	一〇、〇一〇	八、〇〇〇	八、二〇〇	七、九〇〇	〃	〃	
二六、六	〃	〃	一〇、〇六二	一〇、九八八	一〇、四〇〇	一四、四五四	〃	
二六、一〇	八、五〇〇	一二、一〇〇	〃	〃	〃	〃	〃	
二七、七、八							一四、五〇〇～一五、八〇〇	一四、〇〇〇～一五、〇〇〇
秋季要求	一五、七三二	二五、四五七	一六、八四七	一七、〇八八	一六、六〇〇	来春斗争	標準 一九、九二〇	約 一七、〇〇〇

以上に見られる如く、昭和二三年迄は炭鉱坑外夫の賃金ベースは、公務員、国鉄、専売等よりも上位におかれ、基幹産業としての優位性を公的に、社会的に認められてきたが、昭和二四年春以来、強行された賃金三原則、経済九原則の線に縛られて、次第に過去の低賃金に押し返されてきた。わけても二四年四月の低品位炭統制撤廃に次ぐ九月の全面的撤廃と貯炭の増加は、低賃金政策の有力な火器として経営者陣営から浴びせかけられたのであった。その后の毎年の炭鉱労働者の努力と斗争をもってしても結局に元の座に復することができず、今日に至った。

更に今一つ重要な点は、他産業に於ては、婦人や一八才未満の年少者をも含めたベースであるが、炭鉱のベースは満一八才以上の成人男子のみのベースである点である。従って他と比較する場合には同条件にする必要がある。これについて過去一年の実績は次の通り低いものである。

全国平均基準賃金額日収及月収

月別	成年男子	婦人年少者	坑外夫平均	坑内夫平均	全平均
二六、七	六、四三五	四、二四三	五、九〇八	九、九七四	八、五四〇
八	六、二五二	四、〇七三	五、七三三	九、四二〇	八、〇八〇
九	六、二九五	四、一〇二	五、七八一	九、六五四	八、二三四
一〇	六、三八九	四、二九二	五、八九七	九、九七七	八、四八二
一一	五、七八四	三、九四一	五、三五〇	八、九一一	七、六三九
一二	七、三〇七	四、九九一	六、七七〇	一一、六五五	九、九一三
二七、一	三三七 七、八五八	二三〇 五、三一六	三一三 七、二六六	五〇〇 一二、〇二六	四七三 一〇、三四三
二	三四〇 八、一五九	二三〇 五、五〇一	三二四 七、五四七	五四四 一二、七六三	四七八 一〇、九一五
三	三四五 八、四二八	二三二 五、五九五	三一九 七、七七五	五六八 一三、一四三	四八八 一一、二五四
四	三三四 八、〇二九	二三四 五、四四四	三一九 七、四三五	五三八 一二、三四〇	四四五 一〇、六〇六
五	三四八 八、一九三	二三七 五、五二九	三三三 七、五八六	五九五 一三、六二七	四九一 一〇、八三三
六	三三五 七、九八九	二三二 五、四二一	三〇三 七、〇四九	五六五 一三、三五三	四六五 一〇、五九六

消費者物価指数について

この問題は、根本的な対立があると考える。全国の労働組合が、CPSから出されたCPIを全面的に否定していることを考えれば、消費者物価指数は現在ではナンセンスである。如何に現在これ以上のまとまった数字がないとしても、基本的に誤っているものを、そのまま、鵜呑みに

するなどとは、当然考えられないことであり、直ちに新しい方法に転換すべきである。
CPSが収入の高低によって示す生活内容の変化を知ることの便利さは、判るが物価指数の基礎とはならず。これも一種のマーケット・バスケット方式である。といえるが、労働者の満足するような生活内容を示しているものではない。

全都市　消費者物価指数

	総合	食料
二五、六	一二三、七	一一七、四
七	一二七、〇	一二一、四
八	一二九、八	一二三、五
九	一三〇、四	一二一、六
一〇	一二六、七	一一四、八
一一	一二七、四	一一三、五
一二	一三三、七	一一九、〇
二六、一	一三八、四	一二六、一
二	一四一、六	一三一、二
三	一四六、五	一三八、六
四	一四九、三	一四〇、四
五	一五四、一	一四四、七
六	一四八、四	一三六、〇
七	一四八、八	一三六、三
八	一五八、六	一五〇、〇
九	一五八、二	一四七、七
一〇	一五四、六	一三九、九
一一	一五六、〇	一三九、一
一二	一六二、八	一四四、八
二七、一	一六五、五	一四七、四
二	一六三、六	一四六、六
三	一六五、一	一四九、八
四	一六五、〇	一五〇、四
五	一六五、九	一五〇、九
六	一六五、六	
七		
八		

昨年度の攻労の要求は、朝鮮動乱勃発前の二五年五月の指数の中の食糧指数についてのみ勘案し、その数値は、二五年五月に比し、二六年十月には二三%上昇するという推計を出した。

各社共これに対する否定を固持したが、過去となった現在では、実数をもって答えができる。

協定期間は一年間であるから、昨年十月以降本年九月迄とるのが本当であろうが、さしずめ、五月迄の八ヶ月間についてみると平均指数一四四、九となり、指数にして二七、五の上昇であり、仮に六月指数を一〇〇とした場合一二四%と二四%上りになっている。

この一事をみても不当な見通しでなかったことがうなずかれることであろう。

更に安定本部の昭和二七年度の物価の見通しについては、二六年度の四%上りをみている。

CPIの全都市指数を基準一〇〇として、二七年一二四、四　二六年度は大体の一一九とみている。

従って鉄鋼か保合ひに終るといっている。

生計費の動きについて

連盟側の云ひ分は、"実態生計費調査によれば、勤務先収入で実支出をカバーして尚余裕を生ずる状態となり、家計状況は好転している"と。

この論法でゆけば、連盟発行の炭鉱労働統計による、総炭鉱の炭鉱賃金は何時も黒字続きであったことになり、今後は全員が一〇〇万位の金は出来ている勘定になる。誠に有難迷惑だ。最近二〇ヶ月間を連盟資料でみると、実収入で実支出をカバー出来なかったのは、二四年一二月の坑外夫と、二六年三月坑内外夫であり、その他は全部カバーできていることになっている。

それが、賃金が著しく上昇したので、余裕ができたという表現は、一体何時頃のことかと尋ねたい。

最低4人に満たない家族の一切の生計を償うに足りる丈の賃金が取れないという事が矛盾している。現円四〇〇〇円程度はペリアリであるのが実態に表れている。一人の世帯主が標準に働けば、扶養家族の三人や四人の一切が賄えるものでなければならぬ位の事は、別に難しい文句や、特殊な数字や持ち出さなくとも常識で判断できることである。

子供の将来のための目標貯金や、家族のための保険金等はかけなくてもよいという考え方は納得できぬ。まして借金返済は、実支出でない本人の労働力以外の収入で支払うべきだという奇妙な考え方の上に立つ二の理由は理解致しかねる。

問題は、この実態生計費の内容中に果して不必要な物資が購入され、使用されているか？ あるとすれば、どの程度にあるかを分析したならば、更に鮮明になるのだ。

しかも対象とされている人々は坑内外共に平均月収以上の比較的高給者であることを忘れてはならない。

生計費の動き

月別	坑内			坑外		
	実収入A	実支出B	A/B	実収入A	実支出B	A/B
二四、一二	一五、七五二	一五、六〇三	一〇一、〇	一一、八二一	一二、一九〇	九七、〇
二五、一	一四、二六〇	九、〇一七	一二六、五	一〇、七二五	八、八二七	一二一、五
二	一三、〇五四	一〇、八九四	一一九、八	九、九二六	八、六三二	一一五、二
三	一二、六二三	一一、一二四	一一三、五	九、一三五	八、七四〇	一〇四、五
四	一〇、九二二	一〇、一二三	一〇七、九	八、五四七	八、二二五	一〇三、九
五	一三、五五六	一一、三一八	一一九、八	九、九七八	八、八九四	一一二、二
六	一四、一三一	一〇、九九五	一二八、五	一〇、〇六二	八、七七九	一一四、六
七	一四、八一七	一一、八八八	一二四、五	一〇、七七一	九、一八九	一一七、二
八	一五、〇八五	一三、二四二	一一三、九	一一、三五〇	一〇、二四九	一一〇、七
九	一二、七四三	一一、二九五	一一二、八	一〇、〇七二	九、〇二二	一一一、七
一〇	一三、八四七	一一、九一九	一一六、二	一〇、一四五	九、四七一	一〇六、九
一一	一三、八六二	一二、四五六	一一一、三	一〇、一三六	九、五六六	一〇六、〇
一二	一六、四九一	一六、二七六	一〇一、三	一二、八六九	一二、八一四	一〇〇、四
二六、一	一四、二四四	一一、九七五	一一九、八	一〇、九二三	九、三〇一	一一七、四
二	一三、六〇八	一一、二六三	一一九、八	一〇、五〇九	八、九一三	一一七、九
スト 三	一〇、九六三	一一、四八七	九五、四	八、五五九	九、三二三	九一、八
四	一四、五六六	一二、二八七	一一八、五	一〇、九八一	九、八八〇	一一一、一
五	一四、八〇八	一三、五二三	一〇九、五	一一、三五二	一〇、三四九	一〇九、七
六	一五、七一四	一三、一二五	一一九、七	一二、二二一	一〇、四四二	一一七、〇
七	一六、五三一	一四、二八七	一一五、七	一二、七〇二	一一、二九三	一一二、五
八	一八、三二三	一五、九一三	一一五、一	一四、五六八	一三、二〇六	一一〇、三
九	一五、五四六	一四、二一九	一〇九、三	一一、五八九	一〇、八四〇	一〇六、九
スト 一〇	一五、九〇七	一四、九七三	一〇六、六	一一、六七六	一一、五四二	一〇一、二
スト 一一	一五、九〇七	一四、四二七	一一〇、三	一一、七七一	一一、三四五	一〇三、八
一二	二六、六八九	二三、六二三	一一三、〇	二一、〇一三	一八、六四八	一一二、七
二七、一	二〇、〇〇〇	一七、〇八一	一一七、〇	一四、八八八	一二、九五四	一一四、九
二	一九、〇九二	一七、〇〇八	一一二、三	一四、七四五	一三、二〇五	一一一、七
三	一九、七八四	一七、七九三	一一一、二	一四、三七四	一三、六三〇	一〇五、五

月別	坑内			坑内		
	A 実収入	B 実支出	A/B	A 実収入	B 実支出	A/B
二七、四	二〇、三六七	一八、四一五	一一〇六	一四、九二四	一三、七四五	一〇八六
五	一九、五五四	一七、九八二	一〇八七	一四、〇九〇	一三、五五四	一〇四〇

平均月収の分布状態について

平均賃金で協定した場合、その平均がどのように上下に分布されているかを知る必要がある。炭礦に於けるこの資料は鑛連調査　昭和二十六年六月が最新のものである。調査人員三二万六九六名、炭礦数全国五四七、内訳、北海道六一、東部五九、西部二六　九州四〇八となつている。

分布状態に対する参考として同月の平均月収を附する。

坑外成男　九六六三円　婦人及年少者　五六六四円　坑外平均　八六九五円

坑内夫　一三、四六九円　総　平　均　一一、六九二円

概　要

別表に見る分布状況を平均月収と対比してみた場合

(1) 全國の中で保ゴ坑夫の平均月収五六六四円以下の者の数　三三七六七　一〇、三%

(2) 全國中で坑外夫平均月収以下の者　九六、五二八　二九、五%

(3) 〃　坑外成男平均月収以下の者　一二二、二四七　三六、四%

(4) 〃　内外総平均月収以下の者　二〇六、五四八　六三、二%

(5) 坑外夫中平均月収以下の者　六七、六六四　五六、一%

(6) 坑内夫中平均月収以下の者　九六、四五九　四六、八%

昭和二十六年六月礦連調査に基く分布概況

	坑内夫平均月収一三、四六九円		坑外夫平均月収八、六九五円		総計	
三、〇〇〇円以下	四、九七九人	二、四%	四、六二六人	三、八%	九、六〇五人	二、九%
四、〇〇〇円 〃	二、一二三	一、〇	六、七二八	五、六	八、八五〇	二、七
五、〇〇〇 〃 〃	二、七九一	一、四	一二、五二一	一〇、四	一五、三一二	四、七
六、〇〇〇 〃 〃	三、八九五	一、九	一五、〇八五	一二、五	一八、九八〇	五、八
七、〇〇〇 〃 〃	六、一七三	三、〇	一四、七二二	一二、二	二〇、八九五	六、四
八、〇〇〇 〃 〃	八、九〇四	四、三	一三、九八二	一一、六	二二、八八六	七、〇
九、〇〇〇 〃 〃	一二、三〇三	六、〇	一三、四一六	一一、一	二五、七一九	七、九
一〇、〇〇〇 〃 〃	一五、九七八	七、八	一一、七二六	九、七	二七、七〇四	八、五
一一、〇〇〇 〃 〃	一八、四四五	八、九	九、八六九	八、二	二八、三一四	八、七
一二、〇〇〇 〃 〃	二〇、八六八	一〇、一	七、四一五	六、一	二八、二八三	八、六
一五、〇〇〇 〃 〃	五五、八一七	二七、一	八、九二〇	七、四	六四、七三七	一九、八
二〇、〇〇〇 〃 〃	四四、六八二	二一、七	一、七五五	一、四	四六、四三七	一四、二
二〇、〇〇〇 〃 〃	九、一四四	四、四	七〇	―	九、二一四	二、八
計	二〇六、一〇二人	一〇〇%	一二〇、八三四人	一〇〇%	三二六、九三六人	一〇〇%

一、経営陣の分析する経済の見通し（昭和二十七年七月十七日、日経連タイムス 秋季攻勢の展望と問題点より取材）

1、経済状勢の停滞

下期の経済情勢の診断は勿論楽悲交々でそういう見当がつかないのが正直なところであろう。唯我々の言い得ることは全般的には停滞的であり産業別々著しい隔差が今秋には出てくることである。既に一部に指摘されている如く（七月十日附日本経済新聞）鉄鋼（大型・特殊鋼を除く）肥料・ソーダ パルプ 紙 油脂等は依然停滞か或は一層の悪化が予想されるに反し下期の財政支出による土建 鉄器 通信機 セメント 銅 発電関係機械 造船 石炭等は好影響が見通されるとされているがしかしその好転も海外との関係から利潤景気にまでは発展せず 企業収益の増加は見込薄とされている。従ってこうした背景からは金融力に恵れざる中小企業の企業整備や一部大企業の操短も予想される。こうした中における個別的な賃金要求がもたらす結果は余りに明かといえよう。既に電産、石炭、日通等の交渉予想はこうした情勢の中に暗い影を投げている。

2、総評の動き

総評高野事務局長は政治ストの余勢の上に秋季賃金斗争を呼号した。経済攻勢を伴わない政治攻勢がいかに至難であるかは今回の政治ストで身を以て知った総評は、政治ストで盛上った大勢を秋季の偽装的経済攻勢で火蓋を切らんとしている。何故我々が偽装的経済攻勢と称するかは今回の総評のうち出した最低賃金八千円と戦前回復賃金手取二万五千円を盛った賃金綱領が余りに非良心的生産物であり余りに政治的であるからである。

3 国内的政治の動き

総選挙が労働政勢への結びつくことは常識である。現状では総選挙の動向は不明であるし、余断を許さないが大勢はそうした方向を示唆している今日、やはりこの問題は見逃せない。

結論

以上の内容を要約すれば経済情勢の停滞により企業収益増加の見込うすを述べ交渉への暗影を投げた。更に秋季賃金斗争を偽装的経済斗争と断じ総選挙問題へのかかわりあいを重視している。

二、総評賃金綱領に対する批判（昭和二十七年七月二十四日より昭和二十七年八月十五日に至る日経連タイムスによる。）

総評の賃金綱領

1.「健康にして文化的な生活」を営むことが出来る賃金水準、最低手取七万円の実現
2、戦前賃金水準二万五千円水準の回復
3、全物量方式による実質賃金要求の達成
4.最低保障を基礎とする合理的賃率
5 拘束八時間労働制の完全実施

以上の諸目標達成のための不可欠の前提条件として即刻かちとらねばならないのは次の五つである

1.賃金斗争を妨げる凡ゆる法律を撤廃せよ（労働者法規改悪弾圧諸法規絶対反対）
2、如何なる労働者にも最低八千円を保障せよ（最低賃金法の確立）
3、失業 傷病 老齢後の労働者生活を保障せよ（社会保障制の根本的拡充）
4、首切り反対 自主貿易と平和産業を拡大せよ
5 再軍備反対 平和憲法を守れ

以上の綱領に基く賃金算出の前提条件をあばくし数字の魔術なりと批評し最低賃金八千円要求を重大な誤謬と論じている。就中社会保障費によって労働者の生活を維持しようというのは全く大きな経済組織の変革であり 意識されていると否とにかかわらず、社会革命斗争の展開であり その賃金要求は単なる賃上げ経済斗争ではなく、その本質は、全く政治的斗争であると断じている。

◇貯炭の見通しはどうか。

日本石炭協会発表による六月の石炭概況の推移に対して、「たとへば貯炭の膨張が最近甚しく一部に於いては石炭市況を早くも悲観する向きがあるが、これは去三年有余に亘る過小貯炭に馴らされた眼から感じられるものであって、一ケ月需要量位は冬季最高需要量期に備へて夏場として常備さるべき貯炭として決して多すぎるものとは思はれない先行きで需要は一層緩和されようが、これも七・八月頃を頂点として下期に於いては冬場に向って荷渡しは活溌化するし二〇〇万屯三〇〇万屯の貯炭はむしろ産業界から望まれるであろう外に工場手持貯炭三一七万屯もあって一応消費工場としても飽和状態とは云い乍らその内一二五万屯は電力用四二万屯国鉄、用すれば、工場手持は半分の一五〇万トンで現在の貯炭は必らずしも悲観的材料とはならない」貯炭による需要圧迫に対しては大体以上の見通しからいってもたいして取り上げて云う必要もない。

※　輸入炭の増加、重油転換、豊水により需要減等で下期の需要も期待出来ないといっているが「輸入炭の動向は七月の輸入炭の入着は二五七、八四九屯で三ケ月振り三〇万屯を割って居り過去に於いて入着過ぎた傾向であり今後輸入炭の消費量はせいぜい二〇万屯程度で今後の輸入炭はむしろ増加するよ減小する傾向にあり。

※　重油転換は高価炭の問題にからんで一時重油転換が考えられたが、最近の資金繰りの関係から設備転換も仲々困難で夏場の中小炭の値下りによって現落の所は一段落して居り下期需用に影響する事は考えられない。炭価が七月～九月については四〇〇円の値下げが要求され目下折衝中とあり、炭価維持が困難といって居るが、大手は強硬に値下げを拒否して居り、強硬な態度から見ても冬期の需要に期待をかけている実証である。

◇石炭価格と生産原価の比較

経済審議庁調査局同物価動向によるとの鶴田川渡し価格は左の通りである。（八月）

		販売価格
三池特塊	7500cal	9120円
〃 上粉	7500〃	8620〃
杵島洗粉	7000〃	8420〃
砂川特粉塊	7600〃	9100〃
〃 粉粉	6200〃	8620〃
美唄特塊	6900〃	9230〃
太平洋塊	6200〃	8540〃
神山〃	5500〃	8260〃
常盤1級塊	6100〃	7920〃
〃 2級塊	5000〃	6730〃

（註）全国平均六三〇〇カロリー八六〇〇円として全国運賃平均一、一〇〇を引くと送炭価格七五〇〇円であり、全国平均送炭原価は連盟統計五月（四五四八.九二円）で屯当の一五〇〇円から、二〇〇〇円の利益が考へられる。（雑費が含まれているので最低一、〇〇〇円の利はある。）

全国平均生産原価

年月	生産原価	労務費	%
26/8	3827.08	1841.11	48
9.	4103.37	1811.97	44
10.	3782.66	1765.73	47
11.	4275.19	1996.16	46
12.	4078.37	1883.22	46
27/1	4111.63	1979.49	48
2.	4215.41	2048.84	48
3.	4385.98	2048.17	47
4.	4208.22	2009.29	48
5.	4444.78	2101.74	47

労務費の中には

職員給与、鉱員給与　雑給　賞与

退手　法定福利費

炭坑の経営実態はどうか・

三菱鉱業に例をとると

二七年三月期の当社計上利益は

出　炭　二七四九、七四三屯
販　売　二五六二・三七四屯
計上利益　一四一三、六五三千円

三月期は十四億を計上しているが退職給与引当金九億八〇〇〇万円鉱害賠償引当金、二億一千万円等内部保留に廻されたものを加えれば、二五億以上の利益は当然考えられ、屯当り一〇〇〇円の利潤は最低と右の数字から考えられる。

計上利益率だけでも三一、三割　実際は五〇割以上となつている。

◎

大手八社の退手引当金の現状を見ると、

退職給与引当金が税法改正によつて今年から損金扱いにしても良いようになつてから、大法人で決算期に於ける法人利益の大幅な削減をねらつて巨額の退職引当金を計上する傾向が強まつて居り一番大きいのは三井鉱山で昨年九月決算期に六億程度が三月決算では一挙一九億千二百万円、三菱鉱業では九億八千五百万円、北炭五億百万円・結局八つの鉱山会社は当期利益七十六億五千八百九十四万円に対し退職引当金四十億七百十八万円と利益の五二・三%で如何に利益金を退手引当金にまわしているかが以上の数字で考えられる。

（以上）

教宣資料４

教育委員會の組織と権限

委員の数、任期

(1)、数及び選任方法　都道府県委員会は七人の委員で、地方委員会（市町村に置かれる教育委員会）は五人の委員で構成される。そのうち一人は地方議会、すなわち都道府県委員会では都道府県議会、地方委員会では市町村議会でその議員の中から選挙された者がなり、その他の六人又は四人の委員は一般住民により選挙される。この一人を議会から出すのは、教育委員会の仕事は教育予算の編成、教育に関する条例の制定等、議会と関係を持つ事が多いので、両者の橋渡しとして機能を果させるためである。

※　任期　公選による委員の任期は四年で、二年ごとにその半数を改選する。議会選出の委員の任期は議員としての在職中である。半数改選の制度は、行政機関として政策の継続性一貫性を保つため、全委員が一度に交代することが不適当であるからである。

※　解職の請求　委員は一たび選挙されると通常四年間その職に止ることができるのであるが、選挙民が自分たちの選んだ委員がその後自分たちの意志にそむき、自分達の代表者として不適当であると考えるときには、一定の手続を経てその委員の解職を請求することができる。それは教育行政に公正な民意を反映させようとする趣旨によるものである。解職請求の手続は次の通りである。

公選委員については、関係地方公共団体内の有権者の三分の一以上が連署を以て選挙管理委員会に解職を請求する。請求を受けた選挙管理委員会は解職について、関係区域内の選挙人の投票に付し、その結果過半数の同意があつたときは委員はその職を失う。議会選出委員については、有権者の三分の一以上の連署を以て地方公共団体の長に解職の請求をし、請求をうけた長はこれを議会に付議して決定する。

しかし公選の委員については、就職の日又は解職請求が投票により否決された日から一年以内、議会選出委員については、就職の日又は解職請求が議会で否決された日から六ケ月以内には解職の請求ができない。

※　報酬、費用弁償　委員はその職務を行うためにさいた労力と時間とに対して報酬を受ける。しかし委員は議会を通じ住民を代表してその意思を教育行政に生かすことを任務とする者であつて、常時勤務に服する行政の専門家ではない。従つてこの報酬は一般職員に支給される給料とはその性質を全く異にするものである。委員はまたその職務を行うために要する旅費通信費等の実費の弁償を受ける。報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法については、条例でこれを定めなければならない。

※　教育委員として適当な資格

1　教育に深い、永久的な信念をもつこと。

2、同時に真実にして永久的な、民主々義社会を建設するために、献身せんとする意欲にみちていること。

3、公教育の役割を理解すること。

4、社会全体の代表として自分を考えること。

5、社会の有能にして尊敬された一員であること。

6、すぐれた判断を持ち、健全な道徳性格を持つこと。

※　教育委員として不適当な資格

1、教育に深い関心を持たないこと。

2、委員の地位を他の地位への踏み台として考えること。

3、教育関係の取引により、委員の地位を利用して物質的利益をえようとすること。

5、教育行政の仕事も何もかも自分でやろうとし、専門家を信頼してこれに実際の仕事を任せることができないこと。

よく云われるように制度は人によって生かされる。七人ないし五人という少数人が教育行政の最高責任を負う以上、当該市町村の今後の教育はすべてこれら委員の質いかんにかかっているといっても過言ではなかろう。

会議、委員長、副委員長

教育委員会は合議制の執行機関である。従って委員会はすべて委員会として一体的に行為をなすべきもので、会議において審議をつくし委員会としての方策や態度を決すべきであって、個々の委員が単独に自分だけの考えで随時に教育行政を行うものではない。

※　定例会と臨時会　　教育委員会の会議には定例会と臨時会とがある。定例会は少くとも毎月一回これを招集しなければならない。臨時会は特定の事件について必要がある場合に、その事件に限って審議するために臨時に招集する会議である。

※　委員長と副委員長　　教育委員会は、委員のうちから、委員長及び副委員長各一人を選挙しなければならない。委員長は会議を招集し会議の議長となって議事を主宰する者であるが、会議によって特に委任された場合の外、当然に委員会を代表する権限を持っている者ではなく、又会議で決定された事項を実施する者でもない。副委員長は委員長を助け、委員長に事故があるとき又は委員長が缺けたときは、その職務を行う。委員長及び副委員長の任期は一年である。但し再選されることができる。

※　会議の運営　　会議を開催しようとするときは、委員長が都道府県委員会では七日前、地方委員会では三日前までに、日時、場所及び会議に付議する事項を告示して召集する。なお委員二人以上の者から書面で付議すべき事件を示して臨時会召集の要求があったときは、委員長は召集しなければならない。

会議は原則として在任委員の半数以上が出席しなければ開くことができないが、同一事件について再度招集しても、なお半数に達しないときは、この限りでない。

会議は一般公衆に公開する。そのために教育委員会は傍聴人規則を作らなければならない。個々の場合に出席委員の三分の二以上で議決したときは秘密会とすることができる。

議事は出席委員の過半数できめる。可否同数のときにも委員長の決定権はない。委員は自己又は配偶者若しくは三親等以内の親族の一身上に関する事件については議事に参与できない。議事の次第はすべて会議録に記録しなければならない。教育委員会法に規定されていることの外、会議に関し必要な事項は、会議規則を作って定めなければならない。

教育長の性格と職務

教育委員会に教育長という職がおかれる。教育長は、教育長の免許状を必要とするもので、とくに教育行財政の専門家であることを要する。任期は四年で教育委員会によって任命される。

教育長は、この制度におけるきわめて重要な地位を占めるものである。前述の如く公選による委員は必ずしも教育の専門家であることを期待しておらず、むしろ市民の教育に対する関心を公正に反映すべきことに主力が置かれているので、教育の専門的機能はこの教育長を通じて、委員会の掌理する政策面に生かされることが期待されているのである。

そこで教育長の職務として大別して次の三つがある。

※　一、事務の実際の執行に当る職務

七人又は五人の委員で構成される教育委員会という合議体は、地方住民の意思を体して教育行政の根本方策を樹立する機関であるが、合議体の性質上、実際の事務を有効に推進して行くには不向きである。それで教育長は、教育委員会の指揮監督を受け、教育委員会の処理するすべての教育事務を実際につかさどる職務を与えられている。

※　教育委員会に対する専門的助言者

住民の代表たる教育委員会に対し、教育行財政の専門家としての教育長は、教育委員会が教育の根本方策を樹て、教育上の諸問題を解決する際に必要な資料、報告を提供し、専門家としての立場からこれに助言し、推薦する職務を有している。この職務こそは教育長をして単なる教育委員会の事務補助者または事務局の長であるのみではなく、独特の職たらしめている所以であり、免許資格が要求される理由でもある。

※ 事務局の長たる職務

教育委員会には、後述するようにその職務権限に属する事項に関する事務を処理させるために事務局がおかれる。教育長はこの事務局の長としてその行う事務を總括し、その職員を指揮監督する。かくして教育長は事務局と教育委員会との仲介者として、委員会の決定事項が趣旨通り、誤りなく事務局によつて遂行されるようにし、また事務処理の実況を委員会に伝達して、委員会の判断の資料とするのである

事務局の組織

部課　事務局には必要な部課が置かれる。事務局の部課組織及び事務分掌については、各教育委員会で夫々事情もあることであるから、その自治に任されている。特に地方委員会については、都道府県のような法的要求はない。

職員　教育委員会の事務局には教育長の職務を補助するため必要な職員が置かれなければならない。事務局職員の定数は條例で定める。その任免は教育長の推薦によつて教育委員会がこれを行う。その他の身分取扱については、指導主事にあつては教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）により、その他の職員にあつては地方公務員法（昭和二十五年法律第二六一号）による。

指導主事とは、特別の免許状を必要とする専門職員であつて、事務局の重要な職である。その職務は「校長及び教員に助言と指導を与える。但し命令及び監督をしてはならない」と規定されている。これは従来の視学制度に代るもので、学校を監督するものではなく、指導主事は校長、教員に感興と指導を供与する専門的相談役なのである。

その他　事務局の仕事には指導主事の職務の外にも、教科用図書の検定又は採択、教科内容及びその取扱その他一般の行政事務と異る特殊な事務又は技術がある。これらの専門的技術や経験を要する事務はなるべく第一線の現職教員の能力を生かすならば、教育行政事務における専門性の高度化を図り、現場の学校の意向を直接行政面に反影できる。また一方かゝる専門的な職員を常時事務局に置くことの不可能な場合の臨時の措置として便宜である。そこで教育委員会法第四十條は、このような特殊の事務又は技術に従事する職員には教員をもつてこれに充てることができるとし、その期間中は教員の職務を行わないことができるとしている

委員會の職務と権限

教育委員会は、所轄地域内の教育、学術、文化に関するすべての事務を管理し執行する。ただ例外として、大学及び私立学校は、教育委員会の所轄に属しない。

教育委員会の職務、権限の重要な事項は次の通りである。しかし、ここに掲げてある事項のみが教育委員会の職務権限であると、限定的に解釈してはならない。

一、学校その他の教育機関の設置、管理及び廃止に関すること。
二、学校その他の教育機関の用に供し又は用に供するものと決定した財産（教育財産という）の取得、管理及び処分に関すること。右の二号その他の法律でいう「学校その他の教育機関」とは、教育委員会の所轄する学校その他の教育機関で、都道府県委員会にあつては都道府県の設置するもの、地方委員会にあつては市町村の設置するものである（その他教育機関とは、例えば、公民館、図書館、博物館等のことをいう）
三、教科内容及びその取扱に関すること。
四、教科用図書の採択に関すること。
五、教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
六、学校その他の教育機関の敷地の設定及び変更並びに校舎その他の建物の営繕、保全の計画及びその実施に関すること。
七、教育その他の設備に関すること。八、教育委員会規則の制定又は改廃に関すること。
九、教育委員会の所掌に係る歳入歳出予算に関すること
一〇、教育目的のための基本財産及び積立金の管理に関すること
一一、教育事務のための契約に関すること　一二、社会教育に関すること　一三、校長教員その他の教育職員の研修に関すること
一四、校長、教員その他の教育職員並に生徒、児童及び幼児の保健、福利及び厚生に関すること。一五、学校の保健計画及び実施に関すること。
一六、学校環境に関すること。一七、證書及び公文書類を保管すること　一八、教育の調査及び統計に関すること。

◎教育委員選挙の手続一覧表

項目	現行法（数字は法の条文を示す「令」は公職選挙法施行令の略）
選挙権	日本国民たる年令二十年以上の者で、三ケ月以来市町村の区域に住所を有する者
被選挙権	委員の選挙権を有する者で年令二十五年以上の者
定例選挙の選挙期日	委員の任期の終つた日の翌日（十月五日）
教委が新設されるときの選挙の施行日	設置の年の十月五日 （公職選挙法の施行及び之に伴う関係法令の整理改革に関する法律二一）
選挙事務の管理	都道府県委員会の委員については、都道府県の選挙管理委員会 市町村委員会の委員については、市町村の選挙管理委員会 一部事務組合、役場事務組合、全部事務組合の委員会の委員については、組合の選挙管理委員会と組合の町村の選挙管理委員会
選挙区	都道府県委員会　都道府県の全区域 市町村委員会　市町村の区域（組合においてはその全区域）（一二）
選挙告示	都道府県は　九月十日　五大市以外の市　九月二十日　五大市　九月十五日　町村　九月二十五日
立候補届出の期間	都道府県は九月十日から二十五日間 五大市は九月十五日から二十日間 五大市以外の市は九月二十日から十五日間 町村は九月二十五日から十日間
選挙運動期間	立候補届出の日から十月四日まで
立候補	(1) 立候補者本人が選挙長に届出る (2)（又は）選挙人名簿に登録された者（一人で足りる）が本人の承諾を得て推薦の届出をする。
立候補制限	全種立候補の禁止　選挙事務関係者　公務員
法定得票数	有効投票の総数をその選挙における委員定数で除した数の四分の一以上
供託金	都道府県教委　四万円　市教委　一万円　町村教委　なし
供託金没収	(1) 候補者の得票数が、有効投票の総数をその選挙における委員の定数で除した数の十分の一に達しないとき。 (2) 選挙期日前に立候補を辞退した場合
法定選挙費用	当該選挙管理委員会が、選挙期日の告示の後、直ちに告示する。 その算定方法は、都道府県教委―知事について支出することの出来る金額の1/3 市町村教委―市町村長の選挙について支出することの金額の1/2

◎教育委員選挙運動一覧表

選挙事務所	都道府県教委　一箇所　但し、政令の定めるところにより五箇所まで設置できる。　市町村教委　一箇所
未成年者の選挙運動の禁止	(1) 満二十年未満の者は選挙運動をすることができない。 (2) 何人も、年令満二十年未満の者を使用して選挙運動をすることができない。但し選挙運動のための労務に使用する場合はこの限りでない。（一三七の二）
戸別訪問	候補者といえども全面的に禁止する。 選挙期日後の挨拶行為としての戸別訪問も全面的に禁止する
署名運動の禁止	全面禁止（一三八の二）
飲食物の提供の禁止	湯茶に限り認める。（一三九）
自動車、船舶及拡声器	都道府県教委・五大市教委―自動車一台または船舶一隻、拡声器二揃 市（五大市を除く）教委　自動車一台又は船舶一隻及び拡声器一揃 町村教委　拡声器一揃
文書図画の頒布	通常葉書だけが認められる 都道府県教委　一万枚、無料 五大市教委　三千枚 市教委　一千枚　有料 町村教委　禁止 （一四二）
文書図画の掲示	都道府県教委、ポスター二千枚 選挙事務所、演説会場、自動車等の看板、立札、ポスター、ちょうちん等を認める（一四三、一四四）
新聞紙、雑誌の報道及び評論の自由	選挙めあての新聞紙又は雑誌を禁止する。 人気投票の公表を禁止する。（一四八ノ3　一四八の二）（一四八の三）
放送	政見放送と経歴放送（公営の政見放送についてはNHKのほか、民間放送をも認める）　有 市町村教委　なし（一五〇）（一五一）
公営立会演説会	都道府県教委　有　市町村教委　なし 市及び人口四千以上の町村で都道府県選挙管理委員会の指定するものは人口概ね四万を単位として開催する。（一五二）（一五三）
個人演説会	候補者一人につき六十回以内開催できる。 同一公営施設ごとに一回を限り無料（一六四の三）（一六四）
街頭演説	午後九時以後の街頭演説禁止　一定の標旗及び標識を所持して演説がその場所に止まる場合に限り認める。（一六四の五） 選挙運動員の制限（一六四の八）
連呼行為の制限	午後九時以後の連呼行為は禁止 特定の場所を除き、連呼行為は禁止される。（一六四の六）
選挙公報	都道府県教委　有　市町村教委　条例の定めるところにより選挙公報を発行し得る―任意制選挙公報―（一六七） 選挙期日前五日までに配布する。（一七二の三）
候補者の氏名等の掲示	都道府県教委　一投票区　三―五箇所 市町村教委　一投票区　一箇所（一七三、一七四、一七五）（一七三、一七四、一七五）
投票所内の氏名等の掲示	選挙当日、投票所のボックスその他適当な場所に公認により掲示する（一七五の二）
無料乗車券数	都道府県教委　十五枚 市町村教委　なし（一七六）
選挙運動の収支報告書の提出	選挙の期日後十五日以内に精算報告書（一八九）

資料

『才九回中斗で論議された 標準作業量の設定について』

昭和二七年九月一五日
中斗賃金専門委員会
保安生産部

一、基本方針

1. 標準作業量とは拘束八時間内において正常なる労力の提供により為しうる適正な作業量である。
2. しかるに現行標準作業量は無休憩、時間延長並に労働強化によって作られた実績に基くものであり、正常な労働力提供による拘束八時間に対応する適正な作業量でないと断定する。
3. 従って、拘束八時間における正確な単位時間の測定により、休憩時間の挿入、時間延長の切りすてを行い、更に労働密度の濃度を修正して適当なる作業量を設定する。
4. この算定方式は次の通りである。

(イ) 工数換算方式

(ロ) 時間修正

次の算式により算出する

$$\frac{\text{実績作業量}}{\text{現行標準作業量}} \times \frac{\text{拘束八時間}-\text{基準不生産時間}}{\text{拘束八時間}+\text{超過労働時間}(1+\alpha)-\text{実績不生産時間}} \div 1.3 = R$$

$$\text{現行標準作業量} \times R = \text{新標準作業量}$$

$$1 - R = \text{引下げ率}$$

但し、イ、Rが一より大なるときは一とする

ロ、αは超過労働時間における労働密度の上昇率

ハ、一・三・は拘束八時間内において一二〇%の能率をあげうべきものと考えた。

ニ、不生産時間とは入出坑時、休憩時間、余裕時間等である

ホ、実績不生産時間が不詳の場合は、基準不生産時間と同一である

二、作業条件の変動その他に対する標準作業量の修正は各社各山に於いて決定する。

三、採炭技術若しくは方式の改善が行われる切羽並びに新設切羽にして試験切羽と指定された切羽については一定期間を限って左の通り取扱う

1. 試験切羽には標準作業量を設けない。
2. 試験切羽従事者の賃金は拘束八時間に対応する定額制とし、その砿の同一職種の最高を下廻らない賃金とする。
3. 試験切羽の復元については、現場の実情に応じ、各社各山において決定する。

四、請負給者の規定労働時間内に誠実な労働をなしたにもかかわらず、標準作業量達成不可能な場合に受ける保証給は、基準賃金の一〇〇%を最低とする。

五、採炭夫以外の請負給者の標準作業量は、採炭夫に準じて各社各山に於いて決定する

六、賃金額と標準作業量は同時解決する

— 以上 —

「註」この資料は炭斗情報「特報 21」の詳報であります。

一九五二・九・二〇　教宣部

特報

23

「第10回 中斗委員會経過」

第十四回中斗委員会は九月十八日午後一時より開催、審議事項は次の二点であつた。

第一点　第四回戦術委員会決定事項に関する件

（当面の斗争推進について）

第二点　中斗指令第三号発令の件

一、戦術委員会決定事項に関する件

九月十七日の第四回戦術委員会は、第九回中斗（九月十六日）に於ける各地方、会資本側、各地方別オルグの至週報告を基礎にし且つ団交の推移の上に立つて、当面の斗争推進について、次の通り戦術を決定し、本日の中斗はこれを確認した。

当面の斗争推進について

九月十七日　戦術委員会の結論

一、当面の交渉に於いて次の諸点を速かに明確化する。

１、マーケット方式については、バスケット理論の正当性を明らかにする必要がある。炭労のこの要求が秋季斗争に於ける全産業に与える影響は重大であり、注目の的となつている。

２、斗争に突入する場合はその具体的要求指標を明らかにしなければならない。

㈠　ランクの不当性を明らかにする。

㈡　操作のあり方を明らかにする。

㈢　配給のあり方についても明らかにする。

㈣　基準外の交渉権確立について明らかにする。

二、以上の団交の推移を考慮すると、総選挙と斗争のヤマを結びつけることは無理である。

三、他産業の斗争は十月以降に始まることが予想されている。

右の結論の内容を具体的に説明を加えると

一の１の項は

賃金要求にバスケ方式を採用したのは今回が最初で、他産業（綜評傘下重産）に於いて採用している。但し未だ要求しているのみで、この方式によつて一回も団交の場で火花を散らして論議を行つてゐない状態であり、その点炭労は団交に於いて日経連の指向するバスケット方式否定を行う過程と理論の斗いを行つている。この点を充分考慮すれば、秋季斗争の先頭に立つてゐる意味からも生活給確保のためバスケット理論の正当性を主張し、明らかにしなければならないということである

一の２の項は

過去の賃斗の経過を省りみるに、賃金額のみに重点がおかれ、操作・基準外などが常に放置され斗いの圧力が減退したときに決められた憾みがあつたし、尚今次賃斗で九共斗の基準外・操作も賃金と共にマッチさせて斗いの指標に折込み一大圧力をかけると云う基本的考え方に立てば、一の２の㈠～㈣の四項についても、今後の交渉で連盟側のこれらに対する意図を十分明らかにさせなければならない。

ところが現在まで、右の点について一度も論議を交していないので、これらを明らかにしその対立点を総括的に指標に掲げて斗はなければならないということである。

二の項は

以上の線に則つて、今後の交渉を進めてゆくならば、組合員大衆の最も関心をもつている賃斗と総選挙の関連については、実力行使の時期を十月一日まえに行うことは、実力行使を機械的に結びつけることであり、無理であると結論づけている。然し精力的に今後の交渉を継続してゆく過程に於いて実力行使の必要な段階に至れば選挙の前にも実力行使を行うこともある。（つゞく）

教宣部

1952.9.22

三の項は
参考的に他産業の動向をあらわしてあるに過ぎない。
しかし秋季斗争の重大性からこれら他産業とは充分連ケイを保つがこれによつて炭労独自の自主的な行動を拘束するものではない。

二・指令第三号発令の件

去る第九回中斗（九月十六日）で北海道地方ブロツクより基準外の四項目以外についての交渉を明確にして欲しいと要請がなされた。この点については既に中央ブロツクでは統一交渉の対象としてないので・各地方・各資本別・各地方が中央の交渉とにらみ合せ、適当な時期に交渉を行えと明確にしたのである。

（註）１・北海道地方は選手当なるものを要求統一した決定を行つているため、この指令を出した。
２・交渉を行う時期は・当然中央交渉の段階の関係があるので・現段階にあつてはその準備に止めるのみである。

中斗指令第三号

一九五二年九月十八日

日本炭鉱労働組合
中央斗争委員長　田中章

十月以降基準外賃金中一部の交渉権委譲に関する件

中央ブロツクにおける十月以降基準賃金中「その他」（賃金要求書参照）のものについては、「実績に応じて各社で決定する」ごとく連盟に対し要求した。

従つて第九回中斗（九月十六日）は基準外賃金中「その他のもの」については、中央交渉の推移とにらみ合せ・適当な時期に地方ブロツク又は各資本別、及び支部組合において交渉を行うこと及びこれに必要な交渉を委譲することを決定した。

よつて各地方ブロツク又は各資本別及び支部組合は適当な時期に基準外賃金中「その他」のものについての交渉を行うよう指令する。

以上

情報 24

（賃）

第五回団交おわる

九月十九日午後六時十五分
喫茶〜九共斗白川〜二瀬田中〜大之浦
〜電話情報〜

中斗は九月十九日午後二時より第五回団交を開催、前回に於けるバスケ方式に対する批判を反パクした。

◎組合側としては

一、バスケ方式の要点について、資料を揃えて連盟側の否定している点を反パク説明した。
二、経理内容が悪いことであれば、その内容を説明するように要求した。
三、バスケ方式がどうしても悪いということであれば、これにかわる案の提示を要求した。

以上の問題に対して、連盟側は即答できないとの理由で休会に入つた。

◎休会中の内容は

鉄道、ガス等が炭價の値下りを約五〇〇円程度希望しているが、業者は二〇〇円の値上げを要望している有様であるので、経理内容の発表はすべきでない、との意見がある模様である。

◎四時半より再開

再開直後、連盟側は次期団交を二十五日もちたい旨申し入れてきたが、組合は之に反対、結論がでなかつたので明日（二十日）の事務折衝で次回団交をきめることにした。

* * *

九州地方斗争委員会 （福岡、佐賀、長崎の中小砿）

九砿連と団交開始

（九砿連会議室）
第一回 九月十二日
第二回 九月十九日

※

九斗委と九砿連の十円以降賃金の第一回団交は九月十二日、福岡の九砿連で開催した。
先づ山本斗争委員長ー田中九砿連理事長の各代表挨拶が行われ、要求書の提出を行つた後、交渉委員の自己紹介があつた。

1、要求書の説明　竹本給与部長より
2、次期団交については、連盟「日鉱との関係もあり、当分もてぬ」約十日間の猶予を求めた。
　結論として幹事折衝となる。

※

第二回団交は十九日午後一時より開催された。

1、要求案について連盟より質問
イ、賃金基本理念とバスケを利用した理由
ロ、バスケの内容について　ハ、エンゲルの基準について
ニ、物価指数と品目について　ホ、住居、光熱費について、

之について組合側より説明の上午後三時二十分終る。

見透しについて……

1、バスケ方式に対する正面攻撃を加えてくる可能性が強い。
2、中央と同じ提案をする可能性も強い。こうなれば中央の後を追いかけてゆくことになるだろう。
結局、中央と同一行動をとるか、少し「ズレ」るか、中央の動きが注目される。

大之浦労組　教宣部

1952.9.22

「賃金」教宣資料 5

炭労マーケットバスケットに対する連盟の批判に対する反批判

一、マーケットバスケット方式による生計費は生活実態を遊離したものである

(イ)、所要カロリーの面からバスケ生計費の基礎に用いられる栄養学説は今日の段階に於て未だ解決されてなく、之を直ちに生活領域にまで持込む程の権威あるものではない。之が例証としては、総評傘下各労組のバスケ生計費の要求カロリーをみると労働者本人について最高三、〇〇〇、最低二三四〇、妻については最高二七〇〇、最低二一〇〇の差があり、結局所要カロリーについては定説がなく一定の数値発見は不可能であるということである。特にその労働度について一応差異の認め難い妻についてかゝる数値の差のあることは栄養学的裏付けの不確実さを現わしている。

(ロ)、次に品目並びに価格の面からみてもバスケ生計費なるものは、その品目その価格によれば幾何かかるという一応の計算にしか過ぎぬものであり我々の現実の生活実体は之と異り時と所により制約せられ、しかも最も経済的に営まれているのである。

例えば一、〇〇カロリー当り価格についてみても食品の組合せ如何により同一栄養素の価格は高くも低くもなつてくるのである。即ち炭労のカロリー価格は三円三十六銭であるに拘らず炭鉱坑外夫の実態は二十七年一月以降二円五十銭程度である。

(ハ)連盟はマーケットバスケット方式そのものを賃金理論として生計の実態から遊離しているという、大上段に以上の二点をあげて否定しており、この連盟の批判は日経連の理論生計費に対する批判から出発したものであつて、あたかもマーケットバスケット方式による賃金要求が不当であるとの如くいつているが、人事院に於てさえマーケットバスケットによる賃金裁定案を決定している（細内容は別として）これは物量による生活内容の数示によつて賃金はこれくらいなければならないという賃金のあり方を出したものであつて官公労ベースのあり方をマーケットバスケットによつて出したということは連盟のいう「方式内容」が観念的であり生活と遊離したものであるという理論に対する具体的賃金決定の要素の事実としての反論である。

本来社会保障制度の給与額や最低賃金額の算定にしか採用されない理論生計費を採用せざるを得ない事実は吾々の賃金要求が如何に賃金要求に値しない要求であるかがわかるであらう。

さらに連盟は具体的な例証として他産業のカロリーの差異について述べているが「数値発見」とは何を発見するのか、労働が不均一なことは当然所要熱量と蛋白質量とが不均一になり労働者一般の絶対的数値を出すことは困難である。なお私鉄総連の中労働者二四六〇カロリーは労働科学を無視した極端な最少評価であり労働科学の必要さえにもみたない額の貧困な要求である。

戦前の炭鉱は普通時に於て三二〇〇カロリー、戦時に四〇〇〇カロリー位食つていたし、イギリスの資本家は三〇〇〇カロリーをとつている。又イギリスでは食糧はほとんど船舶で確保され国民一人当り最少限必要熱量を三〇三〇カロリー、フランス総同盟の要求熱量は三五〇〇カロリーで国際的には三〇〇〇カロリーが一般的要求である。

厚生省の国民栄養科学研究所による炭坑夫の所要カロリーは採炭四〇〇〇　坑内三五〇〇　坑外夫三三〇〇　休業夫一、八〇〇カロリーである。

各産業に於ける妻子のカロリーの相違は一応連盟の指摘する矛盾通りだが、これは当然労働環境の相違から生活内容の限界をどこに求めるかというカロリー所要量の求め方によつて違つてくるもので、吾々の低賃金がもたらす最低で文化的な生活を営むためのさゝやかな控え目の要求からくる相違であり、特に炭鉱の妻の場合は一、二、三交替という作業環境からくる疲労度は他産業の妻の場合と比べて所要カロリーは高く求めるのは当然であり異つているから栄養学的に価値がないという理論はなりたゝない。

(ロ)で連盟がいうように一応の計算にすぎない。時と所で品目のくみ合せが違うというが、問題は一応の計算が実体的なものであるか或いは架空であるか、現実の生活を無視した高額な生活内容であるかないかが問題であつて、抽象的に一応の計算にすぎないということは非理論的であり、季節的

な変動、地域的な変動を考慮しないというのは全くその通りで、賃金が生活費の季節的変動をみたさないからこそ金額に一時金という生活突破資金を要求しなければ生活が続けられないのである。現在の要求賃金自体がこのような生活費の季節的な変動を考慮する余裕のない低い額な要求であり品目の季節的な相違は大体相互に代替され相殺されるからバスケの場合は問題にならない。、若しろ季節的な変動による生活費の膨張こそ問題である。

マーケットバスケットの作成は如何ようにも出来る融通自在のものであるというが全くその通りである。一万円の所得者と二万円の所得者の生活内容が違うのと同じで、各々の賃金要求額が、炭鉱労働という特殊性の中にあって独占産業の賃金或いは内容の妥当性の問題であって、どうでも出来るから理論的でないというのはまったくの暴論であり、今次の炭鉱賃金の低賃金に見なれた連盟の云い分であって常に人間が本能的にも社会的にも生活向上を希求する上から現実の生活を打破するというのは人類の目的であり労働組合の使命である。

現在の日本国内に於ける諸給与の中で最も社会性を折り込んだものは公務員の給与であり、その給与算定の方式がマーケットバスケットであることは一般国民も認めている。重要基幹産業である炭鉱が、この一般国民から了解されているバスケ方式を賃金要求額算出に用いたことは当然なことである。

終戦後、かつては政府の補償金を得るために労資共同で協定を組んだこともある。国家に要求するときは正しくなり企業に要求するときは不合理とする見解は矛盾も甚だしい。

人間が理性の動物であり又価値感情をもつ動物である限り自分の全生活を認識するための尺度を必要とすることは当然なことである。この場合の尺度は新しい発見がなされるまでは今迄に到達した知的所産を尺度とすることはこれまた当然なことである。従ってカロリーの否定は労働科学や栄養科学の否定であり、ひいては他の分野の自然科学や栄養科学の否定に通ずるものであり、この論法で行けば一切の科学の信頼性は全くなくなってしまう。生産や管理については一応肯定しておきながら生活分野のみの否定は大きな矛盾である。生産は生きた人間の労働がなくてはあり得ないにもかゝわらず機械や材料に従属させて低賃金で使用することには一体どのような科学的又は社会倫理的な根拠があると考えているのか、更に人間の一切の行為には価値観的な要素は必ず入る。このことは価値意識が人間の本能である限り排除することはできないし、又排除すべきだという理由もない。問題となるのは価値の度合である。炭労はその度合を具体的に精細にバスケ方式で公表しているからますそれについて論ずべきである。

カロリーの決定は各々が行うことであって連盟にとやかくの指図は受けぬが終戦後この方坑外夫の受けていた主食の量は一日六四〇瓦平均でありこれ丈でカロリー二二〇〇が保障されてきた。副食一食平均二五〇カロリー位必要なことは学校給食の副食カロリーが二〇〇前後を目安にして献立がされていることから考えても明かである。

大正十五年九月以降満一ケ年の実体統計

給料生活者　二五〇六カロリー（内閣統計局）
労仂者　二六一四　〃　（　〃　）
農業者　三二六五　〃　（　〃　）

カロリーの数値について固定的な数値がないのは人体が千差万別であり一つのものに固定することができないからである。だからといって公約数的に出されたものが問題であるという議論はなり立たない。

昭和二十四年の栄養審議会で決定された最新のものは

軽労二二〇〇カロリー、中労二五〇〇、強労三〇〇〇　重労三五〇〇　激労四〇〇〇

とされている

女子の場合通常男子の二〇%程度低く押えられているが、妊婦の場合は特別の二〇%増、授乳婦の場合は三〇%増として配給されてきている。

一、このような事実からしても労働科学を全面的に否定することこそ不合理である。他にこのような生活に対する科学的な方法があるのか、

一、連盟のいう実体生計費調査は坑外夫の中でも高額所得者を対象としており一般的な判断の基礎にはならぬ

（実体生計調査による）

時期	坑外夫平均月収	勤務先収入	総収入	総支出
二六、九	八、四七五	一〇、九八四	一三、七八四	一四、〇〇四
十	八、五〇九	一一、〇五九	一四、〇六七	一四、二五四
十一	九、〇四四	一一、一七六	一四、三五九	一四、一二三
十二	一五、九四七	一九、九八〇	二三、六二九	二一、八九三
二七、一	一一、七一一	一四、三三五	一六、六二四	一六、六八八
二	一一、一九四	一四、一四七	一六、八六九	一六、五六八
三	一一、八四一	一三、七五四	一六、七三八	一六、九八〇
四	一〇、九一五	一四、一九四	一七、六八一	一七、四四八

坑外夫で右の平均月収以下の者が六〇%程度あることを忘れてはならない。平均月収以上の家計がこの通りである。他は推して知るべし、又この家計の実体からみて坑外夫平均一五七三二円の要求は決して不当なものではない。

なお家計上の黒字赤字の問題は総収入と総支出の関係で判断すべきであつてその他の方法はこぢつけであり問題にはならぬ、又総支出を世帯主の勤務先収入で賄うに足りる額まで引き上げようとする努力は労働者として当然であり更に余裕を生むことに努力するのも当然である。

従つて吾々はこの現状実体打破のための努力をすると共にそれについての可能性を信じている。経済は絶えず流動しており停滞していない、それを実績のみに固定した考え方については納得できぬ。

炭鉱企業の実績

昭和二十四年度の株式配当は一割〜一、五割であつた。それが毎期増配の一途を辿り二十六年度下期に至つては三〜四割えの約三倍もの増配を示している。資産はこの間に二倍以上に、純資産は十倍以上にもなつている。

借入金については短期借入金の減少と長期負債の固定化は設備改善等による資産の増大を意味しており経理内容を充実させることも決して不安定にしたものではない。このことは市中銀行が炭鉱にはもはや金を貸出しする必要がなくなつた。との言をみても明かである。炭鉱企業はすでに投資回収の時期にふみ入れており連盟のいう負債の重圧は薄らぐ方向に進んでいる。

常盤炭鉱の例

期日	配当率	資産	純資産	借入金
二五、一三一	一、五割	二七、六億	二、八億	一三、九億
二五、七三一	一五〃	三九、〇〃	一七、八〃	一三、八〃
二六、一三一	二五〃	四三、八〃	一八、一〃	一三、七〃
二六、七三一	三、二〃	四四、九〃	二一、二〃	一〇、九〃
二七、一三一	四、〇〃	五四、九〃	二五、五〃	一一、九〃

以上の観点からして吾々は次のことを要求する。

一、マーケットバスケット方式による飲食物量の内容の矛盾点を指摘され、吾々の納得のできるまで説明されたい。

二、企業の経理内容について精細なる説明書と吾々の理解できるまでの説明

三、科学的な労働賃金の算定方式にはどのような方式があるか、

炭労要求一日分飲食物量内容

主食	一日	四合強
豆類	〃	〇、一合
豆腐	〃	六分の一丁
野菜	〃	一二〇匁（三寸位の中形キウリ、又はナス三ケ分位）
魚介	〃	三〇匁　中いわし約三匹位
牛肉	〃	二三匁
玉子	〃	六分の一ケ
タクワン	〃	七匁（ウスク切った十切位）
味噌	〃	十匁
醤油	〃	一、三勺
食塩	〃	二、六匁
食油	〃	〇、一勺
昆布	〃	一匁
海苔	〃	三分の一枚
果物	〃	半個
菓子	〃	キヤラメル $\frac{1}{7}$ 函

この量は果して過重にすぎるものであるか

昭和二十七年九月

炭労主婦協議會

結成大會報告

大之浦主婦會事務局

こうして結成しました

会長　北　幸子

○日時　昭和二十七年九月十一日～十二日

○場所　東京都文京区菊坂町　都旅館に於いて

○出席者　四十九名

○司会者挨拶（炭労近藤教宣副部長）

向上的な会議を進め、各位の結束による自覚をもち、山積する数多の難問題を討議し、大会の意義を十分に発揮するよう切望する。

○資格審査発表

	北海道	常盤	山口	福岡	佐賀	長崎	計
幹事	3	12	2	3	2	2	14
評議員	5	3	3	5	3	0	19
其他	0	10	0	6	0	0	16
合計	8	15	5	14	5	2	49

○議長選出

議長　杉原孝世子（福岡）

副議長　織田　久栄（北海道）

○議長挨拶

選出されたことを光栄に思う。各位の協力によつて有意義に終了するよう願う。

○書記任命　炭労本部永山

○炭労委員長挨拶（原副委員長代行）

要旨

(イ)困難な問題山積の折、此の会の結成を見るは最も意義が深く労仂組合と相提携しあくまで必勝を期し斗うことを願う。

(ロ)我々が困窮生活にあえぐ所以は吉田内閣の圧迫による。即ち占領政策と大資本家の擁護によつて我々の自由と権利を妨害し、生活の安定を阻止して居るからである。更に衆議院解散の置土産として、破防法を盛労仂関係法の改悪によつて我々の権利であり、最後の手段とするストライキまで干渉し、或は賃金と炭価して石炭の国管方式の芽生えを塞した損累さである。

(ハ)吉田内閣の衆議院解散を契機に我々の階級より議院を国会に送り出し、吉田の再起を絶対阻止する様大なる努力をすることである。

(ニ)十月以降新賃金要求に対する資本家側の無視したる態度には堪えないものが存在する。

(ホ)結論としてこの状況からみて、我々の今後に於ける困難性は長期化するであろうことを予想して、労仂組合の信念ある斗争に大なる理解を以つて絶大なる協力と御支援とを願うものである。

報告事項

１．中央情勢

中央選対委を構成↓潮富副委員長外四名

オルグ派遣↓北海道他五地方　日程は九月三日～十五日まで。

宣伝対策↓ポスター、号外、チラシ

炭労新聞も期間中数回

炭労政治研究会の発足

立候補者二十五以以上の政治団体でなければの法規上から、推せん候補右社二、労農二、左社二十一計二十五名で構成。九月三日発足。

総評推せん候補第二次発表

各地方推せん候補の現況

(北)二、(常)二、(山)二、(福)公認多賀谷真稔氏他五、(長)二、(佐)二、重複三、計十六名。

ロ、十月以降賃金斗争の状況

第六回忽旭川大会に上程の件、即ち交渉方式＝大手十六社と麻生区部の十七社統一交渉方式による。

要求額の基礎は半物量方式（正確マーケット・バスケット）でここに大綱確立が出来たのである。

(ハ)、中斗委の構成と発足

中斗、中執委十七名、地方中斗四名、各資本別四十七名、計七十名にて構成、八月七日正式発足、第一回中斗より八回、団交の推移に応じ対策し現在に至る。

(2)、団交の経過

八月二十六日第一回＝要求額の説明、十七社統一交渉の確立、九月一日第二回＝連盟より賃金引下げ、作業量の引上げ、定外夫の配置転換による企業の合理化案であつた。基準外要求は拒否、九月六日第三回＝炭労要求案否定、連盟案の審議を強要、スト挑戦の状態に出た。

九月九日第四回＝要求のベースケ方式には批判論議の必要なしとして交渉は白熱化してきた。

九月十六日より地方持寄りの資料を検討する。

ハ、争議対策

連盟のごうまんなる態度にて長期斗争を覚悟すると共にスト権確立態勢の第二号指令を発し、六日より十五日まで各地方へオルグ派けん、督促に着手した。

ニ、炭鉱映画の作成

労働者の手による映画製作スローガンの下に北海道地方本部は組合員より三十三円の資金カンパを決定し、映画の制作に着手。八月二十七日キヌタプロと炭労は正式調印、ロケ隊近日中現地出発の予定。

2、地方情勢

イ、北海道（三浦節子）

(1)、組織勢力＝支部四十二支部、人員三万六千名

(2)、組織状況＝全国撰炭婦協議会結成に基き、上部組織と連絡をとるため六月二十七日道炭婦協を結成し未組織の個所は結成の指導。

(3)、組織形態並に活動状況＝事務所を道炭労に置き、各地区へ協議会を設置し、各支部に連絡、各地区協議会から運営委二名を選出、議題を該炭婦協で協議、確認事項は地区に流し実行する。

(4)、活動状況＝労災病院の誘致運動本年度内の事業計画は、生活文化家庭経済、教養の三部門とし、衣食住、交際費の制限、消費組合の奨励、子弟の教育、図書室設置、政治道徳の昂揚等に活発に行動しつゝある。

ロ、福岡（野中ツマ）

昭和二十六年九月撰炭婦協結成発足以来四月迄の活動状況は省略（四月準備大会にて発表）本年

四月開催の準備大会に於て従来の撰炭婦協の規約綱領を改正して本部の線に沿い、六月二十一日解散と同時に福炭婦協結成大会挙行。

現有勢力＝福岡三十六支部、約二万一千名、従来の推定は七万余）今後新規加入の心構えがあるとは云へ、各種の困難性は免れない。現在数をよりよく結束して拡大する方針。

会長一副会長二幹事九評議員二十名で構成。

文化方面は山元の実情に一任、当面の十月以降新賃金斗争及び総選挙とタイアップして婦協演劇団署名運動を組合と協力して行動すべく計画している。

選対として代表者公認を考え本選挙戦に必勝を期する決意である。

ハ、佐賀（小松ふけさく）

昭和二十六年九月七日佐炭婦協結成大会挙行。

目的＝事務所を佐炭労本部内に置き会則の精神を尊重し、佐炭労と連繋を保ち全炭婦協のスローガンに則り主婦の向上を図る。

組織＝佐炭婦協の規約綱領を遵奉した炭労支部の所在する主婦会で組織する。

機関＝地方評議員会（五月に一回開催）但し必要ある時は臨時に開く、役員会長一副会長二幹事若千名（約五十名）幹事会月一回開催する。結成当初参加十カ所人員六千名今後参加の傾向ありとの自信がある。現在の事業は公明選挙の方針で啓蒙している。

ニ、山口（佐藤新子）

三月十二日各支部代表者にて協議会開催結成する事に賛同した。

三月二十三日第一回の結成準備会開催、規約の大綱を協議し中央のモデル案規約を決め当日は大綱のみを決定した。

四月五日中央本部案と地方本部案を山元に送り審議をする事に決定した。

四月九日前回の協議事項を持寄り検討し山口地方の規約を決定し、尚十四―十五日の中央準備会へ出席の代表者四名を決定。

五月九日上京代表の報告と山炭婦協結成の件を申合せ各山元は六月中旬頃まで支部結成の事を決定する。其の後三回準備会開催。

八月二十四日山炭婦協結成大会挙行。現在十支部

会員七二八〇名協議員九三名　評議員一九名　役員一三名　尚堀生、生田、船木の三炭坑は目下組織中。

行動方針は中央結成大会後に具体化すべく準備中である。

ホ　長崎（米倉文子）

四月一日長崎炭婦協結成の準備会を開催と同時に四支部で（低調であったが）結成し、其の後は促進運動をなすことを決定した。

当面の問題としては組合と協力し弾圧法制定反対と斗う事に決定し、反対斗争のための法規の研究会を開催し其の意志を固め、之を契機に来る総選挙斗争の礎石を築いた。現在は十四支部八十四名の加入者である。活動状況は暴割運動、各種の講習会（料理、生花、結婚簡素化）の開催、保育園の新設、道路改修の要求、生活改善を行っている組合の各斗争には協力をしているし、選対委にも参加し選挙斗争を推進している。

ヘ、常盤（伊藤マス工）

常盤地方は中小坑が多く、地域的にも不便で、二のやうな悪条件は組織化の面にも多大の困難性があり、旧制婦人会の圧迫も加わって間断なき努力が必要である。対策としては主婦サークル紙の発行と併せて組織の啓蒙宣伝に努力を続けて居る。一方すでに結成した下部組織の代表者の交流等の方法で主婦会組織の急速飛躍に努力して来た。現在は常盤六千名、石河一千名、断田川三百名、木戸七十名が完全な組織を見ているが、其の他は結成準備中である。結成の準備として前後十一回の会議をもち、七月十四日の代表者会議には磐東地方炭婦協の具体的問題の討議をした結果、七月三十一日平市労働会館で結成大会を開催し名前も常盤地方炭婦協連絡協議会として発足した。

組織は既組織と組織化の段階にある支部を以って構成し、当日を契機として今下全支部に亘る主婦会活動を展開して行く方針を確立し其の実践行動を推進して居る。各支部の状況としては民主教育の徹底を図りPTAと連絡し、趣旨思想の普及を期している。

又、主婦会は家庭の合理化を強調し、あくまで現実と理想の調整の中から生れる最良の方法を採るべく

研究会を開催して居る。

選対に就いては九月五日平市に於て左記の事項を決定した。

(一)、労組と連繫し選対の心構えを普及する。

(二)、情実の防止破防法其他の斗争を回顧し彼等の行動を暴露する。

(三)、買収、きよう応の事実は摘発す。

(四)、選挙意識昂揚の為座談会等を開催する事。

(五)、立会演説及発表には努めて主婦を動員する。

(六)、各自の一票の価値を知って棄権防止に努力する事。

(七)、推せん候補については当確必勝の為運動を推進してゆく。

3、結成準備会の報告（只腰隆）

去る四月十四日—十五日開催された結成準備会の経過報告（此項は一応当時報告をおおのうらに発表し、尚役員会に於て済んでいるので省略）

○議事

(1)規約審議

結成準備会提案の規約並に綱領を朗読の後質疑応答、審議の結果次の点の修正を加へ決定した。

イ、第十五条一項の正副会長各一名とあるを副会長二名としたいの意見（常）より提出、採決の結果絶対多数で原案通り決定。

ロ、第十七条に但し書として「再選は妨げない」の字句追加が（福）より提案、満場異義なく挿入と決定。

ハ、議長の提案により、此の規約は昭和二十七年九月十一日より実施する事に決定し、第二十二条に同日を記入した。

ニ、綱領は原案通り決定。プリントのミス訂正

○当面の活動方針

イ、総選挙対策に関する件

司会者より資料冊子に提案理由の説明があった（要旨に留む）

吉田内閣の失政百出と与党内紛の深刻激化は国民の信頼を喪失した抜き打解散に対しては非立憲的非民主的であり、我々は断固として糾弾せねばならぬ。三年有余の吉田政権の暴力的反動政策に憤激と憎悪の念を吾々は禁じ難いのであ

る。講和安保両條約は再軍備と憲法改正を主軸とする臨戦体制の姿となり今や軍事的植民地化せんとして、將に戦争恐怖時代の再現とした。更に、国民は之が為に犠牲を強要され労仂階級は低賃金と労仂強化に縛りつけられ、自由の剝奪弾圧と搾取の強行態度を以つて臨まれる事になつた。　而して吉田は世論の攻撃を無視して対米従の暴力を以つて破防法、労仂三法其の他悪法を国会で強行通過せしめたのである。

此際吾々は断固として国民の先頭に立ち斗うのである。此斗いの勝利こそ労仂階級及び全国民の、そして平和勢力の勝利であり真具の平和と自由、独立と労仂者の生活権確立を期す唯一最大の道である。根本解決として議会へ一人でも多くの吾々の代表を送り出す事である。従つて万全の対策を確立するの意味にて左の七項を挙げる事にした。

1. 多数を占める婦人の力の保持を自覚し今次総選挙の意義衣認
2. 党府の決定せる選挙綱領を認め特に婦人向題に認識と見解を持つ候補者の推せん支持
3. 選挙に就いては法違反行為には留意すると云え共、活動の効果を減少することなく労組と密接なる連絡のもとに、効果ある活動を積極的に行う事。
4. 凡ゆる機会を捉え社会的政治的意識を高揚せしめ決定事項を浸透する事
5. 我々の支持する候補者を家庭主婦のみに止めず、広く農民其他の婦人団体文化団体と会合を開き提携協力して斗争を起す。
6. 凡ゆる創意を凝らし今次選挙斗争を斗い抜かねばならない。
7. 破防法等悪法三法を通過た党には一票も投じてはならない。

○意　見

（福）福岡婦協としては代表者会議を開き、具体的な対策を講じている、各地も充分斗つてほしい。

（北九）福岡と同様、万全を期している、一致協力して勝ち抜こう。破防法を通した議員には一票も投ぜぬ様決定してほしい。

（福）国会に於ける議員の実績により投票する様具体化してほしい。

以上の意見が出たので選対(7)項を追加し原案を七項にする事に決定

(ロ)　十円以降賃金斗争協力体勢確立の件。

司会者より資料解子に提案理由の説明

炭鉱労仂者は「奴レイ賃金の打破、喰える賃金し獲得のため全国一斉に立ち上る。資本家は経済復興の意味にて賃金の切下げを押し進めて来た。現在我々は戦前以下の低賃金に呻吟しているが生産水準は戦前を上回つている状態である朝鮮動乱の軍拡経済は一層賃金の圧迫を加へ飛躍的生産拡大を強行して来て戦前の一三〇%ー一四〇%を超へ、企業利潤は三倍ー四倍にはね上つているにも拘らず依然として前述の現状である。従つて炭労としては現状打解の為「力の分散」をさけ統一した強力な斗いの方式を決定したが、生易しい斗いでは解決しない。即ち、九月一日以降は闘争を重ね（賃金斗争対策の各項参照）であく迄斗い抜く決意である特に炭婦協は常々交渉の段階に留意し組合の情宣を把握し、緊密な連絡を取り各家庭の隅々まで浸透せしめ、難航の斗争の長期化を予想して今後における対策を具体的に樹立しておかねばならぬ。今次斗争の勝利のカギは一に家庭を受持つ主婦の双肩にあると云つても過言ではない。組合と一体となって強力に斗い抜こう。

○意　見

（福）長期斗争には妥協者より組合幹部や中堅組合員の裏切りが若しあつた場合は炭労としては充分対処されたい。

○議長より組合の要求は主婦の要求であり組合の斗争は直接炭婦協の斗いであるので、この意義を全員に徹底させ、要求貫徹迄斗う事をこの大会で決議したい旨を提案し万場一致之を決定、尚原案を確認した。

○　緊急動議

福炭婦協より「炭婦協結成大会の名をもつて、